

日新火災の現状  
2024

## はじめに

日頃より日新火災をお引き立ていただき、誠にありがとうございます。  
このたび、当社の経営方針、事業概況、財務状況等事業活動について  
わかりやすく説明するため、ディスクロージャー誌「日新火災の現状  
2024」を作成しました。

本誌が当社をご理解いただく上で、皆さまのお役に立てれば幸いです。

2024年7月

※本誌は「保険業法(第111条)」および「同施行規則(第59条の2および第59条の3)」に基づいて作成したディスクロージャー資料(業務および財産の状況に関する説明資料)です。

## 会社の概要 (2024年7月1日現在)

**社名** 日新火災海上保険株式会社  
**創業** 1908年(明治41年)6月10日  
**資本金** 101億円  
**従業員数** 2,033名  
**代理店数** 10,417店  
**本店所在地** 東京都千代田区神田駿河台二丁目3番地

**子会社**  
日新火災総合サービス株式会社  
日新火災情報システム株式会社  
ユニバーサルリスクソリューション株式会社  
日新火災インシュアランスサービス株式会社

※従業員数・代理店数は2024年3月31日現在



**日新火災**

当社のシンボルマークは、ブルーの半円に表されている未来と、それに続くしなやかな緑の曲線で描かれている道によって構成されています。このシンボルマークには、100年を超える歴史を背景に、より輝かしい未来に向かって歩み続ける日新火災の意志が込められています。

メインコーポレートカラーであるグリーンは「いきいきとした活動力・生命力」を、また、サブカラーである鮮やかなブルーは「積極性・知性」を象徴しています。

# 目次

トップメッセージ .....	2
お客さまにご満足いただくために .....	4
トピックス .....	10

## 東京海上グループについて

東京海上グループ概要 .....	14
東京海上グループについて .....	16

## 日新火災の経営について

日新火災の経営戦略 .....	20
代表的な経営指標 .....	21
2023年度の事業概況 .....	26
コーポレートガバナンスの状況 .....	28
内部統制基本方針 .....	30
コンプライアンスの徹底 .....	32
個人情報への対応 .....	37
勧誘方針 .....	43
募集制度 .....	44
リスク管理 .....	46
資産運用 .....	50
情報開示 .....	51
サステナビリティの考え方 .....	52

## 商品・サービスについて

保険の仕組み .....	62
個人向け保険商品 .....	66
企業向け保険商品 .....	68
事故時のサービス .....	70
個人向けサービス .....	72

企業向けサービス .....	73
新商品の開発状況および約款・ 料率の改定 .....	74

## 業績データ

事業の状況 .....	76
経理の状況 .....	88

## コーポレートデータ

沿革 .....	126
株式の状況 .....	127
会社の組織 .....	129
役員の状況 .....	130
従業員の状況 .....	133
健康経営の取り組み .....	135
企業集団の状況 .....	136
設備の状況 .....	137
店舗ネットワーク .....	139

# トップメッセージ

## リテールのお客さま一人ひとりに寄り添い “あんしん”をお届けしてまいります

平素より、皆さまには日新火災をお引き立て賜り、誠にありがとうございます。

本年1月1日に発生した令和6年能登半島地震で被害に遭われた皆さまに心よりお見舞い申し上げます。

当社として被災地域の皆さまに寄り添い、復旧・復興の力となれるよう、損害保険会社の使命を果たしてまいります。

昨年8月に公表しましたビッグモーター社による保険金不正請求問題など一連の不適切事案を起こしたことにより、お客さまをはじめ関係者の皆さまに大変なご迷惑とご心配をおかけしておりますことにつきまして心よりお詫び申し上げます。

当社は「お客さま本位の安心と補償をお届けし、最も身近で信頼されるリテール損害保険会社を目指す」を経営理念として掲げております。経営理念の原点に立ち戻り、



全社を挙げて再発防止に取り組みお客さまからの信頼回復に努めてまいります。

新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴い、国内では経済活動の正常化が進み、日本経済は緩やかに回復基調を辿ってきましたが、能登半島地震や雷災などの自然災害の多発、米国金利の高止まりによる円安の進行やエネルギー価格の高騰もあり物価が上昇するなど、当社を取り巻く事業環境は大きく変化しております。

そのような中で、当社は事故や災害に際し最もダメージを受けやすい小規模な事業者や個人のお客さまをお守りするために、営業部門・損害サービス部門・代理店が一体となったサービスを追求しております。また社会課題の解決にも取り組んでおります。

2023年度はインターネット上で保険料の算出やお申込みが完結する小規模事業者向け賠償責任保険「事業をおまもりする保険」、および特定非営利活動法人空家・空地管理センターと共同開発した「空き家専用保険」を発売しました。

また、社員と代理店が一体となりお客さまの期待・ニーズに寄り添った事故対応を行い、事故に遭われたお客さまの不安を速やかに解消することに努めてまいりました。とりわけ地震や台風等の自然災害が発生した際には、被災されたお客さまにいち早く保険金をお支払いするため、被災地の社員・代理店のみならず、全国の社員が総力を挙げてお客さまへの対応を進めてまいりました。



## 経営理念

日新火災は、お客さま本位の安心と補償をお届けし、  
最も身近で信頼されるリテール損害保険会社を目指します。

- ◆ 安心を実感していただける的確で誠実な対応を常に心がけ、お客さまにとってわかりやすい商品とご満足いただけるサービスを提供します。
- ◆ 健全性・収益性を確保し企業価値の向上をはかるとともに、積極的な情報開示に努め、株主の負託に応えます。
- ◆ 代理店の自主性・独立性を尊重するとともに、お客さま本位の価値観を共有し、相互の発展をはかります。
- ◆ 従業員一人ひとりがお客さま本位を実践し、いきいきと働くことができる企業風土を築きます。
- ◆ 損害保険事業を通じて地域社会の発展に貢献するとともに、従業員・代理店の地域活動や社会貢献活動への参画を支援します。

今年度は新たな中期経営計画がスタートします。

この計画では、「事故によるダメージを受けやすいお客さまの日々の負担感を減らし、より豊かな生活を実感していただける保険会社」という当社のなりたい姿を実現すべく、各施策を着実に推進してまいります。

最大のテーマは、「お客さま本位の日新火災ならではのビジネスモデル」を創ることです。

10年・20年先を見据え、事業環境が変化してもリテールのお客さまに“あんしん”をお届けするために「独自の成長」を追求してまいります。

「小規模事業者の皆さまにご安心していただける商品やサービス」、「社会課題の解決に貢献できる新商品開発」、

「お客さまのニーズに合った販売基盤の構築」など新たな成長戦略を実行し、独自の価値を創造していくことで、当社は「お客さま本位の安心と補償をお届けし、最も身近で信頼されるリテール損害保険会社」を目指してまいります。

今後とも一層のご愛顧、お引き立てを賜りますよう、よろしく願い申し上げます。

2024年7月

取締役社長

織山 晋

# お客さまにご満足いただくために

## お客さま本位の業務運営

当社は、お客さま本位の安心と補償をお届けし、最も身近で信頼されるリテール損害保険会社を目指すことを経営理念に掲げています。

安心を実感していただける的確で誠実な対応を常に心がけ、お客さまにとってわかりやすい商品と、ご満足いただけるサービスを提供し、地域社会の発展に貢献するよう取り組んでいます。

また、“適正な業務運営に止まらず、お客さまをはじめとした社会からの要請に応えていくこと”(=コンプライアンスの徹底)は、当社の経営理念の実践そのものであり、事業活動のあらゆる局面において最優先にしています。

そして、お客さまに寄り添い、多様化するニーズを的確に捉えながら、「お客さま本位」の保険事業をより徹底していくために「お客さま本位の業務運営方針」を策定し、その方針

に基づいた具体的な取り組みを実行しています。

社会環境が大きく変化し、リスクも多様化する中で、保険事業の存在意義は、お客さまの暮らしや事業の安心・安全・安定に貢献することであり、事故や災害といった非日常的な状況の中でも、お客さまに安心していただくための「寄り添う力の担い手」となることが、当社に求められている使命だと考えています。

当社は、これからも、お客さまに寄り添う気持ちを大切に、「リテールのお客さま一人ひとりに寄り添い“あんしん”をお届けする」ことを追求していきます。また、よき企業市民として社会とともに持続的成長を遂げ、すべての人や社会から真に必要とされる良い会社“Good Company”を目指し、代理店と一体となって努力し続けてまいります。

※「お客さま本位の業務運営方針」は、消費者庁の「消費者志向自主宣言」に対応したものです。

## お客さま本位の業務運営方針

### 運営方針1 お客さまの声を活かした業務運営

「お客さまの声」を真摯に受けとめ、安心を実感していただける的確で誠実な対応を行うとともに、お客さまにとってわかりやすい商品とご満足いただけるサービスの提供に積極的に活かします。

### 運営方針2 保険募集

お客さまを取り巻くリスクや、お客さまのご意向や情報を把握した上で、ご契約を締結するに際して必要な情報を提供しながら、ふさわしい商品・サービスを提案するよう努めます。

### 運営方針3 保険金のお支払い(損害サービス)

お客さまのご加入されている保険契約の内容に基づいて、お支払いが可能な保険金をお客さまに漏れなく案内し、迅速かつ適切にお支払いするなどして、お客さまに寄り添った損害サービスを実現するよう努めます。

### 運営方針4 運営方針の浸透に向けた取り組み

代理店や社員が常にお客さま本位の行動をしていくために、研修体系の整備や運営方針の浸透に向けた取り組みを推進します。

### 運営方針5 利益相反等の管理

「東京海上グループ 利益相反取引等の管理に関する方針」に則り、役職員一同がこれを遵守することによって、お客さまの利益が不当に害されることのないように、利益相反等の管理に努めます。

## 「お客様の声」への対応

### 「お客様の声」対応基本方針

当社は、「お客様の声」対応基本方針を策定し、「お客様の声」をもとに商品・サービスや会社業務全般の品質の向上を目指し、取り組んでいます。また、「お客様の声」への対応プロセスを継続的に改善することで、「最も身近で信頼されるリテール損害保険会社」としての社会的責任を果たすとともに、お客さま本位の業務運営を実現します。

#### 「お客様の声」対応基本方針

「お客様の声」を真摯に受け止め、安心を実感していただける的確で誠実な対応を行うとともに、お客さまにとってわかりやすい商品とご満足いただけるサービスの提供に積極的に活かします。

### 「ISO 10002」規格への自己適合宣言

「お客様の声」への対応プロセスを全社で標準化するために、国際標準化機構 (ISO) において発行された苦情対応マネジメントシステム「ISO10002 (品質マネジメント-顧客満足-組織における苦情対応のための指針)」に準拠した業務態勢見直しを行い、2008年7月に公表しました。

現在は、この取り組みを一層強化し、「お客様の声」に基づいた業務品質の向上に努めています。

※ ISO10002は2004年に発行された国際規格です。規格への適合を自らの責任で確認することで、対外的に適合を宣言することができます。

## 「お客様の声」をお聴きする仕組み

### 「お客様の声」の受付窓口

当社では、お客さま相談室、テレホンサービスセンター、事故受付センター、ホームページ、代理店、全国の営業・損害サービス拠点等で「お客様の声」を承っております。

特に苦情に関しては、関連部門とも連携し、迅速かつ適切な対応を行っています。

#### ■ お客さま相談室

相談対応窓口として設置し、お客さまからのご意見やご要望および当社や当社代理店への苦情や不満を承っています。

0120-17-2424

(受付時間 9:00~17:00・土日祝日除く)

2023年度は2,030件のご相談等を承りました。そのうち330件が「苦情と不満」となっています。

#### ■ テレホンサービスセンター・事故受付センター

##### ・日新火災テレホンサービスセンター

当社の商品やサービスに関するご相談やお問い合わせを承っています。

〈自動車保険〉0120-616-898

〈火災保険〉0120-156-932

〈その他の保険〉0120-718-268

(受付時間 平日9:00~18:00・土日祝日9:00~17:00)

##### ・日新火災事故受付センター

保険金の請求に関するご相談やご不満を承っています。

〈自動車事故〉0120-25-7474

〈自動車以外の事故〉0120-232-233

(受付時間 24時間365日)

2023年度は63,728件のお問い合わせ等を承りました。そのうち669件が「苦情と不満」となっています。

#### ■ ホームページ照会窓口

(<https://www.nisshinfire.co.jp/>)

当社ホームページ上にお客さまからのご照会専用ページを設け、商品やサービスあるいは損害保険全般についてのお問い合わせや、当社へのご意見等を承っています。

# お客さまにご満足いただくために

## アンケートの実施

当社ではお客さまの満足度やご意見を積極的にお聴きする取り組みとして、各種アンケートを実施しています。

アンケート等を通じてお客さまニーズの把握に努め、より一層お客さまにご満足いただけるよう代理店とともにサービス品質の向上を図っていきます。

### ■契約手続きに関するアンケート

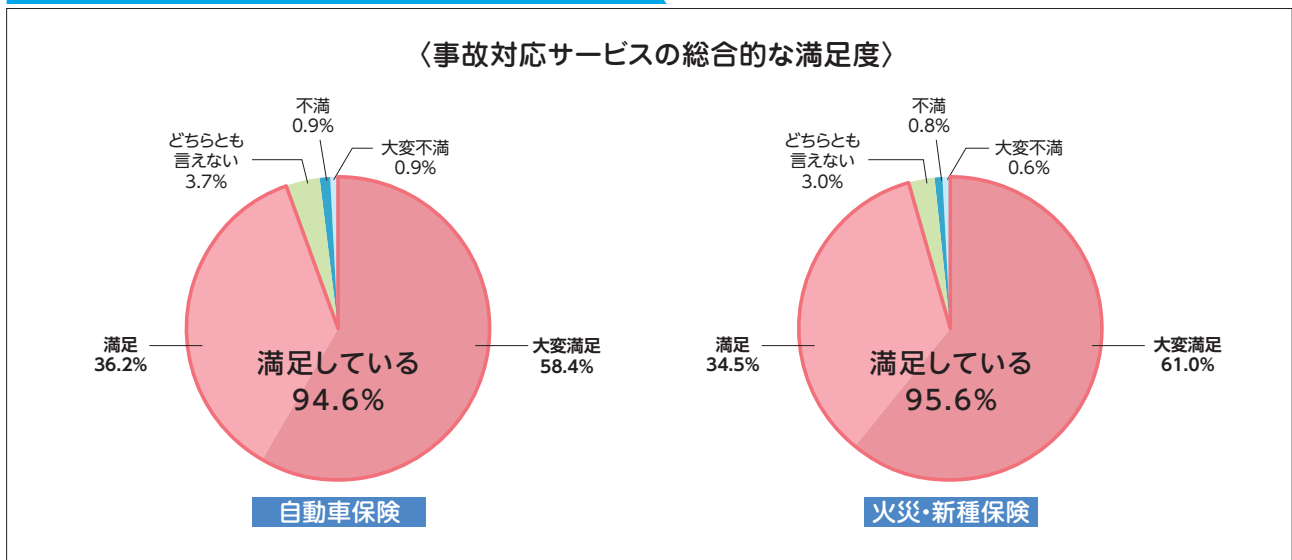
契約手続き時の対応に関するアンケートをインターネット上で実施しており、2023年度はご回答いただいた89.7%のお客さまからご満足の評価をいただいています。

### ■保険金のお支払いに関するアンケート

保険金のお支払い後に、事故対応サービスに関するアンケートを実施しています。2023年度はお客さまから25,133件のご回答をいただきました。

アンケートでは、事故受付から保険金をお支払いするまでの事故対応サービス全般や、担当者・代理店による対応へのお客さまの評価を伺っています。

## 2023年度 保険金のお支払いに関するアンケートより



## お客さまからの苦情への対応

### 「苦情」とは

当社では、「お客さまから不満足の原因があったもの」を「苦情」として受けとめています。いただいた苦情には、迅速かつ丁寧に対応するとともに、お客さまからの貴重なご意見として業務改善にいかしています。

### 「お客さまの声(苦情)」受付状況

当社では全国の拠点から全社員が入力可能な「お客さまの声活用システム」により、全社を挙げて積極的に「お客さまの声」を把握し、その内容を記録しています。なお、苦情受付件数や苦情事例・改善事例等は当社ホームページにも開示しています。



## ■苦情受付件数

	2022年度	2023年度
<b>1. 契約・募集行為</b>		
(1) 商品内容(補償内容等)	33	19
(2) 契約継続手続き(手続き漏れ・遅れ等)	119	110
(3) 募集行為(お客さまへの意向確認不足等)	90	84
(4) 契約内容・条件等の説明不足・誤り	190	165
(5) 契約の引受(条件、制限等)	27	25
(6) 保険料の計算誤り	28	41
(7) 接客態度	25	22
(8) 帳票類(申込書、請求書、パンフレット等)の内容	58	28
(9) その他	111	165
小 計	681	659
<b>2. 契約の管理・保全・集金</b>		
(1) 証券未着・誤り	24	16
(2) 分割払・口座振替対応	51	65
(3) 契約の変更手続き	170	195
(4) 契約の解約手続き	166	196
(5) 満期返れい処理(手続き遅延、返れい金額等)	1	4
(6) 接客態度	5	20
(7) その他	33	40
小 計	450	536
<b>3. 保険金</b>		
(1) 保険金のお支払い金額	117	152
(2) 対応の遅れ・対応方法	580	632
(3) 保険金お支払いの可否	38	41
(4) 接客態度	300	283
(5) その他	6	7
小 計	1,041	1,115
<b>4. その他(個人情報の取り扱いに関する苦情を含む)</b>	69	107
合 計	2,241	2,417

## ■ 中立・公正な立場で問題を解決する 損害保険業界に関連した紛争解決機関

### ■一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター

当社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。

同協会では、損害保険に関する一般的な相談のほか、損害保険会社の業務に関連する苦情や紛争に対応する窓口として、「そんぽADRセンター」(損害保険相談・紛争解決サポートセンター)を設けています。受け付けた苦情については、損害保険会社に通知して対応を求めることで当事者同士の交渉による解決を促すとともに、当事者間で問題の解決が図れない場合には、専門の知識や経験を有する弁護士等が中立・公正な立場から和解案を提示し、紛争解決に導きます。

当社との間で問題を解決できない場合には、「そんぽADRセンター」に解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンターの連絡先は以下のとおりです。

ナビダイヤル(全国共通・通話料有料) 0570-022808  
受付時間:月～金曜日(祝日・休日および12/30～1/4を除く)の午前9時15分～午後5時

※ナビダイヤルでは、各電話会社の通話料割引サービスや料金プランの無料通話は適用されませんので、ご注意ください。  
※電話リレーサービス、IP電話からは以下の直通電話へおかけください。  
03-4332-5241(そんぽADRセンター東京)  
06-7634-2321(そんぽADRセンター近畿)

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(https://www.sonpo.or.jp/)

### 「そんぽADRセンター」以外の 損害保険業界関連の紛争解決機関

#### ■一般財団法人自賠責保険・共済紛争処理機構

自賠責保険の保険金(自賠責共済の共済金)の支払いをめぐる紛争の公正かつ適確な解決を通して被害者の保護を図るために設立され、国から指定を受けた紛争処理機関として、一般財団法人自賠責保険・共済紛争処理機構があります。同機構では、自動車事故に係る専門的な知識を有する弁護士、医師、学識経験者等で構成する紛争処理委員が、自賠責保険(自賠責共済)の支払内容について審査し、公正な調停を行います。同機構が取り扱うのは、あくまで自賠責保険の保険金(自賠責共済の共済金)の支払いをめぐる紛争に限られますので、ご注意ください。

詳しくは、同機構のホームページをご覧ください。  
(https://www.jibai-adr.or.jp/)

#### ■公益財団法人交通事故紛争処理センター

自動車保険の対人・対物賠償保険に係る損害賠償に関する紛争を解決するために、相談・和解のあっせんおよび審査を行う機関として、公益財団法人交通事故紛争処理センターがあります。全国11カ所において、専門の弁護士が公正・中立な立場で相談・和解のあっせんを行うほか、あっせん案に同意できない場合は、法律学者、裁判官経験者および弁護士で構成される審査会に審査を申し立てることもできます。

詳しくは、同センターのホームページをご覧ください。  
(https://www.jcstad.or.jp/)

# お客さまにご満足いただくために

## 「お客さまの声」を施策にいかす取り組み

### ■ お客さま本位の業務運営委員会

お客さまにご満足いただけるサービスを提供するとともに、真のお客さま本位を実現させるため、社長を委員長とし、役員および複数名の社外委員（社外有識者、消費者代表）で構成する「お客さま本位の業務運営委員会」を設置しています。

この委員会では、当社が把握したお客さまに影響を及ぼす（可能性のある）業務運営について、「お客さま本位」の視点で確認・検証し、業務の改善につなげています。

「お客さまの声」等の情報を各委員間で共有した上で、十分な時間をかけて論議し、お客さまへの被害やご迷惑を及ぼす（可能性のある）事案について、お客さま対応（予防・被害の最小化）および改善策が確実に実施されていることを確認し、「お客さま本位」を基軸とした業務の遂行に努めています。

また、「お客さまの声」等を起点に商品・サービスや会社業

務全般の品質を改善する取り組みについて、評価・提言を行っています。

### ■ お客さまの声活用システム

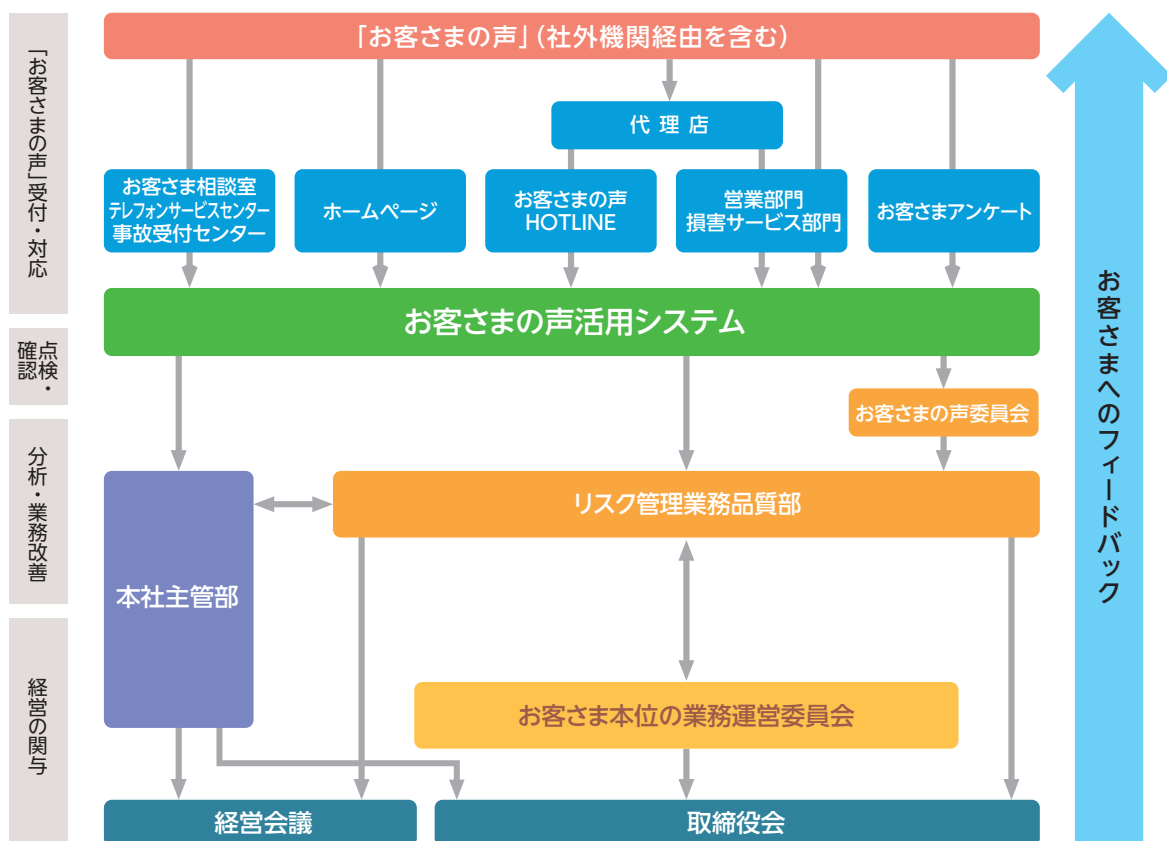
お客さまの声を施策にいかすため「お客さまの声」や「代理店の声」、またお客さまの視点に立った「社員の声」等を「お客さまの声活用システム」に記録し、受付から対応までの経過をすべて一元管理しています。

2023年度は4,922件の「声」を承りました。

### ■ お客さまの声委員会

全国の営業部門・損害サービス部門に「お客さまの声委員会」を設置しています。この委員会では、各拠点で受け付けたお客さまの声について議論・分析し、効果的で継続可能な再発防止策の策定や好事例の共有を行うことを通じて、お客さま対応品質の向上に努めています。

## 「お客さまの声」対応態勢



## 「お客様の声」をもとに実施した改善事例

### 事例1 火災保険のパンフレットの表記を改善

#### <お客様の声>

火災保険(ビジネスプロパティ)のパンフレットで、補償対象外となる損害の記載方法が分かりにくい。「保険金をお支払いできない場合」の欄に記載されているものの、「保険金をお支払いする場合」の欄の方向に矢印が向いており、水色で囲まれていることから、補償対象であると勘違いしてしまった。

#### <改善事例>

パンフレットの「保険金をお支払いできない場合」の記載を見直し、矢印などは使用せず、グレーで囲んで記載しました。

### 事例2 ドライブレコーダー(ドラレコ)取り付けサービスのご利用案内の改善

#### <お客様の声>

ドラレコ特約で貸与されるドラレコの取り付けを依頼する際、手続きをわかりやすくしてほしい。また、ドラレコ事務局に問い合わせをしたとき、住所、電話番号、車種などたくさん聞かれたが、法人契約では契約上の登録内容がすぐにわからないことがあるため、確認するのは最低限の項目にしてほしい。

#### <改善事例>

ご案内書類に「取り付けサービス(有料)があること」、「取り付けサービスを利用する際には、ドラレコ事務局に電話して予約が必要なこと」を明記しました。また、ドラレコ事務局にお電話いただいた際には、契約者名・車両登録番号をお伝えいただければ対応できるようにしました。

### 事例3 自動車保険非対面手続き「Webらく手続き」の開始

#### <お客様の声>

代理店から補償内容プランの説明を受けた後、じっくり検討したうえで、自分のタイミングで申込み手続きができるようにしてほしい。

#### <改善事例>

従来からあったお電話や郵送による手続き方法に加えて、お客さまご自身がスマートフォンやタブレット等で契約手続きができる、自動車保険のWebらく手続きを2021年10月より開始しました。

### 事例4 火災保険の申込書のレイアウトを改善

#### <お客様の声>

火災保険(ビジネスプロパティ)の申込書に印字されている特約名がコードのみで、契約内容がわかりにくい。また、自動付帯の特約はその旨記載してほしい。

#### <改善事例>

申込書のレイアウトを改善し、特約名や自動付帯される特約の説明を記載しました。

### 事例5 保険金お支払いのご案内の表記を改善

#### <お客様の声>

保険金の支払案内が届いたが、あて名がカタカナ表記であり違和感を覚えた。漢字にすべきではないか。

#### <改善事例>

お客さま向けの書類作成システムを改善し、漢字表記で見やすいお客さま向け書類を作成するようにしました。

### 事例6 お客さまからの連絡手段の充実

#### <お客様の声>

IP電話からドライビングサポート24に電話を掛けられない。繋がるようにしてほしい。

#### <改善事例>

『ドライビングサポート24(0120-097-365)』について、IP電話からもお電話を受けられるよう改善しました。

# トピックス

## 【業界初】小規模事業者向け インターネット 完結型賠償責任保険「事業をおまもりする 保険」の発売

### 事業をおまもりする保険

日新火災



2024年1月、インターネット上で保険料の算出や契約手続きが完結する小規模事業者<sup>(\*)1</sup>向けの賠償責任保険「事業をおまもりする保険」<sup>(\*)2</sup>を発売しました。

本商品は、損害賠償リスクやカスタマーハラスメント(以下、「カスハラ」)などへの備えに加え、事業上のお悩みを土業等の専門家にご相談できるサービスや、損害賠償事故の発生時に示談交渉を日新火災が代行するサービスもセットし、お客様の事業活動を幅広くサポートする商品です。

インターネット上でお申込みが完結する事業者向けの賠償責任保険は、業界初となります(2023年12月8日時点、当社調べ。特定の団体向けの商品や、特定の代理店等のみを経由して販売する商品、少額短期保険業者の販売商品を除きます。)

#### 〈開発の背景〉

事業の運営においては、さまざまな不測の事態の発生により、誰もが損害賠償責任を負うリスクを抱えています。また、最近では、カスハラなども社会問題化し、専門家を交えた本

格的な対策を講じる必要がある事案が増加しています。

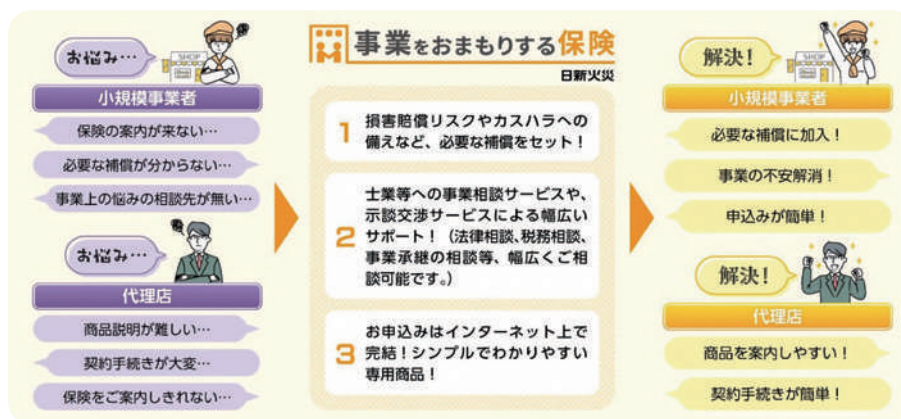
しかしながら、このようなリスクに備える保険である賠償責任保険の中小企業における認知度は50%以下、加入率は15%以下にとどまり<sup>(\*)3</sup>補償を十分にお届けできていない状況にあります。この一因として、補償の多様化による商品内容の複雑さや、契約手続きにかかる事務負担の大きさなどが課題となっていました。

当社では中小企業、なかでも小規模事業者の皆さまにお届けすることを想定し、インターネット上でお申込み手続きが完結する、シンプルでわかりやすい専用商品「事業をおまもりする保険」を開発いたしました。お客様の事務的な負担を大幅に軽減しただけでなく、事業に合わせてニーズの高い補償やサービスを予めセットし、小規模事業者の皆さまを幅広くサポート可能な商品となっています。

#### 〈事業をおまもりする保険の特長〉

- 損害賠償リスクから事業をおまもりするだけでなく、顧客から受けた暴力や悪質なクレームなどからもお店や従業員をおまもりします。<sup>(\*)4</sup>
- 土業等への事業相談サービスや、事故時の示談交渉サービスなどで、幅広く事業をサポートします。
- お申込み手続きがインターネット上で完結する、徹底的にシンプルでわかりやすい商品です。

日新火災は、「事業をおまもりする保険」を通じ、多忙な小規模事業者の皆さまにとって利便性の高いお申込みプロセスを実現し、必要な補償・サービスを広くお届けすることで、お客様の事業の発展・成長をおまもりしていきます。



※事業をおまもりする保険のご案内動画はこちら  
<https://eqm.page.link/4j2e>



(\*)1年間売上高が1億円以下の事業者(個人事業主を含む)を対象とします。

(\*)2正式名称は「統合賠償責任保険」です。

(\*)3 2022年度に一般社団法人日本損害保険協会が行った調査結果によります。

(\*)4 ご契約のプランによっては、補償されないことがあります。

## 特定非営利活動法人 空家・空地管理センターとの提携による空き家専用保険の発売

2024年1月、特定非営利活動法人 空家・空地管理センター（東京都新宿区、代表理事：上田真一、以下「空家・空地管理センター（\*1）」）と共同開発した「空き家専用保険（\*2）」を発売しました。



### 〈開発の背景〉

昨今、空き家は増加の一途をたどり、特に、適切に管理されずに放置される空き家の増加は社会問題となっています。こうした状況の中、2023年12月には「改正空き家対策特別措置法」が施行され、空き家所有者における空き家の適切な管理の必要性は、従来以上に高まっています。

このような環境変化を踏まえ、当社は、保険商品を通じて空き家の所有・管理に係る様々なリスクや課題を解消すべく、全国の各自治体や弁護士・不動産会社等の専門家などと連携した地域密着型の管理サービスを展開する空家・空地管理センターと業務提携し、「空き家専用保険」を共同開発しました。

### 〈空き家専用保険の特長〉

空き家の所有に伴う損害賠償責任の発生への備えや、火災発生時の近隣トラブルの回避など、空き家所有者の方々が抱えるさまざまな不安に対応する商品です。損害賠償リスクに加え、火災発生時の解体費用等も併せて補償することで、解体されずに放置される空き家の発生抑制とともに、近隣住民の方々の被害の抑制や防止、不安の解消を図ります。

日新火災は、「空き家専用保険」の開発・発売に加え、本商品を付帯する空き家管理サービスの普及活動等を通じ、空き家所有者や空き家の近隣住民の方々により一層の安心をお届けし、空き家に関する社会課題の解決に貢献してまいります。

### (\*1)法人概要

法人名	特定非営利活動法人 空家・空地管理センター ( <a href="https://www.akiya-akichi.or.jp/">https://www.akiya-akichi.or.jp/</a> )
所在地	東京都新宿区西新宿3丁目8-4BABAビル9階
代表理事	上田真一
設立年	2013年7月
事業内容	空き家・空地の管理、空き家・空地の活用に関するコンサルティング等

(\*2)空家所有者補償特約を付帯した統合賠償責任保険です。

## 復興・地方創生

### 北海道厚真町との連携協定

2018年に発生した胆振東部地震からの復興において、厚真町では未だ、土砂災害により崩壊した森林の再生や防災・減災に向けた備え等の課題を抱えています。厚真町と日新火災は、これらの課題解決につなげることを目的とし、連携協定を締結しました。また、厚真町の特産品等の地域資源を活かした地方創生の取り組みなどを通じて、厚真町の豊かな地域づくりの実現を図ります。

### 主な協定内容

- (1)厚真町の復興支援および災害に強いレジリエンスに向けた連携
- (2)地域資源を活用した魅力的で持続可能な地方創生に向けた連携



2023年12月5日(火)厚真町総合福祉センターでの締結式の様子  
(左:厚真町 宮坂尚市朗町長 右:日新火災 執行役員 郡司源太郎)

# トピックス

## スポーツクライミング

当社は、2018年10月に「公益社団法人 日本山岳・スポーツクライミング協会」(以下、JMSCA)のオフィシャルパートナー契約を締結しています。



### クライミング体験キャンプ等を通じた競技の普及

2023年は7月に佐賀県、11月に岩手県で「JMSCA クライミング体験キャンプ supported by 日新火災」を開催しました。

佐賀は中村真緒選手、菊地咲希選手、岩手は中村真緒選手、原田海選手、榎崎明智選手が講師となり、参加した小学生へのデモンストレーションや直接指導を通して、クライミングの楽しさを体験してもらう場を提供しました。



### 文部科学大臣よりスポーツ功労者顕彰を受章

当社社員である中村真緒選手がワールドゲームズ2022・バーミングハム大会のスポーツクライミング女子ボルダリング(2022年7月7日~17日に開催)において、世界トップクラスの選手を抑え銅メダルを獲得、この功績に対し、2023年8月にスポーツ功労者顕彰を受章しました。(※ワールドゲームズとは、オリンピックに採用されていない競技種目を対象とした国際総合競技大会です。)

### ボルダージャパンカップ2024(BJC2024)で優勝

ボルダー種目で日本一を決める大会が2024年2月に開催され、榎崎明智選手、菊地咲希選手、中村真緒選手が出場し、中村真緒選手が見事初優勝を遂げました。



## 東京海上グループ について

東京海上グループ概要	14
東京海上グループについて	16

# 東京海上グループ概要

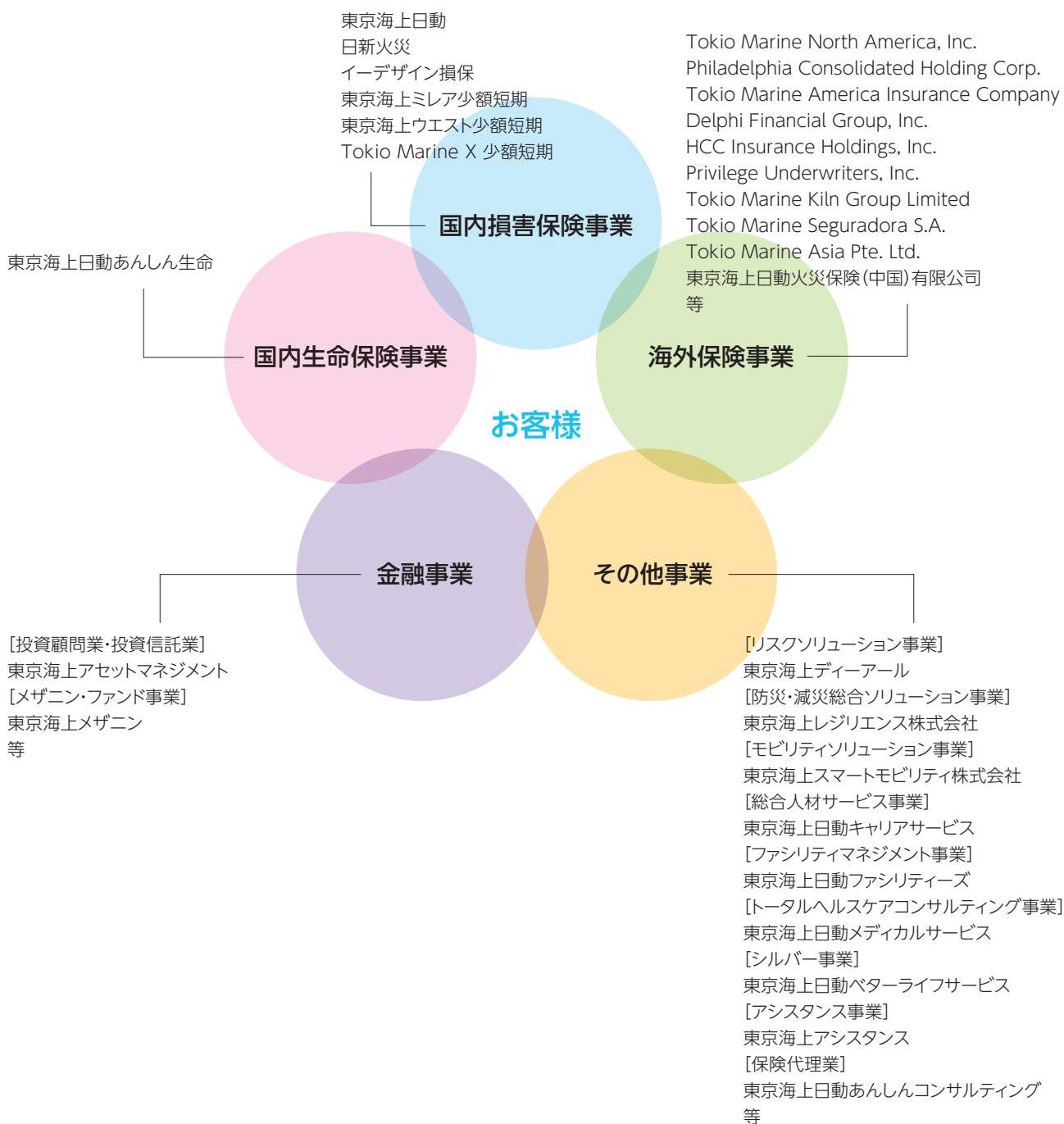
## 東京海上ホールディングスの業務内容

東京海上ホールディングスは、東京海上グループ全体の経営戦略・計画立案、グループ資本政策、グループ連結決算を担うとともに、コンプライアンス・内部監査・リスク管理等の基本方針を策定し、子会社等の経営管理を行っています。また、上場企業としてIR・広報および、サステナビリティ推進機能を備えています。

これにより、企業価値の最大化に向けて、中長期的なグループ戦略の立案と収益性・成長性の高い分野への戦略的な経営資源の配分を行い、グループ全体の事業の変革とグループ各社間のシナジー効果を追求します。

## 東京海上グループの事業領域と主なグループ会社

(2024年7月1日現在)





## 主な保険事業会社

### 国内損害保険事業

### Non-life Insurance Business

#### 東京海上日動火災保険株式会社

創業：1879年8月1日  
 資本金：1,019億円  
 正味収入保険料：2兆4,179億円  
 総資産：10兆7,896億円  
 従業員数：16,296名  
 本店所在地：東京都千代田区大手町2-6-4  
 常盤橋タワー  
 (2024年3月31日現在)



提供:三菱地所(株)

#### 日新火災海上保険株式会社

創業：1908年6月10日  
 資本金：101億円  
 正味収入保険料：1,478億円  
 総資産：3,496億円  
 従業員数：2,033名  
 本店所在地：東京都千代田区神田  
 駿河台2-3  
 (2024年3月31日現在)



### 国内生命保険事業

### Life Insurance Business

#### 東京海上日動あんしん生命保険株式会社

設立日：1996年8月6日  
 資本金：550億円  
 保険料等収入：7,857億円  
 総資産：8兆8,188億円  
 従業員数：2,591名  
 本社所在地：東京都千代田区大手町2-6-4  
 常盤橋タワー  
 (2024年3月31日現在)



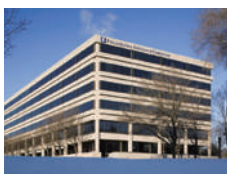
提供:三菱地所(株)

### 海外保険事業

### Overseas Business

#### Philadelphia Consolidated Holding Corp.

創業：1962年  
 正味収入保険料：3,924百万米ドル  
 総資産：13,880百万米ドル  
 従業員数：1,932名  
 本社所在地：米国ペンシルバニア州  
 バラキンウィッド



#### Delphi Financial Group, Inc.

創業：1987年  
 保険料及び手数料収入：3,659百万米ドル  
 総資産：38,971百万米ドル  
 従業員数：3,317名  
 本社所在地：米国ニューヨーク州  
 ニューヨーク市



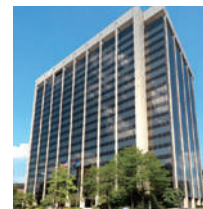
#### HCC Insurance Holdings, Inc.

創業：1974年  
 正味収入保険料：5,453百万米ドル  
 総資産：19,604百万米ドル  
 従業員数：4,128名  
 本社所在地：米国テキサス州ヒューストン



#### Privilege Underwriters, Inc.

創業：2006年  
 取扱保険料：1,493百万米ドル  
 総資産：1,113百万米ドル  
 従業員数：1,092名  
 本社所在地：米国ニューヨーク州ホワイト  
 プレーンズ市



#### Tokio Marine Kiln Group Limited

創業：1962年  
 正味収入保険料：1,023百万英ポンド  
 総資産：3,883百万英ポンド  
 従業員数：729名  
 本社所在地：英国ロンドン



### 海外ネットワーク

- ・海外拠点：44の国・地域
- ・駐在員数：292名
- ・現地スタッフ数：約32,000名
- ・クレームエージェント数：約250拠点(サブエージェントを含む)  
(2024年3月31日現在)

海外保険事業については、2023年12月31日現在 現地財務会計ベース。

# 東京海上グループについて

東京海上グループは、「お客様の信頼をあらゆる活動の原点におく」という経営理念に基づき、収益性、成長性および健全性を兼ね備えた企業グループとしてさらに発展していくために、着実に企業価値の拡大を図っていきます。

## 東京海上グループ中期経営計画2026 ～次の一步の力になる。～

### 1 東京海上グループのパーパスと2035年にめざす姿

東京海上グループは創業時から、「お客様や社会の“いざ”をお守りすること」をパーパスとし、時代と共に変化する様々な社会課題の解決に貢献することで、持続的に成長してきました。

今後、東京海上グループを取り巻く事業環境は加速度的に変化し、東京海上グループも大きな影響を受けると想定されますが、そうしたなかで東京海上グループのパーパスを果たし続けるため、「2035年にめざす姿」として、「お客様や社会の課題/リスクに対して“イノベティブなソリューションを届け続けるパートナー”」を掲げています。

拡大するお客様や社会の課題/リスクに対して、最適な「保険」商品を提供し、お客様や社会の“いざ”を支えているだけでなく、「保険の事前事後領域」や「ウェルビーイング」に貢献する「ソリューション」を提供し、お客様や社会の“いつも”を支えている、そして「保険事業」と「ソリューション事業」の共創によりイノベティブに社会の課題を解決し続けている姿をめざします。



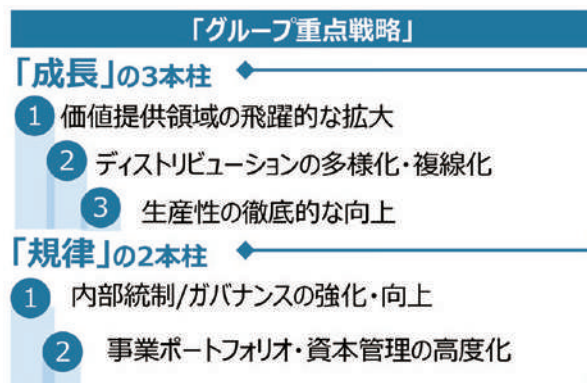
### お客様や社会の課題/リスクに対して“イノベティブなソリューションを届け続けるパートナー”



### 2 新中期経営計画の概要

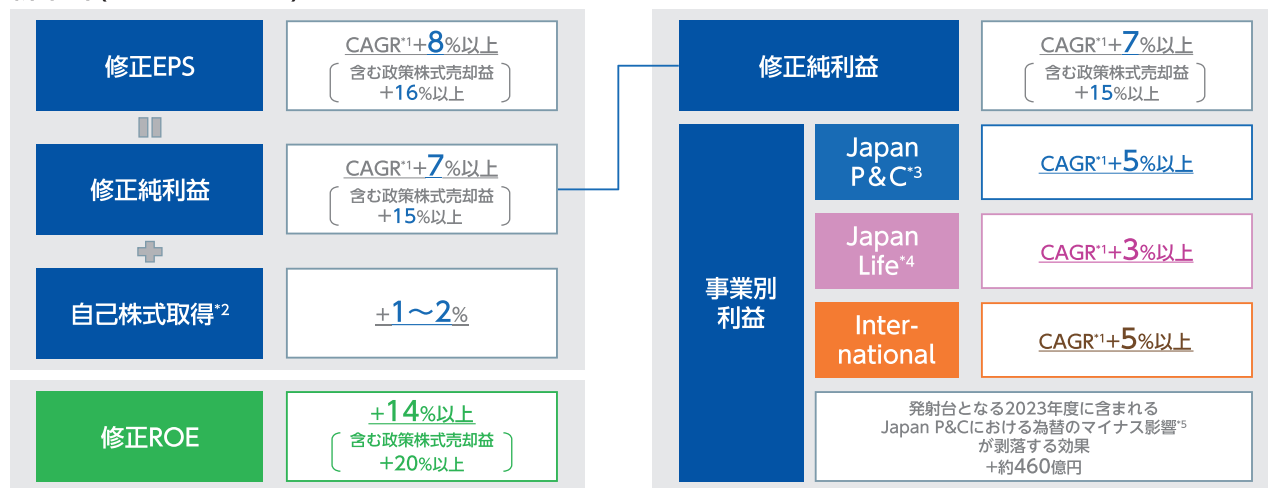
東京海上グループは事業のボラティリティを適切にコントロールするための「グローバルなリスク分散」と、グローバルなタレントと知見を活用するための「グループ一体経営」を推進していますが、新中期経営計画においてもこの「グローバルなリスク分散」と「グループ一体経営」をグループの基本戦略として引き続き推進していくことに変わりはありません。

その上で、新中期経営計画においては、「成長」の「3本柱」として「①価値提供領域の飛躍的な拡大」「②ディストリビューションの多様化・複線化」「③生産性の徹底的な向上」、「規律」の「2本柱」として「①内部統制/ガバナンスの強化・向上」「②事業ポートフォリオ・資本管理の高度化」をグループの重点戦略として掲げ、「2035年にめざす姿」の実現に向けて取り組んでいきます。



新中期経営計画においても、各地域におけるトップクラスの保険引受と資産運用、及びグループとしての規律ある資本政策により「世界トップクラスのEPS Growthの実現」と、「グローバルピア水準のROEへの向上」をめざし続けます。

## 新中計(2024~2026)KPIターゲット



\*1: 発射台となるNormalizedベースの2023年度(自然災害を平年に補正し、政策株式の売却益、北米キャピタル等を控除)対比の3年CAGR(年平均成長率)

\*2: 自己株式取得によるEPS Growth押し上げ効果

\*3: Japan P&C=東京海上日動、除く為替の影響

\*4: Japan Life=あんしん生命

\*5: 2023年度における円安進行により、TMNFで外貨建支払備金の積み増しや為替デリバティブ損等が発生したこと

## 経営指標の定義

### グループ全体の指標

- 修正純利益<sup>\*1</sup>  
連結当期純利益<sup>\*2</sup>+異常危険準備金繰入額<sup>\*3</sup>  
+危険準備金繰入額<sup>\*3</sup>+価格変動準備金繰入額<sup>\*3</sup>  
+自然災害責任準備金<sup>\*4</sup>繰入額<sup>\*3</sup>+初年度収支残の影響額  
-ALM<sup>\*5</sup>債券・金利スワップ取引に関する売却・評価損益  
+のれん・その他無形固定資産償却額  
-事業投資に係る株式・固定資産に関する売却損益・評価損  
-その他特別損益・評価性引当
- 修正EPS=修正純利益÷発行済株式総数
- 修正純資産<sup>\*1</sup>  
連結純資産+異常危険準備金+危険準備金+価格変動準備金  
+自然災害責任準備金<sup>\*4</sup>+初年度収支残  
-のれん・その他無形固定資産
- 修正ROE=修正純利益÷修正純資産(平均残高ベース)

\*1 各調整額は税引き後

\*2 連結財務諸表上の「親会社株主に帰属する当期純利益」

\*3 戻入の場合はマイナス

\*4 大規模自然災害リスクに対応した火災保険の未経過保険料

\*5 ALM=資産・負債総合管理。ALMの負債時価変動見合いとして除外

### 事業別の利益指標(事業別利益)<sup>\*1</sup>

- (1) 損害保険事業  
当期純利益+異常危険準備金等繰入額<sup>\*2</sup>  
+価格変動準備金繰入額<sup>\*2</sup>  
+自然災害責任準備金<sup>\*3</sup>繰入額<sup>\*2</sup>+初年度収支残の影響額  
-ALM<sup>\*4</sup>債券・金利スワップ取引に関する売却・評価損益  
-政策株式・事業投資に係る株式・固定資産に関する売却損益・評価損  
-その他特別損益・評価性引当等
  - (2) 生命保険事業<sup>\*5</sup>  
当期純利益+異常危険準備金等繰入額<sup>\*2</sup>  
+価格変動準備金繰入額<sup>\*2</sup>  
-ALM<sup>\*4</sup>債券・金利スワップ取引に関する売却・評価損益  
-政策株式・事業投資に係る株式・固定資産に関する売却損益・評価損  
-その他特別損益・評価性引当等
  - (3) その他の事業  
財務会計上の当期純利益
- \*1 各調整額は税引き後  
\*2 戻入の場合はマイナス  
\*3 大規模自然災害リスクに対応した火災保険の未経過保険料  
\*4 ALM=資産・負債総合管理。ALMの負債時価変動見合いとして除外  
\*5 海外生保事業は「その他の事業」の基準により算出する。



## 日新火災の経営 について

日新火災の経営戦略	20
代表的な経営指標	21
2023年度の事業概況	26
コーポレートガバナンスの状況	28
内部統制基本方針	30
コンプライアンスの徹底	32
個人情報への対応	37
勧誘方針	43
募集制度	44
リスク管理	46
資産運用	50
情報開示	51
サステナビリティの考え方	52

# 日新火災の経営戦略

## 日新火災の中期経営計画「お客さま本位の日新火災ならではのビジネスモデル」を創る(2024-2026)

当社は、2024年4月から3カ年の新中期経営計画をスタートしました。

本計画の策定にあたり、「事故によるダメージを受けやすいお客さまの日々の負担感を減らし、より豊かな生活を実感していただける保険会社」を当社が長期的になりたい姿(日新火災ならではの事業活動)として定めています。

なりたい姿に到達するための最大のテーマは、「お客さま本位の日新火災ならではのビジネスモデル」を創ることです。2024年からの3年間は、前中期経営計画の振り返りで認識した課題も踏まえつつ、様々な変革に取り組みます。

### 1. 全体像

#### 私たちの長期的に目指す姿 (Vision)

お客さまニーズの変化をいち早くキャッチし、常に一步先を行く商品・サービスで選ばれ成長し続けるオンリーワンのリテール損保

#### 新たなビジネスモデルのポイント

##### わかりやすく 価格競争力のある商品

- 必要な補償を誰もが購入しやすい価格  
➡ 経済的負担の軽減
- 誰もが理解できる内容の商品  
➡ わずらわしさによる心理的負担の軽減

##### 代理店の安心+ デジタルで手軽な手続き

- 誰もがストレスなく終わらせる加入手続き  
➡ 手間による時間的負担の軽減
- 代理店がそっと背中を押してくれる  
➡ 「全て一人で決める」という責任負担の軽減

##### 万全な損害サービスで安心

- お客さまに寄り添った期待に応える損害サービス  
➡ 非日常に対する不安の軽減

お客さまの日々の負担感を減らし、より豊かな生活を実感していただける保険会社

### 2. 概要

- 「お客さま本位の日新火災ならではのビジネスモデル」を創ります。10年・20年先を見据え、環境が変化してもリテールのお客さまに“あんしん”をお届けするため、「独自の成長」を追求してまいります。
- 「小規模事業者の皆さまにご安心していただける商品やサービス」「社会課題の解決に貢献する新商品開発」及び「お客さまニーズに合った販売基盤の構築」に向けた新たな成長戦略を実行し、独自の価値を創造していきます。

# 代表的な経営指標

## 2023年度 代表的な経営指標

年度		2022年度(令和4年度)	2023年度(令和5年度)
正味収入保険料(対前期増減率)		145,031百万円 (△0.3%)	147,897百万円 (2.0%)
正味損害率		63.8%	63.5%
正味事業費率		35.0%	35.1%
保険引受利益(対前期増減率)		6,793百万円 (△56.6%)	6,724百万円 (△1.0%)
経常利益(対前期増減率)		8,447百万円 (△58.7%)	8,271百万円 (△2.1%)
当期純利益(対前期増減率)		7,092百万円 (△43.4%)	5,507百万円 (△22.3%)
単体ソルベンシー・マージン比率		1,187.6%	1,059.5%
総資産額		366,535百万円	349,672百万円
純資産額		63,870百万円	49,562百万円
その他有価証券評価差額		3,295百万円	3,490百万円
保険業法に基づく債権の状況	破産更生債権及びこれらに準ずる債権	—	—
	危険債権	—	—
	三月以上延滞債権	—	—
	貸付条件緩和債権	—	—
	正常債権	101百万円	69百万円
	保険業法に基づく債権合計	101百万円	69百万円
資産の自己査定結果	Ⅱ分類	263百万円	35百万円
	Ⅲ分類	180百万円	179百万円
	Ⅳ分類	0百万円	2百万円
	分類額計(Ⅱ+Ⅲ+Ⅳ)	444百万円	218百万円

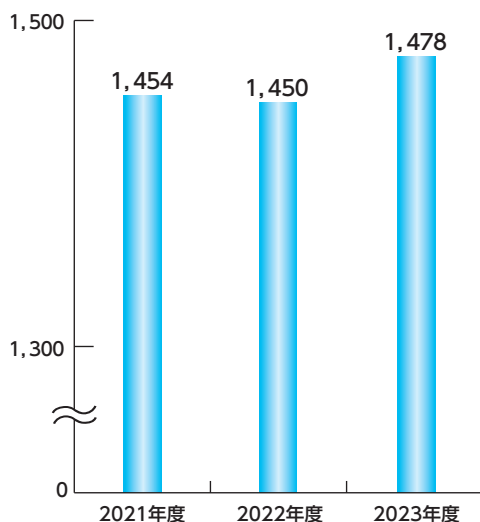
## 代表的な経営指標

### 正味収入保険料(対前期増減率)

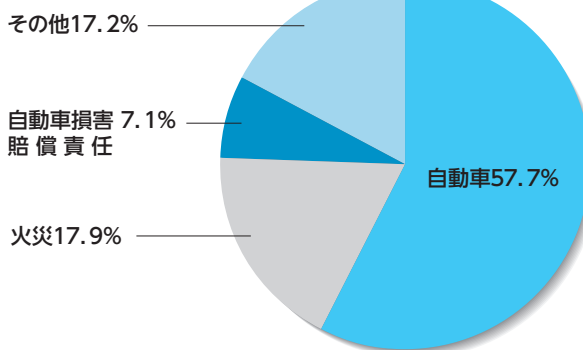
**1,478**億円(2.0%)

#### ●正味収入保険料の推移

(単位：億円)



#### ●種目別構成比



#### ●正味収入保険料

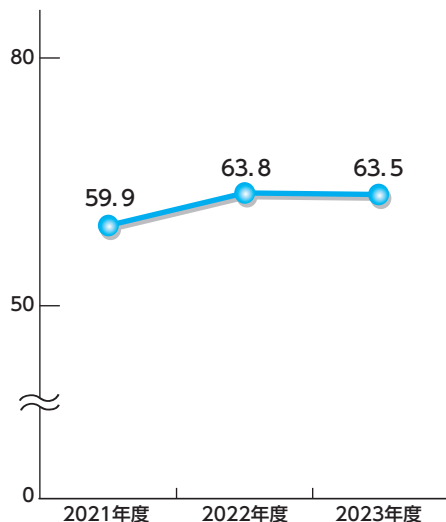
契約者から直接受け取った保険料(元受保険料)に、保険金支払負担平均化・分散化を図るための他の保険会社との保険契約のやりとり(受再保険料および出再保険料)を加減し、さらに将来契約者に予定利率を加えて返れいすべき原資となる積立保険料を控除した保険料です。

### 正味損害率

**63.5%**

#### ●正味損害率の推移

(単位：%)



#### ●正味損害率

正味収入保険料に対する支払った保険金の割合のことであり、保険会社の経営分析や保険料率の算出に用いられるものです。具体的には、損益計算書上の「正味支払保険金」に「損害調査費」を加えて、前述の「正味収入保険料」で除した割合をさしています。

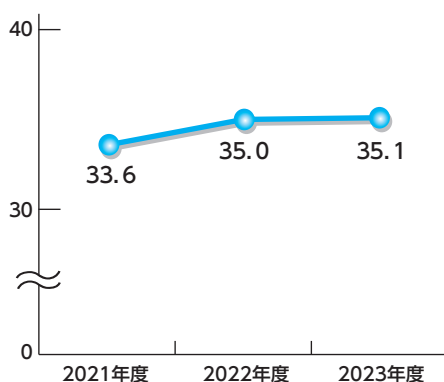


## 正味事業費率

35.1%

## ●正味事業費率の推移

(単位：%)



## ●正味事業費率

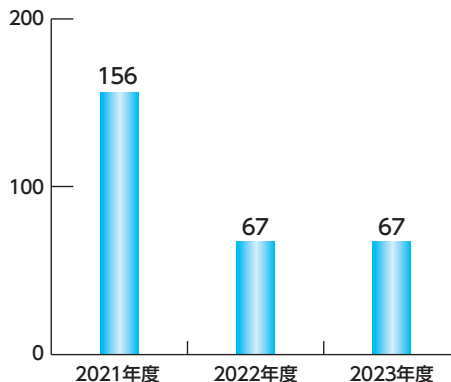
正味収入保険料に対する保険会社の保険事業上の経費の割合のことであり、正味損害率と同様に保険会社の経営分析や保険料率の算出に用いられるものです。具体的には、損益計算書上の「諸手数料及び集金費」に「営業費及び一般管理費」のうち保険引受に係る金額を加えて、前述の「正味収入保険料」で除した割合をさしています。

## 保険引受利益(対前期増減率)

67億円(△1.0%)

## ●保険引受利益の推移

(単位：億円)



## ●保険引受利益

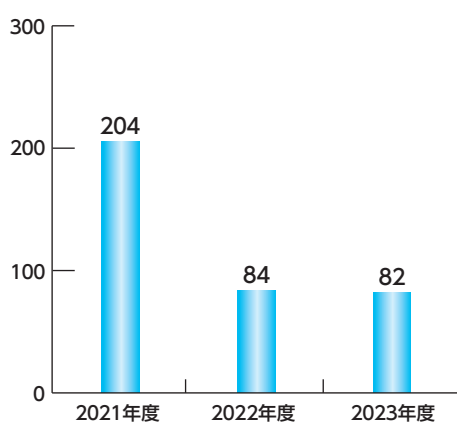
正味収入保険料等の保険引受収益から、保険金・損害調査費・満期返れい金等の保険引受費用と保険引受に係る営業費及び一般管理費を控除し、その他収支を加減したものであり、保険本業における最終的な損益を示すものです。なお、その他収支は自賠責保険等に係る法人税相当額等です。

## 経常利益(対前期増減率)

82億円(△2.1%)

## ●経常利益の推移

(単位：億円)



## ●経常利益

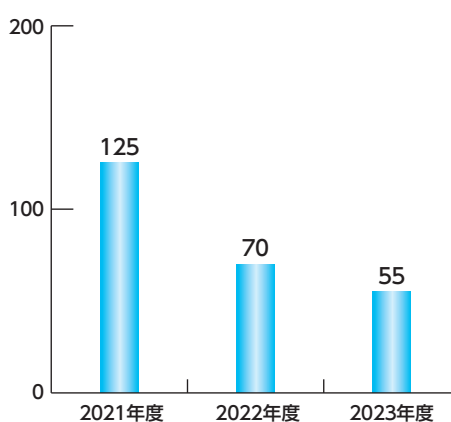
正味収入保険料・利息及び配当金収入・有価証券売却益等の経常収益から、保険金・満期返れい金・有価証券売却損・営業費及び一般管理費等の経常費用を控除したものであり、経常的に発生する取り引きから生じた損益を示すものです。

## 当期純利益(対前期増減率)

55億円(△22.3%)

## ●当期純利益の推移

(単位：億円)



## ●当期純利益

経常利益に固定資産処分損益や価格変動準備金繰入額等の特別損益・法人税及び住民税・法人税等調整額を加減したものであり、事業年度に発生したすべての取り引きによって生じた損益を示すものです。

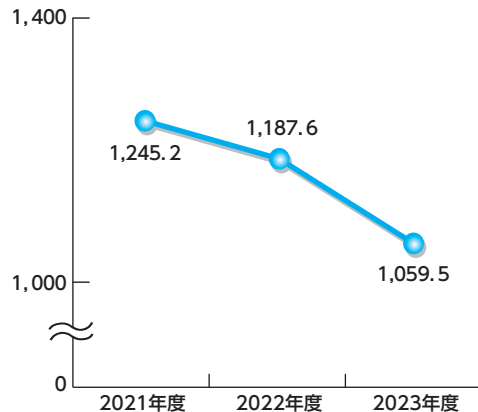
## 代表的な経営指標

### 単体ソルベンシー・マージン比率

# 1,059.5%

#### ●単体ソルベンシー・マージン比率の推移

(単位：%)



#### ●ソルベンシー・マージン比率

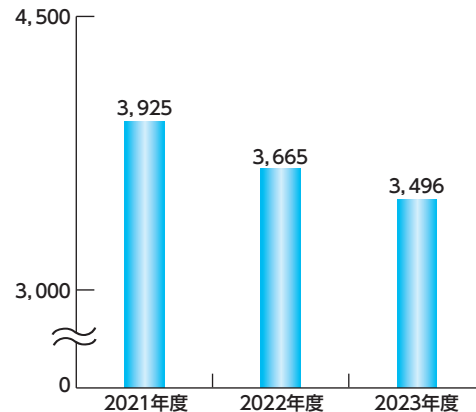
巨大災害の発生や、保有資産の大幅な下落等、通常の予測を超えて発生し得る危険に対する、資本金・準備金等の支払余力の割合を示す指標です。ソルベンシー・マージン比率は、行政当局が保険会社を監督する際に、経営の健全性を判断するために活用する指標の1つであり、その数値が200%以上であれば「保険金等の支払能力の充実の状況が適当である」とされています。

### 総資産

# 3,496億円

#### ●総資産の推移

(単位：億円)



#### ●総資産

損害保険会社が保有する資産の総額であり、具体的には貸借対照表上の「資産の部合計」です。損害保険会社の保有する資産規模を示すものです。

## 代表的な経営指標の用語説明

#### ●純資産額

損害保険会社が保有する資産の合計である「総資産額」から、責任準備金等の「負債額」を控除したものが「純資産額」であり、具体的には貸借対照表上の「純資産の部合計」です。損害保険会社の担保力を示すものです。

#### ●その他有価証券評価差額

「金融商品に係る会計基準(いわゆる時価会計)」により、保有有価証券等については、売買目的、満期保有目的等の保有目的で区分し、時価評価等を行っています。その他有価証券は、売買目的、満期保有目的等に該当しないものであり、保有有価証券等の大宗を占めています。この、その他有価証券の時価評価後の金額と時価評価前の金額との差額(いわゆる評価損益)が、その他有価証券評価差額です。財務諸表においては、税金相当額を控除した純額を、貸借対照表上の純資産の部に「その他有価証券評価差額金」として計上しています。

#### ●保険業法に基づく債権

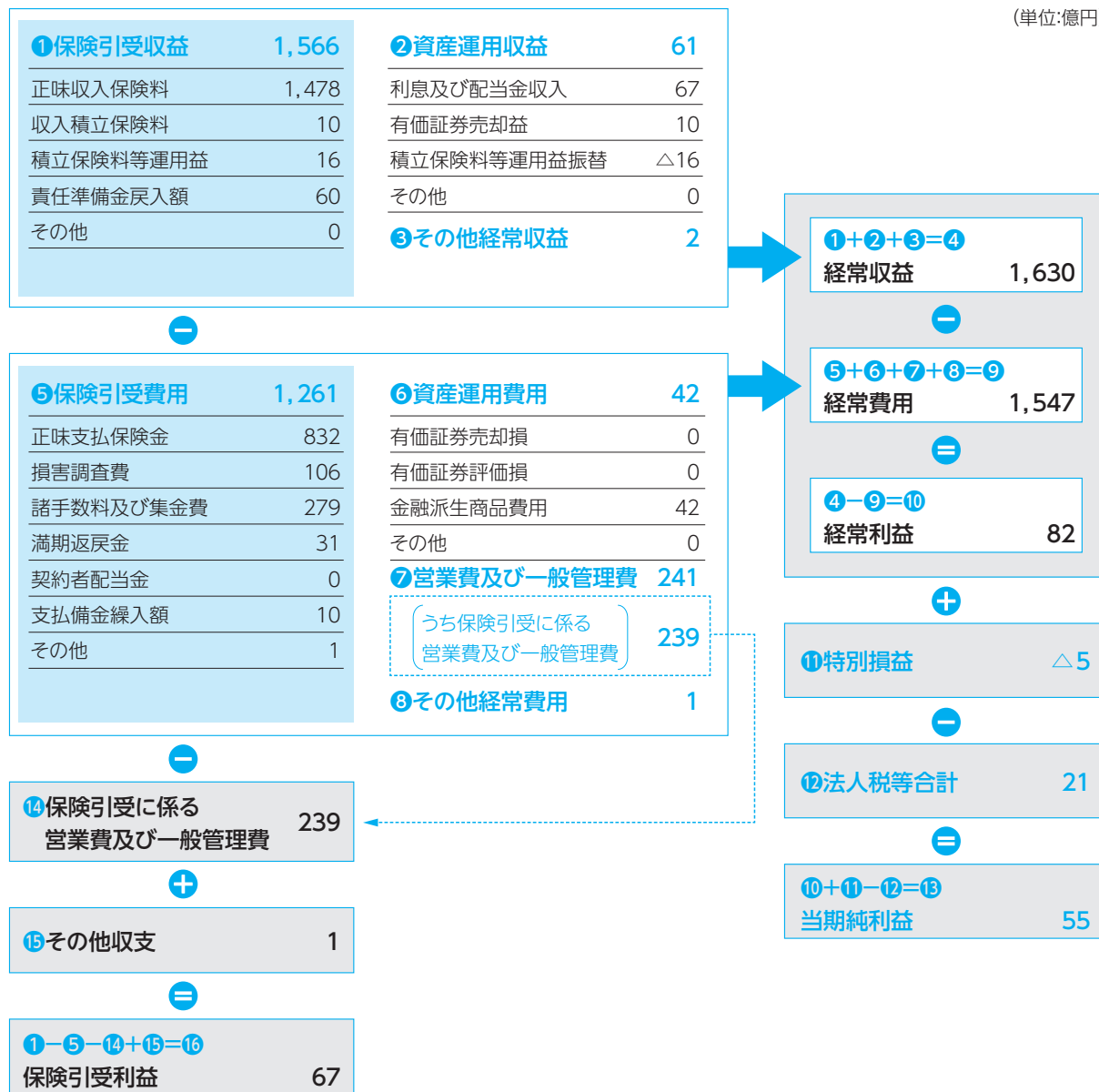
保険業法施行規則第59条の2第1項第5号口に基づき開示している債権の金額です。債権の価値の毀損の危険性、回収の危険性等に応じて、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」「危険債権」「三月以上延滞債権」「貸付条件緩和債権」「正常債権」の5つに区分されています。

#### ●自己査定

損害保険会社としての資産の健全化を図るために、不良債権等については適切な償却・引当等の処理が必要です。自己査定は、適切な償却・引当を行うために、損害保険会社自らが、保有資産について価値の毀損の危険性等に応じて、保有資産を分類区分することです。具体的には、債務者の状況および債権の回収可能性を評価して、資産を回収リスクの低い方から順に、I、II、III、IVの4段階に分類します。このうち、I分類は、回収の危険性または価値の毀損の可能性について問題の無い資産です。II、III、IV分類は、何らかの回収の危険性または価値の毀損の可能性のある資産であり、これらの合計額が「分類額計(II+III+IV)」です。

## 決算の仕組み(2023年度)

(単位:億円)



## 取得格付※(2024年7月1日現在)

格付投資情報センター(R&amp;I)

AA+ (発行体格付)

※最新の格付は、東京海上ホールディングス株式会社のホームページ等でご確認ください。  
<https://www.tokiomarinehd.com/ir/stock/rating.html>

# 2023年度の事業概況

## 事業の経過および成果等

当年度の我が国経済は、コロナ禍の3年間を乗り越え、30年ぶりとなる高水準の賃上げや一部企業の高い投資意欲など、デフレから脱却し新たなステージに移行しようとする前向きな動きが見られる一方で、賃上げは円安による輸入価格の高騰を主因とした物価上昇に追いついておらず、個人消費や設備投資は、依然として力強さを欠いています。

このような事業環境のなか、中期経営計画「その一歩先へChange2023」に沿って、Web・デジタルの活用を通じたお客さま起点での機動的な新商品のリリース等、各施策を積極的に推進するとともに、当社のパーパス「リテールのお客さま一人ひとりに寄り添い“あんしん”をお届けする」の実践に努めました。

当年度の取り組みの経過及びその成果は、以下のとおりです。

### ■ 新商品の開発

お客さまにとってシンプルでわかりやすく、大手社とは一線を画した独自性のある商品やサービスを提供していくため、新商品を開発しました。

新種保険では、インターネット上で申し込みが完結する小規模事業者向けの賠償責任保険「事業をおまもりする保険」を2024年1月に発売しました。損害賠償リスクやカスタマーハラスメントなどへの備えに加え、事業上のお悩みを士業等の専門家にご相談できるサービスや、損害賠償事故の発生時に示談交渉を当社が代行するサービスもセットし、お客さまの事業活動を幅広くサポートします。

### ■ 損害サービス

損害サービスを通じたお客さま満足度の向上を目指し、迅速・適切な保険金支払いとお客さまの期待を超える「感動サービス」の提供に取り組みました。社員と代理店が一体となりお客さまの期待・ニーズに寄り添った事故対応を行い、事故に遭われたお客さまの不安を速やかに解消することで、“あんしん”をお届けするよう努めました。

また、被災されたお客さまにいち早く“あんしん”をお届けできるよう、2024年1月に発生した能登半島地震では事故対応を全国の支店・支社へ振り分け、各支店・支社にて事故

受付のご安心コール(初期コンタクト)からお支払いまで一貫した対応を行い全社一丸となってお客さま対応に注力しました。

### ■ トップラインの拡大

成長戦略に掲げる販売基盤強化や新種保険の拡販等に取り組みました。販売基盤強化については、当社のビジネスモデルに共感し実践していただけるプロ代理店の開発に取り組みとともに、将来プロ代理店として独立を目指す研修生の採用に取り組みつつ、新たなお客さま接点の構築を目的として、Web 商品の案内のみに役割を限定した「媒介型代理店」の開発に注力しました。

新種保険の拡販に向けては、既存のお客さまを様々なリスクからお守りすることに取り組みとともに、新たなお客さまの獲得にも注力しました。

### ■ 収支改善

保険引受利益を安定的に確保していくため、火災保険や新種保険の引受対策を実施しました。また、ITの活用等による業務の効率化にも取り組みました。

### ■ 当年度業績

保険引受収益1,566億円、資産運用収益61億円等を合計した経常収益は、2022年度に比べ17億円増加し、1,630億円となりました。

一方、保険引受費用1,261億円、資産運用費用42億円、営業費及び一般管理費241億円等を合計した経常費用は、2022年度に比べ19億円増加し、1,547億円となりました。

この結果、経常利益は、2022年度に比べ1億円、2.1%減少し、82億円となりました。

経常利益に特別利益、特別損失、法人税及び住民税ならびに法人税等調整額を加減した当期純利益は、2022年度に比べ15億円、22.3%減少し、55億円となりました。

保険引受の概況は、次のとおりです。

正味収入保険料は1,478億円と、火災保険等の増収を主因として、2022年度に比べ2.0%の増収となりました。また、正味損害率は、火災保険等の正味収入保険料の増収を主因

として、2022年度に比べ0.3ポイント低下し、63.5%となりました。

また、正味事業費率は、2022年度に比べ0.1ポイント上昇し、35.1%となりました。

保険引受損益は、2022年度から1.0%減少し、67億円の利益となりました。

## ■保険引受の概況

**火災保険**では、新規契約の増加を主因として、正味収入保険料は265億円と、2022年度に比べ11.9%の増収となりました。また、正味損害率は、雪災に係る正味支払保険金の減少を主因として、2022年度に比べ17.1ポイント低下し、72.0%となりました。

**自動車保険**では、契約台数の減少を主因として、正味収入保険料は853億円と、2022年度に比べ0.3%の減収となりました。また、正味損害率は、事故件数の増加と保険金単価の上昇を主因として、2022年度に比べ4.2ポイント上昇し、60.9%となりました。

**自動車損害賠償責任保険**では、2023年4月の料率引下げによる減収を主因として、正味収入保険料は105億円と、2022年度に比べ10.1%の減収となりました。また、正味損害率は、正味収入保険料の減収を主因として、2022年度に比べ8.4ポイント上昇し、89.2%となりました。

**その他の保険**は、賠償責任保険、労働者災害補償責任保険、傷害保険等が主なものです。賠償責任保険の増収を主因として、その他の保険全体の正味収入保険料は254億円と、2022年度に比べ6.0%の増収となりました。また、正味損害率は、正味収入保険料の増収を主因として、2022年度に比べ2.8ポイント低下し、52.7%となりました。

## ■当社が対処すべき課題

2024年度の我が国経済は、海外経済が緩やかに成長していくも、緩和的な金融環境などを背景に、所得から支出への前向きの循環メカニズムが徐々に強まることから、潜在成長率を上回る成長を続けるものと考えられます。

こうした状況のなか、2024年度から始まる中期経営計画では、「事故によるダメージを受けやすいお客様の日々の負担感を減らし、より豊かな生活を実感していただける保険会社」という当社のなりたい姿を実現すべく、各施策を着実に

推進してまいります。前中計の振り返りで認識した課題も踏まえつつ、様々な変革に取り組みます。

新中期経営計画の最大のテーマは、「お客さま本位の日新火災ならではのビジネスモデル」を創ることです。10年・20年先を見据え、環境が変化してもリテールのお客さまに“あんしん”をお届けするため、「独自の成長」を追求してまいります。日新火災は「小規模事業者の皆さまにご安心していただける商品やサービス」「社会課題の解決に貢献する新商品開発」及び「お客さまニーズに合った販売基盤の構築」に向けた新たな成長戦略を実行し、独自の価値を創造していくとともに、お客さま本位の安心と補償をお届けし、最も身近で信頼されるリテール損害保険会社を目指してまいります。

# コーポレートガバナンスの状況

## コーポレートガバナンス態勢

当社は、お客さま、株主、代理店、社員、地域・社会という各ステークホルダーに対する責任を果たすためコーポレートガバナンスの充実を重要な経営課題として位置づけ、当社の持株会社である東京海上ホールディングスが策定した「東京海上ホールディングス コーポレートガバナンス基本方針」およびグループの「内部統制基本方針」に基づいた健全で透明性の高いコーポレートガバナンス態勢を構築しています。

### 1. 取締役会・監査役会

当社の取締役会は、2024年4月1日現在、社外取締役2名を含む7名の取締役(任期1年)で構成されています。監査役会は、社外監査役2名を含む4名の監査役で構成されています。社外取締役および社外監査役と当社との間には、特別な利害関係はありません。

### 2. 指名委員会・報酬委員会

当社の親会社である東京海上ホールディングス株式会社は、「東京海上ホールディングス コーポレートガバナンス基本方針」に基づき、指名委員会および報酬委員会を設置しています。両委員会は、原則として、委員の過半数を社外委員とし、委員長は社外委員から選出します。両委員会は、当社に関して次の事項を審議し、東京海上ホールディングス株式会社取締役会に答申します。

#### a) 指名委員会

- ・社長の選任・解任
- ・社長の選任要件・解任方針

#### b) 報酬委員会

- ・社長の業績評価
- ・取締役・執行役員の報酬体系および報酬水準

### 3. 内部統制システムの運用状況の概要

当社は、内部統制基本方針を定め、これに沿ってグループ会社の経営管理、コンプライアンス、リスク管理、監査役監査の実効性確保等を含む内部統制システムを整備のうえ、業務の適正を確保するとともに企業価値の向上に努めています。また、内部統制システムの整備および運用状況については、モニタリングを実施し、取締役会がその内容を確認しています。さらに、モニタリングの結果等を踏まえて、内部統制システムの改善および強化に継続的に取り組んでいます。

### 4. 社外・社内の監査態勢

#### (1) 社外の監査・検査

当社は、社外の監査・検査として、「会社法および金融商品取引法に基づく監査法人による外部監査」および「保険業法に基づく金融庁による検査」等を受けています。

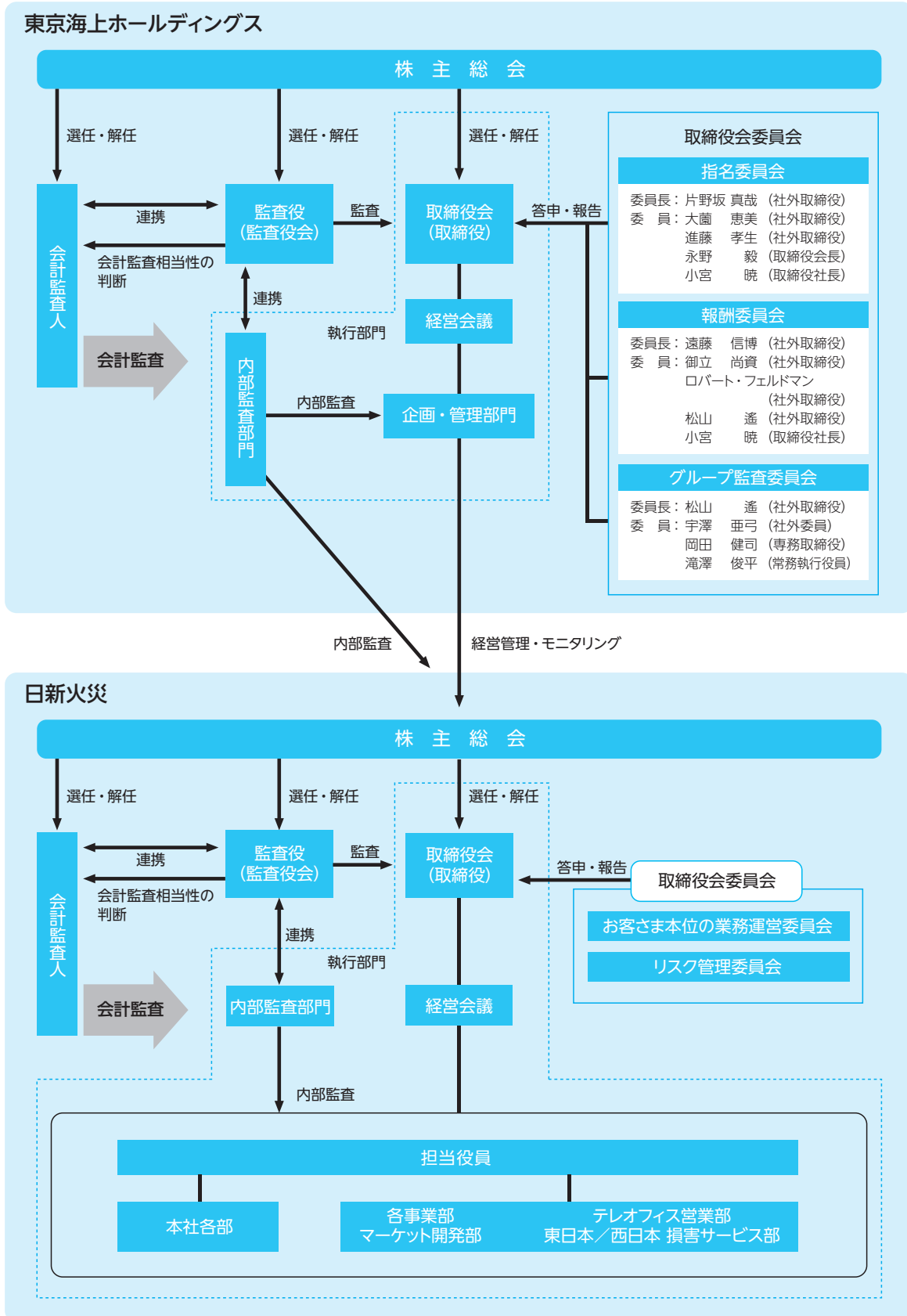
当社の会計監査人はPwC Japan有限責任監査法人です。

#### (2) 社内の内部監査態勢

当社では、内部監査について、「経営目標の効果的な達成に資するために、内部管理態勢(ガバナンス、リスク・マネジメントおよびコントロールの各プロセスをいい、環境変化に対応した経営戦略の遂行状況を含む。)の適切性および有効性の検証、内部管理態勢上の課題の指摘、その改善に向けた提言および洞察の提供ならびにこれらを通じた経営に資する助言を、フォワードルッキングな観点で行うものとする。」と定義して、当社および当社の子会社のすべての業務および組織等を対象に内部監査を実施しています。内部監査結果については、取締役会等に報告しています。また、内部監査の高度化に取り組んでいます。

# 東京海上ホールディングス・日新火災のコーポレートガバナンス体制の概要

(2024年7月1日現在)



# 内部統制基本方針

当社は、会社法および会社法施行規則ならびに東京海上ホールディングス株式会社(以下「東京海上HD」)との間で締結された経営管理契約および東京海上HDが定めた各種グループ基本方針等に基づき、取締役会において「内部統制基本方針」を以下のとおり決定し、本方針にしたがって内部統制システムを構築・運用しています。

## 1. 東京海上グループにおける業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社は、東京海上グループ経営理念、東京海上HDとの間で締結された経営管理契約、「東京海上グループ グループ会社の経営管理に関する基本方針」をはじめとする各種グループ基本方針等に基づき、適切かつ健全な業務運営を行う。
  - ① 当社は、事業戦略、事業計画等の重要事項の策定に際して東京海上HDの事前承認を得るとともに、各種グループ基本方針等に基づく取り組み、事業計画の実施状況等を取締役会および東京海上HDに報告する。
  - ② 当社は、子会社との間に管理運営に関する覚書を締結し、各種グループ基本方針等に基づき、適切に子会社の経営管理を行う。
- (2) 当社は、「東京海上グループ 資本配分制度に関する基本方針」に基づき、資本配分制度の運営体制を整備する。
- (3) 当社は、「東京海上グループ 経理に関する基本方針」に基づき、当社の財務状態および事業成績を把握し、株主・監督官庁に対する承認・報告手続、税務申告等を適正に実施するための体制を整備する。
- (4) 当社は、「東京海上グループ 財務報告に係る内部統制に関する基本方針」に基づき、財務報告の適正性と信頼性を確保するために必要な体制を整備する。
- (5) 当社は、「東京海上グループ 情報開示に関する基本方針」に基づき、企業活動に関する情報を適時・適切に開示するための体制を整備する。
- (6) 当社は、「東京海上グループ ITガバナンスに関する基本方針」に基づき、ITガバナンスを実現するために必要な体制を整備する。
- (7) 当社は「東京海上グループ 人事に関する基本方針」に基づき、社員の働きがい、やりがいの向上、透明公正な人事、およびあるべき人材像の浸透の徹底により、生産性および企業価値の向上の実現を図る。

## 2. 職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社は、「東京海上グループ コンプライアンスに関する基本方針」に基づき、以下のとおり、コンプライアンス体制を整備する。
  - ① 役職員が「東京海上グループ コンプライアンス行動規範」および「日新火災行動規範」に則り、事業活動のあらゆる局面においてコンプライアンスを最優先するよう周知徹底を図る。
  - ② コンプライアンスを統括する部署を設置するとともに、コンプライアンスに関する年度計画を策定して、コンプライアンスに関する取り組みを行う。また、取締役会の下に社外委員を含むお客さま本位の業務運営委員会を設置し、コンプライアンスに関する重要な事項を審議する。
  - ③ コンプライアンス・マニュアルを策定するとともに、役職員が遵守すべき法令、社内ルール等に関する研修を実施して、コンプライアンスの周知徹底を図る。
  - ④ 法令または社内ルールの違反が生じた場合の報告ルールを定めるとともに、通常の報告ルートのほかに、社内外にホットライン(内部通報制度)を設け、その利用につき役職員に周知する。
- (2) 当社は、「東京海上グループ 内部監査に関する基本方針」に基づき、被監査部門から独立した内部監査担当部署を設置するとともに、内部監査規程を制定し、効率的かつ実効性のある内部監査体制を整備する。

## 3. リスク管理に関する体制

- (1) 当社は、「東京海上グループ リスク管理に関する基本方針」に基づき、以下のとおり、リスク管理体制を整備する。
  - ① リスク管理基本方針を定め、当社の事業遂行に関わる様々なリスクについてリスク管理を行う。
  - ② リスク管理を統括する部署を設置するとともに、リスク管理基本方針において管理対象としたリスク毎に管理部署を定める。
  - ③ リスク管理についての年度リスク管理計画を策定する。
  - ④ 取締役会の下にリスク管理委員会を設置して、当社のリスク管理体制の整備状況やリスク管理の実施状況の確認等を定期的実施する。
- (2) 当社は、「東京海上グループ 統合リスク管理に関する基本方針」に基づき、統合リスク管理方針を定めるとともに、グループ全体の統合リスク管理の一環として、保有リスク量とリターンの状況を定期的にモニタリングする。
- (3) 当社は、「東京海上グループ 危機管理に関する基本方針」に基づき、危機管理方針を定め、危機管理体制を整備する。



#### 4. 職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社は、経営管理契約に基づき、グループの経営戦略および経営計画に則って、事業計画（数値目標等を含む。）を策定し、当該計画の実施状況をモニタリングする。
- (2) 当社は、業務分担および指揮命令系統を通じて効率的な業務執行を実現するため、職務権限に関する規程を定めるとともに、事業目的を達成するために適切な組織機構を構築する。
- (3) 当社は、経営会議規則を定め、取締役等で構成する経営会議を設置し、経営上の重要事項について審議・報告を行う。
- (4) 当社は、(1)～(3)のほか、当社および子会社において、職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制を整備する。

#### 5. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社は、文書等の保存に関する規程を定め、重要な会議の議事録等、取締役および執行役員の職務の執行に係る情報を含む重要な文書等は、同規程の定めるところに従い、適切に保存および管理を行う。

#### 6. 監査役の職務を補助すべき職員に関する事項

- (1) 当社は、監査役の求めに応じ、監査役の監査業務を補助するための監査役直轄の事務局を設置し、監査業務を補助するために必要な知識・能力を具備した専属の職員を配置する。
- (2) 監査役事務局に配置された職員は、監査役の命を受けた業務および監査を行う上で必要な補助業務に従事し、必要な情報の収集権限を有する。
- (3) 当該職員の人事考課、人事異動および懲戒処分は、常勤監査役の同意を得た上で行う。

#### 7. 監査役への報告に関する体制

- (1) 役職員は、経営、財務、コンプライアンス、リスク管理、内部監査の状況等について、定期的に監査役に報告を行うとともに、当社またはグループ会社の業務執行に関し重大な法令もしくは社内ルールの違反または会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに監査役に報告を行う。
- (2) 当社は、子会社の役職員が、当社またはグループ会社の業務執行に関し重大な法令もしくは社内ルールの違反または会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときに、これらの者またはこれらの者から報告を受けた者が、当社の監査役に報告を行う体制を整備する。
- (3) 当社は、当社および子会社において、監査役に(1)または(2)の報告を行った者が、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを受けることがないよう、必要な体制を整備する。
- (4) 役職員は、ホットライン（内部通報制度）の運用状況および報告・相談事項について定期的に監査役に報告を行う。

#### 8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役は、取締役会に出席するほか、経営会議その他の重要な会議または委員会に出席し、意見を述べるができるものとする。
- (2) 監査役は、重要な会議の議事録、取締役および執行役員が決裁を行った重要な稟議書類等については、いつでも閲覧することができるものとする。
- (3) 役職員は、いつでも監査役の求めに応じて、業務執行に関する事項の説明を行う。
- (4) 内部監査担当部署は、監査に協力することなどにより、監査役との連携を強化する。
- (5) 当社は、監査役の職務の執行に係る費用等について、当社が監査役の職務の執行に必要なでないことを証明したときを除き、これを支払うものとする。

2006年（平成18年）5月19日 制定  
2024年（令和6年）4月1日 改定

# コンプライアンスの徹底

当社はお客さま本位の安心と補償をお届けし、最も身近で信頼されるリテール損害保険会社を目指すことを経営理念に掲げ、コンプライアンスの徹底を経営の基本に位置づけています。

## コンプライアンス宣言

当社は、お客さま本位の安心と補償をお届けし、最も身近で信頼されるリテール損害保険会社を目指すことを経営理念としており、コンプライアンスの徹底は当社の経営理念の実践そのものです。

当社では、経営理念の実現に向け行動する際の重要な事項を「日新火災行動規範」として定めています。私たち全役職員はこの行動規範に則り、事業活動のあらゆる局面において、コンプライアンスの徹底を最優先することをここに宣言いたします。

日新火災海上保険株式会社  
取締役社長 織山 晋

また、東京海上グループとして東京海上グループ各社の全役職員が遵守すべきコンプライアンス行動規範を定めています。

## 東京海上グループ コンプライアンス行動規範<骨子>

### ●法令等の徹底

法令や社内ルールを遵守するとともに、公正で自由な競争を行い、社会規範にもとることのない誠実かつ公正な企業活動を行います。

### ●社会との関係

社会、政治との適正な関係を維持します。

### ●適切かつ透明性の高い経営

業務の適切な運営をはかるとともに、透明性の高い経営に努めます。

### ●人権・環境の尊重

お客様、役員をはじめ、あらゆる人の基本的人権を尊重します。また、地球環境に配慮して行動します。

さらに、当社は、損害保険会社として社会・公共的使命の遂行と人間尊重を信条とし、社会から信頼され続けるために、日新火災行動規範を定めています。すべての役職員は日新火災行動規範を誠実に遵守・実践します。

## 日新火災行動規範<骨子>

### 1. 人間尊重の原則

日新火災は人間尊重を行動の基本精神とし、事業に関わる全てのみなさまの権利を尊重し、お客さま本位を実践するために誠意を持って行動します。

### 2. 法令等遵守

日新火災は企業行動の基本である法令・ルールについてその制定された目的を十分に理解し、それを誠実に遵守していきます。

### 3. 適切な事業活動

日新火災は損害保険会社としての社会・公共的使命を果たすため、高い企業倫理と透明性を維持し、公正かつ自由な競争の促進と内部統制の強化に努めます。

### 4. 積極的な社会参画

日新火災は、損害保険事業の社会的存在意義を更に高めるため、社会貢献活動や環境問題の取組みなど、社会に対して有益な働きかけを積極的に行います。

## コンプライアンス推進態勢

当社の業務品質の維持・向上を目的とする取締役会委員会として、社外委員を含む「お客さま本位の業務運営委員会」を設置しています。本委員会では、会社全体の業務品質向上に向けて、業務品質向上計画を審議し、その結果を取締役に報告するとともにお客さまに影響を及ぼす(可能性

のある)業務運営について「お客さま本位」の視点で確認・検証し、業務の改善に努めています。

現業部門においては、業務の最前線でコンプライアンス施策を遂行する部長、課長をコンプライアンス推進責任者、コンプライアンス推進役と位置づけ、さらに部長を補佐

するコンプライアンススタッフを配置しています。当社には全部門のコンプライアンスを推進するコンプライアンスリーダーを配置し、また各地区に駐在する本社所属のコンプライアンスオフィサーが各事業部のコンプライアンス推進状況についてモニタリング、指導、支援を行います。

なお、コンプライアンス上の問題を発見した場合には、速やかにリスク管理業務品質部等に報告や相談をすることを義務づけています。何らかの理由で、通常の報告や相談を

することが適当でない場合には、「コンプライアンス相談窓口(リスク管理業務品質部長直通の専用電話)」、「コンプラ110番(社内イントラネットによるリスク管理業務品質部長へのEメール)」、「監査役ホットライン」、「社外ホットライン」、「東京海上ホールディングスや弁護士事務所への直通電話およびEメール」等を利用して匿名でも報告や相談をすることができます。

#### お客さま本位の業務運営委員会

コンプライアンスの徹底にあたって、社外からの視点による幅広い意見を得るため、社外の有識者が委員として加わる「お客さま本位の業務運営委員会」を設置しています。

本委員会は、取締役会直属の機関として、各委員より専門領域を踏まえた意見や提言を得つつ、会社施策の点検や監視を行うとともに、直接経営に提言しています。

また、業務品質の向上に関するあらゆる取り組みについて審議し、これらの取り組みの実効性を確認し改善を推進していくとともに、お客さま保護に関するテーマについて議論し、役職員のリスク感応度向上に努めています。

さらに、お客さまの声等の情報を各委員間で共有したうえで、十分な時間をかけて論議し、お客さまへの被害やご迷惑を及ぼす(可能性のある)事案について、お客さま対応(予防・被害の最小化)および改善策が確実に実施されていることを確認し、「お客さま本位」を基軸とした業務の遂行に努めています。

#### 業務品質向上計画

業務品質向上の推進にあたり、毎年度、取締役会において会社全体の業務品質向上計画を決定しています。その計画にしたがって各部門は具体的な施策を策定し、業務品質向上に取り組んでいます。これらの取組状況は、取締役会に報告しています。

#### コンプライアンス・マニュアル

「コンプライアンス・マニュアル」を作成して、全役職員がいつでも参照できるようにしています。「コンプライアンス・マニュアル」には、①コンプライアンスの考え方、当社の経営理念、コンプライアンス宣言、行動規範、②コンプライアンス推進態勢、③問題を発見した場合の対応、④遵守すべきルールとその解説を記載しています。そのほか、コンプライアンスの重要事項を携帯用カードに掲載し全役職員に配付することにより徹底を図っています。

#### コンプライアンス研修

コンプライアンスの徹底と推進を目的として、全役職員を対象に「コンプライアンス研修」を実施しています。階層別や職場別の集合研修や社内イントラネットを利用した研修を継続的に実施しています。研修内容には「コンプライアンスの考え方」等の基本的な項目から「実務に即したケーススタディ」までを盛り込んだ実効性のある研修の実施に努めています。

#### モニタリング

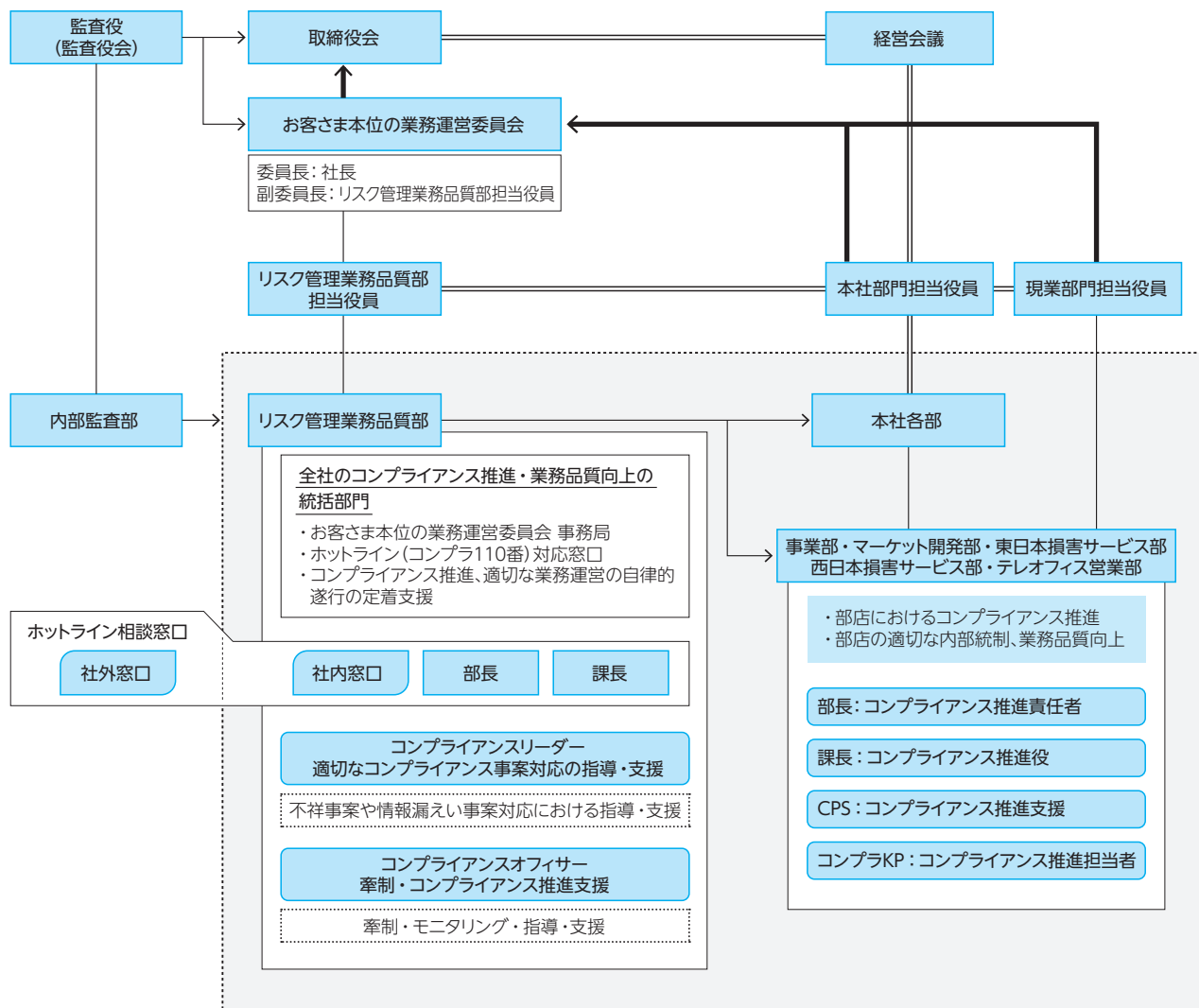
業務が適切に遂行されているかについて、各部による点検や、「コンプライアンスリーダー」、「コンプライアンスオフィサー」、「コンプライアンススタッフ」等による「モニタリング」を組み合わせ、コンプライアンスの取り組みやルールの遵守状況を継続的に点検しています。

#### ホットライン制度

コンプライアンスに関連する問題が発生した場合や発生しそうな場合等に、報告や相談ができる各種の「ホットライン制度」を設けています。また、社外のホットライン制度も複数設置して、報告者や相談者が利用しやすい手段を選択できるように配慮しています。なお、当社の「ホットライン制度」は公益通報者保護法に対応しており、報告者の個人情報には厳重に管理され、報告者が不利益な取り扱いを受けることはありません。

# コンプライアンスの徹底

## 2024年度コンプライアンス体制



## 反社会的勢力等への対応

当社は、「東京海上グループ 反社会的勢力等への対応に関する方針」に則り、反社会的勢力等に対する態勢整備と毅然とした対応に努めています。

### 東京海上グループ 反社会的勢力等への対応に関する方針(概要)

#### 1. 基本的な考え方

東京海上グループは、良き企業市民として公正な経営を貫き広く社会の発展に貢献するため、反社会的勢力等との関係の遮断および不当要求等に対する拒絶を経営理念の実践における基本的事項として位置づけ、反社会的勢力等に対して、弁護士や警察等とも連携して、毅然とした姿勢で組織的に対応することに努めます。

#### 2. 反社会的勢力等からの被害を防止するための基本原則

反社会的勢力等に対し、以下の(1)から(5)に基づき対応します。

##### (1) 組織としての対応

反社会的勢力等からの不当要求等に対しては、担当者や担当部署だけに任せず、会社組織全体として対応します。また、反社会的勢力等からの不当要求等に対応する役職員の安全を確保します。

##### (2) 外部専門機関との連携

反社会的勢力等からの不当要求等に備えて、平素より、警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部の専門機関との緊密な連携関係の構築に努め、不当要求等が行われた場合には必要に応じ連携して対応します。

##### (3) 取引を含めた一切の関係遮断

反社会的勢力等とは、業務上の取引関係(提携先を通じた取引を含む。)を含めて、一切の関係を持つことのないよう努めます。また、反社会的勢力等からの不当要求等は拒絶します。

##### (4) 有事における民事と刑事の法的対応

反社会的勢力等からの不当要求等に対しては、民事と刑事の両面から法的対応を行います。

##### (5) 裏取引や資金提供の禁止

反社会的勢力等からの不当要求等が、東京海上グループの各社の不祥事を理由とする場合であっても、事案を隠蔽するための裏取引は絶対に行いません。また、反社会的勢力等への資金提供は、リベート、利益上乗せ、人の派遣等、いかなる形態であっても絶対に行いません。

#### 3. 態勢整備

反社会的勢力等との関係を遮断するために、以下の態勢を整備します。

##### (1) 対応統轄部署の設置

##### (2) 問題が発生した場合の報告・相談ルールや体制の制定

##### (3) 研修の実施 等

# コンプライアンスの徹底

## 利益相反取引等の管理

当社では、「東京海上グループ 利益相反取引等の管理に関する方針」に則り、お客さまの利益が不当に害されることのないように、利益相反取引等の管理に努めています。

### 東京海上グループ 利益相反取引等の管理に関する方針 (概要)

#### 1. 利益相反取引等

「利益相反取引等」とは、東京海上グループが行う取引等のうち、以下のものをいいます。

- (1) お客さまの利益と東京海上グループの利益とが相反するおそれのある取引
- (2) お客さまの利益が東京海上グループの他のお客さまの不利益となるおそれのある取引
- (3) 東京海上グループが保有するお客さまに関する情報をお客さまの同意を得ないで利用する取引(本邦における個人情報保護法または東京海上グループ会社に適用されるその他の法令等の規定に基づく、あらかじめ特定された利用目的に係る取引をのぞきます。)
- (4) 上記(1)から(3)までに掲げるもののほか、東京海上グループのお客さまの保護および東京海上グループの信用維持の観点から特に管理を必要とする取引その他の行為

#### 2. 利益相反取引等の管理の態勢

持株会社である東京海上ホールディングスは、東京海上グループの利益相反取引等の管理に関する事項を一元的に管理します。

また、日新火災海上保険株式会社は、利益相反取引等の管理を統轄する部署を設置するなど、法令等に従い必要な態勢整備を行います。

#### 3. 利益相反取引等の管理の方法

東京海上グループは、利益相反取引等の管理を、以下の方法により実施してまいります。

- (1) 東京海上グループ各社が、利益相反取引のおそれがある取引等を行うおとす場合には、事前に東京海上ホールディングスに報告することとします。
- (2) 東京海上ホールディングスでは、報告された取引等について、お客さまの利益を不当に害するまたは害する可能性があるかと判断した場合には、以下の方法による措置を講じます。
  - ① 当該取引を行う部門と当該取引に係るお客さまとの他の取引を行う部門を分離する方法
  - ② 当該取引または当該取引に係るお客さまとの他の取引の条件または方法を変更する方法
  - ③ 当該取引に伴い、当該取引に係るお客さまの利益が不当に害されるおそれがあることについて、当該取引に係るお客さまに適切に開示する方法
  - ④ 当該取引等に伴い、東京海上ホールディングスおよび東京海上グループ会社が保有するお客さまに関する情報を利用することについて、当該お客さまの同意を得る方法
  - ⑤ 当該取引等または当該取引に係るお客さまとの他の取引を中止する方法
  - ⑥ その他、東京海上ホールディングスが必要かつ適切と認める方法

#### 4. 利益相反取引等の管理態勢の検証

東京海上ホールディングスは、東京海上グループの利益相反取引等の管理態勢の適切性および有効性について定期的に検証してまいります。

# 個人情報への対応

当社はお客さま情報の取り扱いについて、「個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）」、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（「マイナンバー法」）、その他関連法令、金融分野における個人情報保護に関するガイドライン、損害保険会社に係る個人情報保護指針等にしたがって、適切な措置を講じています。

お預かりしたお客さまの個人情報ならびに特定個人情報等（個人番号および特定個人情報）が適正に取り扱われるように、代理店および従業者等への教育や指導を徹底するほか、個人情報の取り扱いおよび安全管理に係る適切な措置については、適宜見直し、改善しています。

当社の個人情報ならびに特定個人情報等に対する取り組み方針等は「プライバシーポリシー（個人情報のお取り扱いについて）」として当社ホームページで公表しています。

## プライバシーポリシー （個人情報のお取り扱いについて）

日新火災海上保険株式会社

日新火災海上保険株式会社（以下「弊社」といいます。）は、お客さま本位の安心と補償をお届けし、最も身近で信頼されるリテール損害保険会社を目指しています。このような理念のもと、弊社は、「個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」といいます。）」、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「マイナンバー法」といいます。）」、その他の法令、金融分野における個人情報保護に関するガイドラインその他のガイドライン、一般社団法人日本損害保険協会の「損害保険会社に係る個人情報保護指針」および東京海上グループ プライバシーポリシーを遵守して、以下のとおり個人情報ならびに個人番号および特定個人情報（以下、個人番号および特定個人情報を総称して「特定個人情報等」といいます。）を適正に取り扱います。なお、本プライバシーポリシーの記載内容については、適宜見直しを行い、改善に努めていきます。

※本プライバシーポリシーにおいて、「個人情報」および「個人データ」は、特定個人情報等を除くものをいいます。

### 1. 個人情報の取得について

（特定個人情報等につきましては下記「9. 特定個人情報等の取り扱いについて」をご覧ください。）

弊社は、業務上必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により個人情報を取得します。

#### （1）本人からの取得

弊社は、保険契約の申込書、保険金請求書、取引書類、付帯サービスの提供、アンケート等を通じて個人情報を取得します。また、各種ご連絡やお問い合わせ、ご相談等に際して、内容を正確に記録するために、通話内容の録音等により個人情報を取得することがあります。

#### （2）本人以外からの取得

弊社は、東京海上グループ各社、業務委託先、取引先等その他の第三者からまたは公開されている情報を元に、個人情報を取得する場合があります。弊社が本人以外から個人情報を取得する具体例は以下のとおりです。

- 提供元の例：一般財団法人民事法律協会、株式会社ゼンリン
  - 取得する個人情報の項目の例：登記事項証明書記載の建物の構造の情報等、住宅地図等
- 弊社は、個人データを第三者から取得する場合には、当該取得に関する事項（どのような提供元から、どのような個人データを取得したか、提供元の第三者がどのように当該データを取得したか等）について確認・記録します。

### 2. 個人情報の利用目的について

（特定個人情報等につきましては下記「9. 特定個人情報等の取り扱いについて」をご覧ください。）

弊社では、次の業務を実施する目的ならびに下記5. および6. に掲げる目的（以下「利用目的」といいます。）に必要な範囲内で個人情報を利用します。

利用目的は、お客さまにとって明確になるよう具体的に定め、ウェブサイト等で公表します。また、取得の場面に応じて利用目的を限定するよう努め、申込書、パンフレット等に記載します。さらに、利用目的を変更する場合には、その内容をご本人に通知するか、ウェブサイト等に公表します。

- （1）損害保険商品ならびに弊社が取り扱うその他の商品およびサービス（以下総称して「弊社商品・サービス」といいます。）の案内、募集および販売、ならびにそれらに付帯、関連するサービスの案内、提供および管理
- （2）保険契約の申し込みに係る適正な引受の審査
- （3）弊社商品およびサービスならびにそれらの付帯サービスの履行、維持管理および更新
- （4）保険料の通知、請求および返戻
- （5）保険事故の受付および相談対応、事故に関する各種専門業者に係る情報の提供、各種専門業者の仲介、斡旋および紹介、ならびに保険事故に係る損害、事故原因の調査
- （6）保険事故その他の危険の発生を防止もしくは軽減を図るための調査、分析および助言
- （7）適正な保険金、給付金および返戻金の支払い、保険金請求に係る保険事故の調査、ならびに保険金、給付金等の支払事由の調査（関係先への照会および連携を含みます。）
- （8）保険金等の不正請求その他の不適正事案の防止および排除
- （9）国内外の再保険会社との再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知および再保険金の請求
- （10）販売基盤（代理店等）の新設および維持管理

## 個人情報への対応

- (11) 融資の審査ならびに融資契約の締結、履行および管理
- (12) 弊社または弊社代理店が提供する商品、サービス等に関するアンケートの実施
- (13) 市場調査、個々のお客さまに係る情報の集約および当該情報の照合を含むデータ分析、アンケートの実施等による新たな商品およびサービスの研究および開発、ならびに既存の弊社商品・サービスの品質向上
- (14) お客さまの閲覧履歴・購買履歴・属性等の情報を分析して実施する、お客さまの興味関心に応じた弊社商品・サービスの広告宣伝、ならびにお客さまのニーズに適合した保険募集人の推薦および紹介
- (15) 東京海上グループ各社および提携先企業等が取り扱う損害保険、生命保険、コンサルティング等の商品およびサービスの案内
- (16) お客さまの閲覧履歴や購買履歴等の情報を分析して実施する、お客さまの興味関心に応じた東京海上グループ各社および提携先企業等が取り扱う商品・サービスの広告宣伝
- (17) 弊社社員の採用に係る面接、試験等の選考手続、選考結果の連絡、採用時の諸手続、その他各種イベント・セミナー等の案内ならびに各種情報提供
- (18) お客さまに関する保険契約情報、事故情報等を用いたリスクの分析、予測に基づく、お客さまのリスクに応じた適切な弊社商品・サービスの提案
- (19) その他、上記(1)から(18)に付随する業務の遂行、各種リスクの把握および管理その他お客さまのお取引および弊社の業務運営を適切かつ円滑に履行するために行う業務の遂行、ならびに持株会社による東京海上グループ各社の経営管理および共通重複業務

利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱うときは、個人情報保護法第18条第3項各号に掲げる場合を除き、ご本人の同意を得るものとします。

※グループ会社の範囲につきましては、「5. グループ会社および提携先企業との共同利用について」(3)をご覧ください。

### 3. 個人データの第三者への提供について

(特定個人情報等につきましては下記「9. 特定個人情報等の取扱いについて」をご覧ください。また、弊社は、外国にある第三者に対して個人データを提供することがありますが、詳細は別紙①「外国にある第三者への提供」をご覧ください。)

- (1) 弊社は、次の場合を除いて、ご本人の同意を得ることなく個人データを第三者に提供しません。
  - ・法令に基づき提供が許容される場合
  - ・人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、ご本人の同意を得ることが困難である場合
  - ・公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、ご本人の同意を得ることが困難である場合
  - ・国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、ご本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合
  - ・当該第三者が学術研究機関等である場合であって、当該

第三者が当該個人データを学術研究目的で取り扱う必要がある場合(当該個人データを取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除きます。)

- ・弊社の業務遂行上必要な範囲内で、保険代理店を含む委託先に提供する場合(下記「4. 個人データおよび特定個人情報等の取扱いの委託」をご覧ください。)
  - ・合併その他の事由による事業の承継に伴って個人データが提供される場合
  - ・弊社のグループ会社および提携先企業との間で共同利用を行う場合(下記「5. グループ会社および提携先企業との共同利用について」をご覧ください。)
  - ・損害保険会社等との間で共同利用を行う場合(下記「6. 情報交換制度等について」をご覧ください。)
  - ・国土交通省との間で共同利用を行う場合(下記「6. 情報交換制度等について」をご覧ください。)
- (2) 弊社は、法令で定める場合を除き、個人データおよび個人関連情報を第三者に提供した場合(個人関連情報の第三者提供については提供先で個人データとして取得されることが想定される場合)には当該提供に関する事項(どのような提供先に、どのような個人データを提供したか等)について記録します。
  - (3) 弊社は、第三者から受領した個人関連情報を、弊社が保有する他の情報と結びつける等して個人情報として利用することがあります。

### 4. 個人データおよび特定個人情報等の取扱いの委託について

弊社は、利用目的の達成に必要な範囲において、個人データおよび特定個人情報等の取扱いを外部に委託することがあります。弊社が外部に個人データおよび特定個人情報等の取扱いを委託する場合には、委託先の選定基準を定めて適切な委託先を選定し、委託契約を締結し、委託先における個人データの取扱い状況を含む情報管理体制を確認する等委託先に対する必要かつ適切な監督を行います。

弊社では、例えば次のような業務に関連して、個人データの取扱いを委託しています。((4)については特定個人情報等を含みます。)

- (1) 保険契約の募集に関わる業務
- (2) 保険金支払いその他の損害サービス業務
- (3) 情報システムの保守および運用に関わる業務
- (4) 支払調書等の作成および提出に関わる業務
- (5) 保険契約の付帯サービスの提供に関わる業務

### 5. グループ会社および提携先企業との共同利用について

弊社は、東京海上グループ各社および提携先企業との間で、以下のとおり個人データを共同利用します。特定個人情報等につきましては共同利用を行いません。

- (1) 利用目的  
上記「2. 個人情報の利用目的について」(1)から(17)に記載の利用目的と同様
- (2) 個人データの項目  
住所、氏名、電話番号、電子メールアドレス、性別、生年月日、その他申込書等に記載された契約内容および事故状況、保険金



支払状況等の内容、ドライブレコーダーの記録内容、保険対象物件に関連する構造・使用状況・地形・気象・災害等のデータ、位置情報、購買履歴、ウェブサイトの閲覧履歴、バイタルデータ、健康診断結果・レセプト・治療・投薬等のデータ、職業上の経歴・保有資格等、経済状況・家計・資産運用に関するデータ等  
(3) 共同利用する事業者等

#### ●グループ会社:

東京海上ホールディングスのグループ会社はこちら([www.tokiomarinehd.com/group/](http://www.tokiomarinehd.com/group/))をご覧ください。

日新火災のグループ会社は以下のとおりです。

#### 【保険関連事業】

ユニバーサルリスクソリューション株式会社…リスクコンサルティング

日新火災インシュアランスサービス株式会社…保険代理業

#### 【事務代行等関連事業】

日新火災総合サービス株式会社…荷造・印刷・製本・集配業務

日新火災情報システム株式会社…プログラム作成、ソフトウェア開発

#### ●提携先企業:

弊社が個人データを共同利用している提携先企業はございません。

(注)以上の内容は、弊社業務に従事している者の個人情報、特定個人情報等、仮名加工情報および匿名加工情報については対象としていません。

#### (4) 個人データ管理責任者

日新火災海上保険株式会社(住所および代表者の氏名等については会社概要のページをご覧ください。)

## 6. 情報交換制度等について

(特定個人情報等につきましては情報交換制度等の対象外です。)

(1) 弊社は、保険契約の締結または保険金の請求に際して行われる不正行為を排除するために、損害保険会社等との間で、個人データを共同利用します。

※詳細につきましては一般社団法人日本損害保険協会のウェブサイトをご覧ください。

(2) 弊社は、自賠責保険に関する適正な支払いのために、損害保険料率算出機構との間で、個人データを共同利用します。

※詳細につきましては損害保険料率算出機構のウェブサイトをご覧ください。

(3) 弊社は、損害保険代理店の委託および監督ならびに弊社の職員採用等のために、損害保険会社等との間で、損害保険代理店等の従業者に係る個人データおよび一般社団法人日本損害保険協会が実施する損害保険代理店試験の合格者等の情報に係る個人データを、以下の5つの制度において共同利用します(いずれも、詳細につきましては一般社団法人日本損害保険協会のウェブサイトをご覧ください。)

1. 特研生情報制度
2. 代理店廃止等情報制度(2013年6月末日までに取得した個人データを対象とします。)
3. 合格者情報等の取扱い

4. 代理店登録・届出の電子申請等における個人情報の取扱い

5. 募集人・資格情報システムの掲載情報の取扱い

また、弊社は、保険募集人の適格性および資質を判断する参考等とするために、代理店廃止等情報制度および廃業等募集人情報登録制度において、損害保険会社等および生命保険会社等との間で、保険募集人に係る個人データを共同利用します(2013年7月1日以降に取得した個人データを対象とします。)

(4) 弊社は、原動機付自転車および軽二輪自動車の自賠責保険の無保険車発生防止を目的として、国土交通省が自賠責保険契約期間を満了していると思われる上記車種のご契約者に対し契約の締結確認のがきを出状するため、上記車種の自賠責保険契約に関する個人データを国土交通省へ提供し、同省を管理責任者として同省との間で共同利用します。

※詳細につきましては国土交通省のウェブサイトをご覧ください。

## 7. 信用情報の取扱いについて

信用情報に関する機関(ご本人の借入金返済能力に関する情報の収集および弊社に対する当該情報の提供を行うものをいいます。)から提供を受けた情報につきましては、保険業法施行規則第53条の9に基づき、返済能力の調査の目的に利用目的が限定されています。

弊社は、これらの情報につきましては、ご本人の返済能力に関する調査の目的以外には利用しません。

## 8. センシティブ情報の取扱いについて

弊社は、要配慮個人情報ならびに労働組合への加盟、門地、本籍地、保健医療および性生活に関する情報(本人、国の機関、地方公共団体、学術研究機関等、個人情報保護法第57条第1項各号もしくは同法施行規則第6条各号に掲げる者により公開されているもの、および、本人を視視し、もしくは撮影することにより取得するその外形上明らかなものを除きます。)を、個人情報保護法その他の法令、ガイドラインに規定する場合を除くほか、取得、利用または第三者提供しません。

## 9. 特定個人情報等の取扱いについて

特定個人情報等は、マイナンバー法により利用目的が限定されており、弊社は、その目的を超えて取得・利用しません。

弊社は、マイナンバー法で認められている場合を除き、特定個人情報等を第三者に提供しません。

## 10. ご契約内容および事故に関するご照会について

ご契約内容および保険金の支払内容に関するご照会については、保険証券に記載の弊社営業店または代理店もしくは最寄りの弊社営業店または代理店にお問い合わせください。ご照会者をご本人であることをご確認させていただいたうえで、対応します。

## 11. 個人情報保護法に基づく保有個人データおよび特定個人情報等に関する事項の通知、開示・訂正等・利用停止等について

個人情報保護法に基づく保有個人データおよび特定個人情報等に関する事項の通知、開示(第三者提供記録の開示を含む)・

## 個人情報への対応

訂正等・利用停止等に関するご請求(以下、「開示等請求」といいます。)については、下記「14.お問い合わせ窓口」にご請求ください。ご請求者がご本人であることをご確認させていただくとともに、弊社所定の書式にご記入いただいたうえで手続きを行い、後日回答します。利用目的の通知請求および開示請求については、弊社所定の手数料をいただきます。開示等請求の詳細につきましては別紙②「開示等請求手続」をご覧ください。

### 12. 安全管理措置について

弊社では、個人データおよび特定個人情報等の漏えい、滅失または盗損の防止その他の個人データおよび特定個人情報等の安全管理措置を講じます。具体的な安全管理措置の内容につきましては別紙③「安全管理措置」をご覧ください。

### 13. 仮名加工情報・匿名加工情報の取扱いについて

弊社は、仮名加工情報および匿名加工情報を適正に取り扱います。仮名加工情報および匿名加工情報の取扱いの詳細につきましては別紙④「仮名加工情報・匿名加工情報の取扱い」をご覧ください。

### 14. お問い合わせ窓口

弊社は、個人情報、特定個人情報等、仮名加工情報(個人情報であるものを除く)および匿名加工情報の取扱いに関する苦情およびご相談に対し適切かつ迅速に対応します。

弊社の個人情報、特定個人情報等、仮名加工情報(個人情報であるものを除く)および匿名加工情報の取扱いならびに個人データ、特定個人情報等および匿名加工情報の安全管理措置に関するご照会、ご相談は、下記までお問い合わせください。

また、弊社からのEメール、ダイレクトメール等による新商品、サービスのご案内について、ご希望されない場合は、下記のお問い合わせ先までお申し出ください。ただし、保険契約の維持および管理、保険金のお支払等に関する連絡は対象となりません。

#### 【お問い合わせ先】

- 日新火災 テレホンサービスセンター  
電話:0120-616-898  
(受付時間)平日9:00~18:00/土日祝日9:00~17:00
- 日新火災 お客さま相談室  
電話:0120-17-2424  
(受付時間)午前9時~午後5時  
(土日祝祭日および年末年始を除く)
- 弊社支店・支社・損害サービスセンター  
電話番号は保険証券もしくは保険約款に記載しております。  
(受付時間)午前9時~午後5時  
(土日祝祭日および年末年始を除く)  
住所および代表者の氏名等については会社概要のページをご覧ください。

### 15. 認定個人情報保護団体について

弊社は、認定個人情報保護団体である一般社団法人日本損害保険協会の対象事業者です。同協会では、対象事業者の個人情報、特定個人情報等および匿名加工情報の取扱いに関する相談および苦情を受け付けております。

#### 【お問い合わせ先】

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター(損害保険相談・紛争解決サポートセンター)

所在地:〒101-0063 東京都千代田区神田淡路町2-105

ワテラスアネックス7階

電話:03-3255-1470

(受付時間:午前9時~午後5時 土日祝祭日および年末年始を除く)

ウェブサイトアドレス(<https://www.sonpo.or.jp/>)

#### 別紙①「外国にある第三者への提供」

弊社は、以下のとおり、外国にある第三者に対してお客様の個人データを提供することがありますが、当該提供に関して参考となる情報を以下のとおりお知らせ致します。

なお、ここにいう「外国」からは、「個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している外国等」である以下の国を除きます。

アイスランド、アイルランド、イタリア、英国、エストニア、オーストリア、オランダ、キプロス、ギリシャ、クロアチア、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ブルガリア、ベルギー、ポーランド、ポルトガル、マルタ、ラトビア、リトアニア、リヒテンシュタイン、ルーマニアおよびルクセンブルク

#### ●相当措置を講じている第三者に対して個人データを提供する場合

弊社は、個人データの取扱いについて個人情報保護法に基づき講ずべき措置に相当する措置(以下「相当措置」といいます。)を継続的に講ずるために必要な基準に適合する体制を整備している第三者に対して個人データを提供する(委託および共同利用を含みます。)ことがあります。

当該第三者による相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置に関する情報の提供を希望されるお客様は、開示等請求手続「4.お問い合わせ窓口」までお問い合わせください。

#### 別紙②「開示等請求手続」

##### 1.ご請求方法

個人情報保護法に基づく保有個人データの利用目的の通知、開示(第三者提供記録の開示を含みます。)、訂正等(訂正・追加・削除)または利用停止等(利用停止・消去・第三者提供の停止)をご希望される場合には、下記窓口までご請求下さい。弊社所定の請求書類をご送付申しあげますので、請求書類に必要事項を記入のうえ弊社指定の窓口までご送付ください。この際、ご請求者の本人確認およびご請求者の保有個人データまたは第三者提供記録の特定のために、以下の書類についてもあわせてご送付願います。請求書類等の送付に係る費用についてはご請求者のご負担となりますのでご了承ください。

(1)ご請求者がご本人の場合

- ・印鑑登録証明書(現住所が記載され、発行日から3か月以内の)

もの)の正本

- 運転免許証、健康保険証またはパスポート等の公的機関が発行した書類の写し
- 開示等請求をされる保険契約の保険証券の写し(保険契約者の場合のみ)

(2) ご請求者が代理人の場合

- 上記(1)の本人確認書類
- 代理人自身の印鑑登録証明書(現住所が記載され、発行日から3か月以内のもの)の正本
- 代理人自身の運転免許証、健康保険証またはパスポート等の公的機関が発行した書類の写し
- 法定代理人の場合は法定代理権があることを確認できる書類(戸籍謄本、後見開始審判書等)
- 委任による代理人の場合は委任状

## 2. 手数料

保有個人データの利用目的の通知および開示請求については、請求にかかる手数料として1,000円(消費税込)をご負担いただきます。

また、開示対象となるデータの加工等を含め、開示を実施するための費用が当該金額を上回ることが明白である場合は、開示の実施にかかる手数料として、ご請求内容に応じた実費相当額を追加でご負担いただきます。こちらについては、別途、事前にご手数料額の見積もりをご連絡致します。

手数料は、弊社指定の口座に手数料をお振込みください。なお、振込手数料についてはご請求者のご負担となりますのでご了承ください。

## 3. 回答方法

お受けした開示等請求については、請求内容の確認・調査等を行い、手数料を要する請求については入金を確認させていただいたうえで、ご本人に対し、書面の交付による方法、電磁的記録の提供による方法その他当社所定の方法によりご回答申し上げます。代理人によるご請求の場合であっても法定代理人によるご請求の場合を除き、ご本人に対しご回答申し上げます。

開示等請求に応じることにより、ご本人または第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合、弊社の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合および法令に違反することとなる場合等ご請求に応じることができない場合がございますが、その場合にはその理由をご連絡申し上げます。

## 4. お問合せ窓口

(1) 電話でのご請求・お問合せ窓口

日新火災 お客様相談室

電話: 0120-17-2424

(受付時間) 午前9時～午後5時

(土日祝祭日および年末年始を除く)

(2) 請求書類送付先

日新火災海上保険株式会社 リスク管理業務品質部 コンプライアンスグループ

所在地: 〒101-8329 東京都千代田区神田駿河台2-3

## 別紙③「安全管理措置」

### 1. 基本方針の策定

個人データの適正な取扱いの確保のため、「関係法令・ガイドライン等の遵守」、「質問および苦情処理の窓口」等についての基本方針を策定します。

### 2. 個人データの取扱いに係る規律の整備

取得・入力、利用・加工、保管・保存、移送・送信、消去・廃棄、漏えい事案等への対応の段階ごとに、取扱方法、責任者・担当者およびその任務等について個人データの取扱規程を策定します。

### 3. 組織的安全管理措置

個人データの取扱いに関する責任者を設置するとともに、個人データを取り扱う従業員および当該従業員が取り扱う個人データの範囲を明確化し、法や取扱規程に違反している事実または兆候を把握した場合の責任者への報告連絡体制を整備します。

### 4. 人的安全管理措置

個人データの取扱いに関する留意事項について、従業員に定期的な研修を実施します。

### 5. 物理的安全管理措置

- 個人データを取り扱う区域において、従業員の入室管理および持ち込む機器等の制限を行うとともに、権限を有しない者による個人データの閲覧を防止する措置を実施します。
- 個人データを取り扱う機器、電子媒体および書類等の盗難または紛失等を防止するための措置を講じるとともに、事業所内の移動を含め、当該機器、電子媒体等を持ち運ぶ場合、容易に個人データが判明しないよう措置を実施します。
- 個人データの破棄に当たっては、容易に復元不可能な削除や、データが記載または記録された媒体の物理的破壊を実施します。

### 6. 技術的安全管理措置

- 情報システム(パソコン等の機器を含む。)を使用して個人データを取り扱う場合(インターネット等を通じて外部と送受信等する場合を含む。)、担当者および取り扱う個人情報データベース等の範囲を限定するために、適切なアクセス制御を行います。
- 個人データを取り扱う情報システムを使用する従業員が正当なアクセス権を有する者であることを、識別した結果に基づき認証します。
- 個人データを取り扱う情報システムを外部からの不正アクセスまたは不正ソフトウェアから保護する仕組みを導入します。
- 情報システムの使用に伴う個人データの漏えい等を防止するための措置を講じ、適切に運用します。

### 7. 外的環境の把握

当社は、外国において個人データを取り扱っています。当社は、その個人データを取り扱う外国における個人情報の保護に関する制度を把握した上で安全管理措置を実施します。

# 個人情報への対応

## 別紙④「仮名加工情報・匿名加工情報の取扱い」

### 1. 仮名加工情報の取扱いについて

#### (1) 仮名加工情報の作成

弊社は、仮名加工情報（法令に定める措置を講じて他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報）を作成する場合には、法令で定める基準に従って、適正な加工を施します。

#### (2) 仮名加工情報等の安全管理措置

弊社は、プライバシーポリシー「9.安全管理措置について」に定めるほか、仮名加工情報および当該仮名加工情報に係る削除情報等（仮名加工情報の作成に用いられた個人情報から削除された記述等および個人識別符号ならびに加工の方法に関する情報（その情報を用いて仮名加工情報の作成に用いられた個人情報を復元することができるものに限ります。））について、法令の定めに基づき安全管理措置を講じます。

#### (3) 個人情報である仮名加工情報の取扱い

弊社は、個人情報である仮名加工情報を取り扱う場合には、以下の対応を行います。

- プライバシーポリシー「2.個人情報の利用目的について」、「5.グループ会社および提携先企業との共同利用について」に掲げる利用目的に必要な範囲で、個人情報である仮名加工情報を利用し、利用目的を変更して他の目的で利用する場合には、変更後の利用目的を公表すること
- 仮名加工情報である個人データおよび削除情報等を利用する必要がなくなったときは、遅滞なく消去するよう努めること
- 法令に基づく場合、弊社の業務遂行上必要な範囲内で委託先に提供する場合、合併その他の事由による事業の承継に伴って提供する場合、弊社のグループ会社および提携先企業との間で共同利用を行う場合を除くほか、仮名加工情報である個人データを第三者に提供しないこと
- 個人情報である仮名加工情報の元の個人情報に係る本人を識別する目的で他の情報と照合しないこと
- 個人情報である仮名加工情報の元の個人情報に係る本人への連絡等を行う目的で当該仮名加工情報に含まれる連絡先その他の情報を利用しないこと
- その他、個人情報である仮名加工情報および仮名加工情報である個人データを、法令に基づき許容される場合を除き、通常の個人情報および個人データと同様に取り扱うこと

#### (4) 個人情報でない仮名加工情報の取扱い

弊社は、個人情報でない仮名加工情報を取り扱う場合には、以下の対応を行います。

- 法令に基づく場合、弊社の業務遂行上必要な範囲内で委託先に提供する場合、合併その他の事由による事業の承継に伴って提供する場合、弊社のグループ会社および提携先企業との間で共同利用を行う場合を除くほか、個人情報でない仮名加工情報を第三者に提供しないこと
- 取り扱う仮名加工情報の漏えいの防止その他の仮名加工情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じること
- 法令で定める基準に従って、個人情報でない仮名加工情報を取り扱う従業員に対し必要かつ適切な監督を行うこと
- 個人情報でない仮名加工情報の取扱いを委託する場合には、法令で定める基準に従って、委託先に対し必要かつ適切な監

#### 督を行うこと

- 個人情報でない仮名加工情報の元の個人情報に係る本人を識別する目的で他の情報と照合しないこと
- 個人情報でない仮名加工情報の元の個人情報に係る本人への連絡等を行う目的で当該仮名加工情報に含まれる連絡先その他の情報を利用しないこと

#### (5) 変更後の利用目的

該当なし

### 2. 匿名加工情報の取扱いについて

#### (1) 匿名加工情報の作成等

弊社は、匿名加工情報（法令に定める措置を講じて特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元することができないようにしたもの）を作成等する場合には、以下の対応を行います。

- 法令で定める基準に従って、適正な加工を施すこと
- 法令で定める基準に従って、削除した情報や加工の方法に関する情報の漏えい等を防止するために安全管理措置を講じること
- 作成した匿名加工情報に含まれる情報の項目を公表すること
- 作成の元となった個人情報の本人を識別するための行為をしないこと
- 第三者から匿名加工情報を取得した場合は、元の個人情報に係る本人を識別する目的で、削除した情報や加工の方法に関する情報を取得し、または他の情報と照合しないこと

#### (2) 匿名加工情報の提供

弊社は、匿名加工情報を第三者に提供する場合には、提供しようとする匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目と提供の方法を公表するとともに、提供先となる第三者に対して、提供する情報が匿名加工情報であることを明示します。

### 3. お問い合わせ

弊社は、匿名加工情報および仮名加工情報の取扱いに関する苦情およびご相談に対し適切かつ迅速に対応します。お問い合わせ先については、開示等請求手続「4.お問合せ窓口」をご覧ください。

# 勧誘方針

当社では、お客さまに対する商品の販売・勧誘活動を適正に行うため、「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律」を遵守するとともに、同法に基づき以下の勧誘方針を定め、全国の店舗で公表しています。

また、当社代理店にも同法の遵守および勧誘方針の策定、公表を指導しています。

## 勧誘方針

お客さまへの販売・勧誘にあたって

お客さまの視点に立ってご満足いただけるように努めます

### 保険その他の金融商品の販売にあたって

- お客さまの商品に関する知識、購入経験、購入目的、財産状況など、商品の特性に応じた必要な事項を総合的に勘案し、お客さまのご意向と実情に沿った商品の説明および提供に努めます。
- お客さまにご迷惑をおかけする時間帯や場所、方法での勧誘はいたしません。
- お客さまに商品についての重要事項を正しくご理解いただけるように努めます。また、販売形態に応じて適切な説明に努めます。

### 各種の対応にあたって

- お客さまからのお問い合わせには、迅速・適切・丁寧な対応に努めます。
- 保険事故が発生した場合には、迅速・適切・丁寧な対応と保険金等の適正なお支払いに努めます。
- お客さまのご意見・ご要望を商品開発や販売活動に生かしてまいります。

各種法令を遵守し、保険その他の金融商品の適正な販売に努めます

- 保険業法、金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律、消費者契約法、金融商品取引法、個人情報の保護に関する法律、その他の関係法令等を遵守します。
- 適正な業務を確保するために、社内体制の整備や販売にあたる者の研修に取り組みます。
- お客さまのプライバシーを尊重するとともに、お客さまに関する情報については、適正な取扱いおよび厳正な管理をいたします。
- 未成年の方、特に満15歳未満の方を被保険者とする保険契約等については、保険金の不正取得を防止する観点から適切な募集に努めます。

※以上の方針は「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律」(平成12年法律第101号)に基づく弊社の「勧誘方針」です。

# 募集制度

当社が取り扱っている保険商品のほとんどが、当社と代理店委託契約を結んでいる代理店を通じて販売されています。

当社では、全国約1万400店の代理店が、安心を実感していただける的確で誠実な対応を常に心がけ、お客さまにとってわかりやすい商品とご満足いただけるサービスを提供しています。

## 代理店の役割と業務内容

代理店は、損害保険会社との間で締結した代理店委託契約に基づき、保険会社に代わって、保険契約の募集・締結を行い、保険料を領収することを基本業務としています。代理店の最も大切な役割は、お客さまを取り巻くさまざまな危険に対して最適な保険を提供し、お客さまに“あんしん”をお届けすることです。また、災害や事故が発生した場合には、お客さま一人ひとりに寄り添った対応に努め、一刻も早く保険金が支払われるよう保険金のご請求についてのアドバイスをするなど、お客さまにとって一番身近な存在としてお客さまをサポートしています。

## 代理店の登録・届出

代理店を始めるには保険業法第276条に基づいて内閣総理大臣の登録を受ける必要があります。また、保険募集を行う募集人は、同法第302条に基づいて内閣総理大臣に届出をすることが義務づけられています。

## 代理店数

当社の代理店数は、下表のとおりです。

2021年度末	2022年度末	2023年度末
10,912店	10,549店	10,417店

## 代理店の教育

当社の代理店は、お客さまにとってわかりやすい商品とご満足いただけるサービスを提供し、安心と補償をお届けする大切な役割を担っています。当社は、代理店に所属する募集人が必要な最新の知識・能力を習得し、その資質を向上させるための募集人教育を実施しています。

### 募集人教育(資格制度・講習制度)

#### (1) 損害保険募集人一般試験

募集人は、お客さまの利益を損なうことなく、適正な保険募集を行うために必要な知識を十分に身に付ける必要があります。一般社団法人日本損害保険協会では、各募集人が保険

募集に関する知識を確実に身に付け、お客さまのニーズに応じたわかりやすい説明を行うことができるよう、「損害保険募集人一般試験」を実施しています。

本試験制度は、「基礎単位」と「商品単位」で構成されており、いずれも5年ごとの更新制となっています。「基礎単位」は、損害保険の基礎やコンプライアンス等の保険募集のための基礎的な知識の習得を目的としており、この「基礎単位」の試験に合格しなければ、代理店登録または募集人届出ができないこととされています。また、募集人は、取り扱う保険商品に応じた「商品単位」の試験に合格しなければ、当該保険商品の取り扱いができないこととされています。

#### (2) 損害保険大学課程

損害保険募集人一般試験に合格した募集人向けに、損害保険の募集に関する知識・業務のさらなる向上を図ることを目的として、一般社団法人日本損害保険協会が運営する「損害保険大学課程(専門コース、コンサルティングコース)」を導入・実施しています。

#### (3) 当社独自の実務講習制度

募集人が当社の商品を販売するにあたり、お客さまのニーズにあった商品を提供するなど、適切な保険募集を行う募集人を育成するため、当社の商品内容を学ぶ実務講習を実施しています。

### 各種研修・セミナーの開催

当社は代理店としての商品知識、事故対応力、販売手法、経営手法等の習得、経験交流を目的とした各種の研修やセミナーを開催しています。

## 代理店の育成

当社は、お客さまのさまざまなニーズに応えられる、優れた代理店の新設や育成に力を入れています。新設代理店は、まず、基本的な商品知識や業務知識を習得し、保険募集を行います。さらに、より高度な商品知識を習得することで契約の取り扱いが増え、当社の契約募集の中核となる代理店に成長していきます。

## リスクアドバイザー社員制度

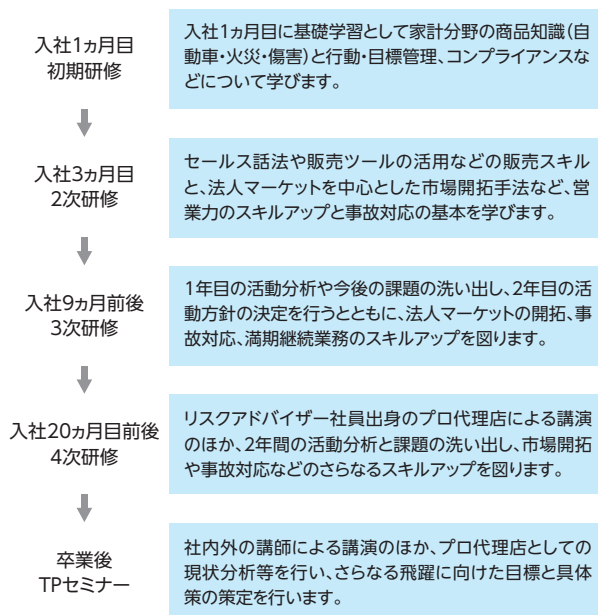
当社のリスクアドバイザー社員制度は、保険のプロを目指す方に、一定期間当社にリスクアドバイザー社員として勤務いただき、契約募集およびこれに関連する業務に従事しながら、保険販売に必要なさまざまな知識と実務を習得いただく制度です。

このリスクアドバイザー社員制度には、プロ代理店として独立を目指す最長37か月の独立型コースのほか、主力プロ代理店の後継者を育成する最長25か月の後継者コースや、代理店から新規募集人の方に出向いただく最長25か月の出向型コースをご用意しています。いずれも、節目ごとの本社集合研修と所属支店による課題に応じた個別指導で、必要な知識とスキルの習得をバックアップしています。

こうした育成カリキュラムを修了したリスクアドバイザー社員は、損害保険のプロフェッショナルとして全国各地で活躍し、当社代理店の中核に育っています。

### 〈育成カリキュラム〉

入社と同時に本社研修スタッフ、所属の事業部スタッフ、支店社員が連携して、個々のリスクアドバイザー社員に応じた教育をスタートいたします。



※後継者コースと出向型コースは3次研修までの受講となります。

# リスク管理

## リスクベース経営(ERM※)態勢の強化

当社におけるリスクは、経営環境の変化等を受けて、一層多様化・複雑化してきています。そのような中で、あらゆるステークホルダーの視点に立ったリスク管理を実施することは経営の重要な課題であると認識しています。

こうした観点から、東京海上グループでは、リスク軽減・回避等を目的とした従来型のリスク管理にとどまらず、リスクを定性・定量の両面のアプローチから網羅的に把握した上で、これらのリスク情報を有効に活用して、会社全体の「資本」「リスク」「リターン」を適切にコントロールするERM態勢の強化に取り組んでいます。

当社でも、ERM態勢の強化を通じた統合的なリスク管理を行うことで、健全性を確保しつつ、再保険の活用等により限られた資本を有効に活用して収益性(資本効率)の向上を図っています。

※ERM: Enterprise Risk Management

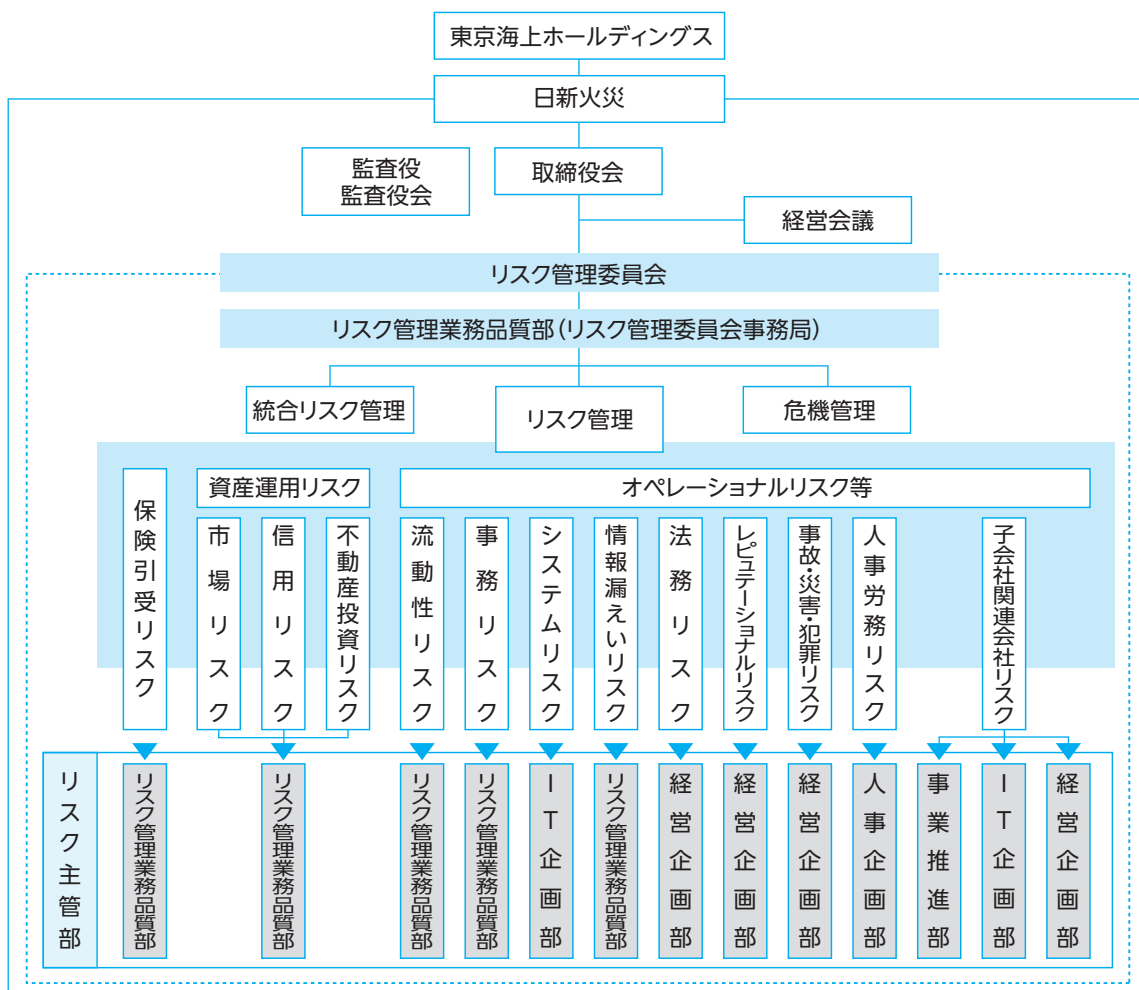
## リスク管理態勢

### リスク管理基本方針およびリスク管理委員会

当社では、財務の健全性と業務の適切性を確保することを目的に「リスク管理基本方針」を定め、当社のリスク管理に関する基本的な事項を明確化するとともに、リスク管理全般

を推進するために取締役会委員会として「リスク管理委員会」を設置しています。

「リスク管理基本方針」に基づき、当社の業務遂行に伴い発生するリスクを特定し、各リスクについて個別に「リスク管





理方針]および主管部署(リスク主管部)を定め、リスクの洗い出しおよび特定、リスクの評価、リスクの制御、コンティンジェンシー・プランの策定、リスクのモニタリングという一連のプロセスを通じてリスク管理を実施しています。リスクの洗い出しおよび特定は、エマージングリスク\*も含めて実施しています。

また、当社の財務の健全性、業務継続性等に極めて大きな影響を及ぼすリスクは「重要なリスク」として特定・評価の上、管理計画を策定して対応しています。これらはリスク管理委員会で審議するとともに、取締役会等に報告を行っています。

#### ※エマージングリスク

環境変化等により、新たに現れてくるリスクであって従来リスクとして認識していないリスクおよびリスクの程度が著しく高まったリスク

## 統合リスク管理方針

当社では、格付の維持と倒産防止の観点ならびに当社およびその子会社全体での資本の有効活用を図る観点から、「統合リスク管理方針」に基づき、資本・リスクを一元的に管理する統合リスク管理を行っています。なお、統合リスク管理は当社を含む東京海上グループ全体で運営しており、この枠組みの中で当社の統合リスク管理態勢を整備しています。

当社およびその子会社が保有するリスクについて、所定のリスク保有期間および信頼水準に基づき、発生する可能性がある潜在的な損失額を定量化しています。定量化の手法としてはバリュアットリスク(VaR)というリスク指標を採用しています。定量化されたリスクをもとに各事業分野に資本を配分するとともに、その範囲内で適切な事業運営を行っています。リスクが顕在化した場合においても資本の範囲内で損失を吸収できるよう、適切にリスクをコントロールしています。

また、大規模な自然災害や金融市場の混乱等、経済的損失が極めて大きいと想定しているシナリオを用いたストレステストを実施することにより、事業継続の検証を行い、資本の十分性および資金の流動性に問題がないことを確認しています。

## 危機管理方針

当社では、お客さま・代理店等のステークホルダーとの関係に重大な影響が生じる、または当社業務に著しい支障が生じるような緊急事態が発生した場合の基本方針として、「危機管理方針」を定めています。

緊急事態が発生した場合は、この「危機管理方針」に基づき社長を本部長とする対策本部を設置するなど、緊急事態下に必要な情報収集と具体的な対応策の企画・立案・指示・実施を行う態勢としています。

## 個別リスク管理

「リスク管理基本方針」で定める個別のリスクの中でも特に保険引受リスクと資産運用リスクについては、収益の源泉としてコントロールするリスクであると認識し、リスクとリターンのバランスを勘案したリスク管理を行っています。また、事務リスク、システムリスク等事業活動に付随して発生するリスク(オペレーショナルリスク等)の管理としては、そのリスクの所在を明らかにし、リスクの発現防止、軽減等を行っています。

上記により、当社全体として適切なリスク管理を実践し、経営の安定化を図っています。

### 1. 保険引受リスク

保険引受リスクは、①商品開発リスク(商品の開発または改定を行うにあたり、適切な保険約款、保険料率の設定がなされないこと等により損失を被るリスク)、②元受保険引受リスク(保険契約の引受にあたり、引受方針等が適切に設定されないことや引受規程を逸脱した引き受けがなされること等により損失を被るリスク)、③再保険等リスク(保有するリスクに応じた再保険等の適切な手配がなされないこと等により損失を被るリスク)の3つからなります。

当社では、商品部門が商品の開発や改定、引受条件の設定を行うにあたり、関係部門による協議体制を構築し、複数部門による検証・検討を行うとともに、商品の開発・改定後の販売環境や収支の状況等をふまえ、必要に応じて保険料率水準を見直すなど、適切な対応策を実施しています。また、再保険等の手配により、引き受けたリスクの平準化や分散を図っています。再保険についての詳細はP.65をご参照ください。

商品部門から独立したリスク管理部門は、これらリスク

# リスク管理

管理の実施状況をモニタリングし、リスク管理委員会等に報告するとともに、リスク管理手法の検証や見直しを適時に行っています。

## 2. 資産運用リスク

資産運用リスクは①市場リスク、②信用リスク、③不動産投資リスクの3つからなります。①市場リスクは金利・為替・株価等の市場変動、②信用リスクは個別与信先の信用力の変化、③不動産投資リスクは賃貸料等の変動により不動産にかかる収益が減少する、または不動産の価格変動に伴い、それぞれポートフォリオの価値が下落するリスクをいいます。

当社では、取締役会にて制定した「資産運用リスク管理方針」に基づき、運用部門から独立したリスク管理部門が、定性・定量の両面から資産運用リスク管理を実施しています。

具体的には、運用部門が市場環境等をふまえて策定する資産運用計画について、リスク管理部門はその内容をリスク管理の観点から検証するほか、運用部門が投資可能商品や各種限度額等について明文化する「資産運用ガイドライン」を策定するにあたっては、リスク管理部門はその内容を確認し、承認を行うなど、運用部門に対してけん制機能を発揮しています。

リスク管理部門では、「資産運用ガイドライン」を含めた資産運用リスク管理に関する規程の遵守状況をモニタリングし、重要性に応じてリスク管理委員会等に報告するとともに、リスク管理手法の検証や見直しを適時に行っています。

## 3. オペレーショナルリスク等

### ▶▶流動性リスク

流動性リスクは、①資金繰りリスク、②市場流動性リスクの2つからなります。①資金繰りリスクは、当社の財務内容の悪化や巨大災害による支払保険金の増加等を原因として資金流入の減少または資金流出の増加が生じることにより、当社が債務を履行できなくなるリスク、または、資金の確保にあたり通常よりも著しく高いコストでの調達もしくは著しく低い価格での資産売却を余儀なくされることにより損失を被るリスクをいいます。②市場流動性リスクは、市場の混乱等により市場において取り引きができない、または通常よりも著しく不利な価格での取り引きを余儀なくされることにより、損失を被るリスクをいいます。

### ▶▶事務リスク

事務リスクとは、社員・代理店等の不適正な事務処理や事故・不正等により損失を被るリスクです。当社では、事務処理の厳正化に向けて、各種規程の整備や事務処理部門における実務研修、チェック・サポート体制等を強化しています。また、内部監査を全社において実施するなど、リスクの防止・縮減に向けた取り組みを推進しています。

### ▶▶システムリスク

システムリスクとは、システム開発のミスや遅延、システム運用の誤り、システムトラブル等により損失を被るリスクです。当社では、システムリスクを「IT投資リスク」「IT開発リスク」「ITインフラリスク」等に分類し、IT投資・開発に係る検討体制の強化、テスト・モニタリングの強化、社外とのネットワーク接続面を含めた多層防御などのさまざまなセキュリティ対策の強化等、リスク特性に応じた手法によるリスク管理を実施しています。さらに地震等の有事・災害対策としてバックアップセンターを設置し、メインセンターが被災した場合の迅速なシステム復旧体制を構築しています。

### ▶▶その他のリスク

当社では、前記のリスクのほかに「情報漏えいリスク」「法務リスク」「レピュテーションリスク」「事故・災害・犯罪リスク」「人事労務リスク」「子会社関連会社リスク」についてもそれぞれ管理ルールを定め、リスクに応じた手法によるリスク管理を実施しています。

## 健全な保険数理に基づく第三分野保険の責任準備金の確認についての合理性および妥当性

### 1. 第三分野保険における責任準備金の積み立ての適切性を確保するための考え方

保険業法第121条第1項第1号に基づき、保険計理人は第三分野保険を含む各種保険の責任準備金が健全な保険数理に基づいて積み立てられているかどうかを確認しています。この確認は、関係法令のほか公益社団法人日本アクチュアリー会が定める「損害保険会社の保険計理人の実務基準」に基づき行っています。また、長期(保険期間1年超)の第三分野保険に関しては、平成10年大蔵省告示第231号に基づくストレステストを商品部門が実施しています。さらに、その結果を保険計理人が検証することで、責任準備金の十分性を確認しています。

### 2. ストレステストにおける危険発生率の設定水準の合理性および妥当性

ストレステスト実施においては、平成10年大蔵省告示第231号に基づき、実施要領を定めています。具体的には、ストレステストにおける危険発生率は、実績の発生率を基礎として将来10年間に見込まれる支払保険金を99%の信頼度でカバーする水準としています。

### 3. ストレステストの結果

ストレステストの結果、長期の第三分野保険の2023年度末(令和5年度末)責任準備金は不足していないことが確認できたため、ストレステストに基づく責任準備金の積み立ては行っていません。

# 資産運用

## 資産運用方針

当社は、安全性、収益性および保険金等のお支払いに備えた流動性のみならず、社会・公共性に資するような資産運用を行っています。

そのため、資産・負債総合管理(ALM: Asset Liability Management)を軸として、保険商品の特性をふまえた適切なリスクコントロールのもとで、長期・安定的な収益確保および効率的な流動性管理を目指した取り組みを行っています。

### ■保険負債対応資産

お客さまに保険金をお支払いする商品の運用については、保険負債対応資産として、保険商品の持つ負債特性や、将来の保険金を確実にお支払いするための収益性・流動性等をふまえた、中長期的に目指すポートフォリオを軸とした運用を行っています。具体的には、高格付債券を中心とした金利資産を保有することで、保険負債が抱える金利リスクを適切にコントロールしつつ、一定の信用リスクをとる運用を行っています。また、外国証券投資等も活用しながら、国内外でのリスク分散と運用手法の多様化を図ることで、中長期的な収益確保を目指しています。

### ■積立勘定資産

満期返れい金という形でお客さまにお支払いする商品については、その積立資産を積立勘定資産として他の資産と区分し、厳格なALM運用により金利リスクを円金利資産で適切にコントロールし、安定的な剰余の価値(運用資産価値-保険負債価値)の拡大を目指しています。

### ■その他の資産

その他の資産の運用については、運用収益を安定的に拡大し、財務基盤の健全性確保を図りつつ、総合的に当社の企業価値の向上に資することを目指しています。政策保有株式については、引き続き削減に努めています。

# 情報開示

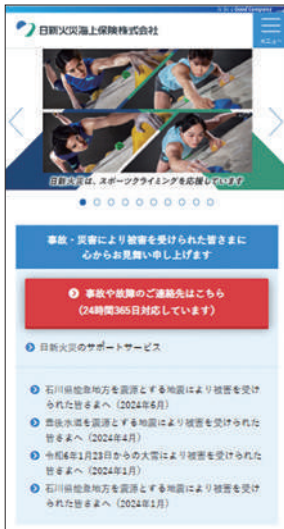
当社は、お客さまをはじめとするあらゆるステークホルダーの皆さまから適正に評価いただくために、当社に関する重要な情報(財務的・社会的・環境的側面の情報を含む)の公正かつ適時・適切な開示に努めています。

## 📌 ホームページ

### ■ 日新火災ホームページ

<https://www.nisshinfire.co.jp/>

商品・サービス、各種手続きのご案内等の情報を掲載しています。各コンテンツとも、お客さまにとってのわかりやすさを追求しています。また、当社が発表しているニュースリリースもご覧いただけます。



## 📌 ディスクロージャー誌

当社の事業活動についてご理解いただくために、毎年「日新火災の現状」を作成しています。当社の概要、業績の概況をはじめ、経営方針、当社の取り組み、決算・財務情報についてわかりやすく説明しています。

また、当社の持株会社である東京海上ホールディングスでは、ステークホルダーの皆さま向けに「統合レポート(東京海上ホールディングス ディスクロージャー誌)」を作成しています。

## 📌 東京海上グループ サステナビリティレポート

東京海上グループでは、サステナビリティの取り組みを、あらゆるステークホルダーの皆様にご報告することを目的として、コミュニケーションツールを作成しています。「サステナビリティレポート」(PDF版)は、当社のサステナビリティ戦略をデータとともに詳しくまとめたもので、パソコンやタブレットからでも閲覧しやすいA4横のPDF版で作成しています。



# サステナビリティの考え方

当社の事業活動は、多くのステークホルダーの皆様からのご支持があつてこそ成り立つものです。当社では、サステナビリティの取り組みは「経営理念の実践」そのものであるととらえ、「東京海上グループ サステナビリティ憲章」に基づきサステナビリティを徹底的に実践していくことで、ステークホルダーの皆様提供価値を高めていきたいと考えています。

## 東京海上グループ サステナビリティ憲章

東京海上グループでは、サステナビリティを実践するための行動指針として、「東京海上グループ サステナビリティ憲章」を定めています。

### 東京海上グループ サステナビリティ憲章

以下の行動原則に基づいて経営理念を実践し、社会とともに持続的成長を遂げることにより、「企業の社会的責任(CSR)」を果たします。



#### 商品・サービス

- 広く社会の安心と安全のニーズに応える商品・サービスを提供します。



#### 人間尊重

- すべての人々の人権を尊重し、人権啓発に積極的に取り組みます。
- 安全と健康に配慮した活力ある労働環境を確保し、人材育成をはかります。
- プライバシーを尊重し、個人情報管理を徹底します。



#### 地球環境保護

- 地球環境保護がすべての企業にとって重要な責務であるとの認識に立ち、地球環境との調和、環境の改善に配慮して行動します。



#### 地域・社会への貢献

- 地域・社会の一員として、異なる国や地域の文化や習慣の多様性を尊重し、時代の要請にこたえる社会貢献活動を積極的に推進します。



#### コンプライアンス

- 常に高い倫理観を保ち、事業活動のあらゆる局面において、コンプライアンスを徹底します。



#### コミュニケーション

- すべてのステークホルダーに対して、適時適切な情報開示を行うとともに対話を促進し、健全な企業運営に活かします。



「持続可能な開発目標(SDGs)」は、世界が2030年に向けて、貧困や飢餓、エネルギー、技術革新、気候変動等の課題を解決し、持続可能な発展を実現するための目標です。

東京海上グループは、あらゆる事業活動を通じて、気候変動や自然災害、人口動態変化、技術革新、格差拡大等の課題解決に取り組んでおり、これからも、ステークホルダーの皆様と連携・協働し、保険・リスクマネジメントの専門性を活かし、SDGsの達成に貢献していきます。

## 東京海上グループ サステナビリティ関連方針

東京海上グループは、環境基本方針・人権基本方針を2021年12月に制定し、環境・人権課題の解決や価値共創に向けた取り組みを推進するとともに、環境・社会に対して負の影響を与えるリスクを適切に把握・管理しています。その運用にあたり、環境・社会に対するリスクの性質、重大性、ステークホルダーからの要請等をふまえ、リスクを洗い出し、当該リスクが発生する可能性の

高いセクターを特定しています。また、ビジネスパートナーの皆様とともに、公平・公正な取引や人権尊重、環境保護、情報セキュリティ等に取り組んでいくための行動規範である、責任ある調達に関するガイドラインを制定し、バリューチェーン全体を通じて責任ある調達および調達慣行を推進しています。



### 環境基本方針

[www.tokiomarinehd.com/sustainability/environment/](http://www.tokiomarinehd.com/sustainability/environment/)



### 人権基本方針

[www.tokiomarinehd.com/sustainability/management/humanrights.html](http://www.tokiomarinehd.com/sustainability/management/humanrights.html)



### 環境・社会リスクへの対応方針

[www.tokiomarinehd.com/sustainability/management/environmental\\_social\\_risks.html](http://www.tokiomarinehd.com/sustainability/management/environmental_social_risks.html)



### 責任ある調達に関するガイドライン

[www.tokiomarinehd.com/sustainability/management/environmental\\_social\\_risks.html#anc-02](http://www.tokiomarinehd.com/sustainability/management/environmental_social_risks.html#anc-02)

## 外部イニシアティブへの参加



13 気候変動に具体的な対策を



16 平和と公正をすべての人に



17 パートナシップで目標を達成しよう

東京海上グループは、「持続可能な開発目標(SDGs)」達成にも貢献するべく、国連グローバル・コンパクト(UNGC)が提唱する行動10原則に賛同するなど、グループ経営理念と共通する国内外のイニシアティブへの参加を通じ、さまざまなステークホルダーとともに、安心・安全でサステナブルな未来づくりを推進しています。

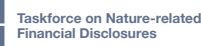
### 主な参加イニシアティブ

UNGC、国連環境計画・金融イニシアティブ 持続可能な保険原則、国連が支援する責任投資原則、国連防災機関民間セクター・アライアンス、Partnership for Carbon Accounting Financials (PCAF)、自然関連財務情報開示タスクフォース(TNFD)フォーラム、生物多様性のための30by30アライアンス、CDP、環境省・21世紀金融行動原則など

WE SUPPORT



Signatory of:



# サステナビリティの考え方

## サステナビリティ推進体制

当社は、サステナビリティに関する重要課題の方針、計画、取組状況などについて取締役会にて審議しています。また、経営企画部では、サステナビリティ戦略の策定・推進に加え、各店舗におけるサステナビリティの推進役「サステナキーパーソン」とともに社員の地域・社会貢献活動参加率延べ100%達成を含む全社員参加型のサステナビリティ取り組みを推進しています。

## 当社のサステナビリティの取り組み

当社は、「リテールのお客さま一人ひとりに寄り添い“あんしん”をお届けする」というパーパスを念頭に、社会課題の解決と当社の成長の双方を実現する好循環を実現していきます。

### 1. 未来世代への育成支援



#### ■若者向けキャリア教育およびキャリア支援活動のパートナー連携を開始

社会の変化、子供たちの意識の変化などからキャリア教育の重要性は高まっています。高等学校における損害保険に関する教育の実態調査においては、損害保険教育が必要と回答した高校教員が3年連続増加しています<sup>(※1)</sup>。

そのような背景から、当社は、若者向けキャリア教育およびキャリア支援活動のパートナーとして2023年10月より一般社団法人HASSYADAI social（代表理事：勝山 恵一・三浦 宗一郎、以下「ハッシャダイソーシャル」）との連携を開始しました。



2023年12月には、ハッシャダイソーシャルが運営を行う高校生向けキャリア教育プログラム「お仕事図鑑」<sup>(※2)</sup>に参画しました。



当社は今後も、ハッシャダイソーシャルとの連携を生かし、金融経済教育や若者の未来の選択肢を広げるお手伝いをしていきます。

(※1)2023年度に一般社団法人日本損害保険協会が行った調査によります。

(※2)自らのキャリアについて考える姿勢を育み、主体的なキャリア選択の機会を広げることをねらいとし、全国約450校、50,000名以上の高校生に対しプログラム・講演実績のあるハッシャダイソーシャルが、各高校のキャリア教育の時間を活用し、日本の各種業界の企業、団体と連携し、その業界の歴史、文化、そこで働く人々の想いを次世代の若者に伝えています。

#### ■中学生キャリア教育の支援

中学生向けキャリア教育の一環として、株式会社地域新聞社が2021年より発行している、お仕事紹介冊子「発見たんけん 10年先のジョブノート(キャリア教育副教材)<sup>(※)</sup>」に出稿。2023年10～12月に千葉県・埼玉県の3校へ出向き、当社独自のキャリア教育「出前授業」を実施しました。

各支店の社員が講師となって教壇に立ち、資料を投影しながら損害保険業界について話をしました。

中学生へ損害保険業へ触れてもらい、業界理解や将来の選択肢として知ってもらう新たな機会としています。



(\*)本冊子は地元企業の紹介や実際に働く人の声を掲載。千葉県・埼玉県の公立小中学校を対象に無料で配布されています。



## 2. 障害者スポーツ支援



東京海上グループは、すべての人がそれぞれの個性を尊重して活躍できる共生社会づくりに取り組んでおり、障がいを超えて挑戦を続けているアスリートをサポートしています。

### ■ 障がい者スポーツを「知る」「見る」

当社においても、障がい者スポーツの試合観戦や、障がい者スポーツに関する講演会への参加を推進しており、これらをきっかけとした、多様な個性を尊重し合う企業文化の醸成を目指しています。

### ■ アンパティサッカー協会の支援

当社は、2018年8月より「特定非営利活動法人 日本アンパティサッカー協会」とパートナーシップ契約を締結しています。当社には、アンパティサッカーの選手でもある社員が在籍しており、これまでもアンパティサッカーと近い関係にありましたが、障がい者スポーツに関する取り組みをさらに推進し、その関係を深めるため、パートナーとして支援しています。



## 3. 健やかで豊かな生活の支援

### ■ 日新火災withCaNday

保険事業にとどまらない形で、これからの地球や社会で生きていく人々にとっての“あんしん”をお届けすることを目的に、オウンドメディア「日新火災withCaNday」を通じて、日常で簡単にできるサステナブルなアクションを発信しています。



暮らしに役立つサステナブルな情報を発信中!



<https://canday-note.nisshinfire.co.jp/>

またイベント開催等も行っており、社員が「新しい持ち主に使ってもらいたい品物」を持ち寄り、「チャリティーバザー! withCaNday」～つくる責任、つかう責任(SDGs 目標12)を考えよう～を昨年に引き続き開催しました。

この取り組みにより、リユースを通じた資源の有効活用 に貢献し、併せてバザーの収益金全額をケニアでの植林活動「グリーンベルト運動」へ寄付しました。



X (旧Twitter)  
@nf\_withcanday



Instagram  
@withcanday



# サステナビリティの考え方

## 4.環境負荷削減の取り組み



### ■ 事業活動に伴う環境負荷の低減

当社は、東京海上グループの方針・計画に沿って、電気、紙、ガソリン等の使用量について削減目標を定めており、具体的な行動計画のもと、環境負荷の低減に取り組んでいます。

### ■ 環境負荷削減に寄与するサービス

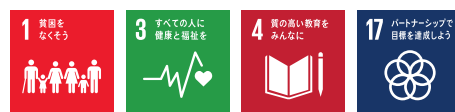
当社では、紙の保険約款に代えてWeb上で参照いただく「インターネット約款」、紙証券の発行に代えてWeb上で契約(変更)内容をご確認いただく「インターネットによる契約確認サービス(My日新)」等による紙資源の節約に取り組んでいます。

2023年度は、収益の一部である1,311,483円をケニア共和国の環境保護活動家・故ワンガリ・マータイ氏が始めたグリーンベルト運動(植林活動)に活用していただくため、毎日新聞社に寄託しました。

2004年からの寄付総額が2,000万円に達したことから、2023年に、グリーンベルト運動により感謝状が付与されました。



## 5.地域・社会貢献の取り組み



### ■ 社員参加型の社会貢献活動の推進

社員参加型の社会貢献活動として、清掃活動等の地域・社会との調和を図る取り組みを実施しています。当社は、今後も社員へ社会貢献に対する意識啓発を行うとともに、積極的な社会貢献活動を続けていきます。



### ■ 企業献血等の実施

東京本社・さいたま本社において企業献血を行うなど、献血に係る取り組みを実施しています。

### ■ 認知症サポーター養成講座の実施

認知症になっても安心して暮らせるまちづくりに貢献するため、認知症の人とその家族を支援する「認知症サポーター」を養成する講座を社員に推奨しています。

### ■ 使用済み切手等の収集・寄贈

全国の各拠点にて収集した使用済み切手を「公益社団法人日本キリスト教海外医療協力会」に寄贈しています。2023年度は13.75キログラムの使用済み切手を寄贈しました。

使用済み切手は、海外の保健医療事情に恵まれない地域へ医師や看護師・保健師等の医療従事者を派遣するための費用や、現地の医療従事者に対する学資援助の資金として役立てられます。

## 損害保険業界としての普及啓発・理解促進活動および社会貢献活動

当社では、一般社団法人日本損害保険協会の一員として、損害保険の普及啓発・理解促進活動に取り組んでおり、2015年9月に国連サミットにて採択されたSDGs (Sustainable Development Goals)の達成にも貢献しています。

主な取組みは以下のとおりです。

### 普及啓発・理解促進



国民一人ひとりがより自立的で、安心かつ豊かな生活を実現するためには、損害保険に関する金融リテラシー（「損害保険リテラシー」）は欠かせない生活スキルの一つです。消費者のリスク認識の一層の高揚を図り、損害保険の仕組みや役割を理解したうえで、適切かつ有効に活用いただけるよう、「損害保険リテラシー」の向上に取り組んでいます。

#### ① そんぽ学習ナビ

損保協会ホームページ内で教員支援サイト「そんぽ学習ナビ」を開設しています。本サイトでは、損保協会の教育支援ツール(教材)などを年齢別にまとめています。

#### ② 講師派遣活動

損害保険の仕組みや役割を理解していただくために、高校生や大学生、一般消費者を対象とした講演会、消費生活相談員を対象とした勉強会を全国で開催しています。

#### ③ 各種教育副教材の提供

高校生を主な対象に、日常生活のリスクと、そのリスクに備えるための損害保険について学習するための教材「明るい未来へTRY!〜リスクと備え〜」を提供しています。

### 地震保険の普及・啓発



地震保険は、地震・噴火・津波による建物・家財の損害を補償します。法律に基づき国と損害保険会社が共同で運営する保険であり、被災者の生活再建資金を確保し、生活の安定に寄与する役割を担っています。

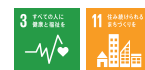


地震リスクへの理解を促し、地震保険の普及・啓発を行うことは損害保険業界の社会的使命となっています。

損害保険業界では、地震保険を募集する損害保険代理店の支援、テレビ・新聞・インターネット・ポスターなどの広告を用いた地震リスクと地震保険の必要性を啓発する取組み

などを通じて、地震保険の理解促進および加入促進を図っています。

### 自賠責保険の普及・啓発



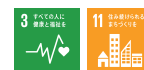
自賠責保険制度の理解促進および保険加入漏れ防止のため、新聞・インターネット・ポスターなどの広告を通じた「自賠責保険広報活動」を1966年から実施しています。

### 消費者行政機関等との対話・交流



各地域の消費者行政機関や消費者団体との対話・交流を通じた意見・情報交換を実施しています。また、各地域の消費生活相談員の方向けに、一般消費者から損害保険に関する相談を受けた際の参考となるよう、勉強会を実施しています。

### 交通安全対策



#### (1) 交通事故防止・被害者への支援

自賠責保険の運用益を以下のような自動車事故防止対策・自動車事故被害者支援等に活用しています。

- 自動車事故防止対策：高齢者の交通事故防止施策研究支援、自転車シミュレータの寄贈、飲酒運転防止事業支援等
- 自動車事故被害者支援：高次脳機能障害者支援、脊髄損傷者支援、交通遺児支援、グリーフケア事業・研究への支援等
- 救急医療体制の整備：高規格救急自動車の寄贈、救急外傷診療研修補助等
- 自動車事故の医療に関する研究支援
- 適正な医療費支払のための医療研修等

## サステナビリティの考え方



リハビリテーション講習会

### (2)交通安全啓発活動

#### ①交差点事故防止活動

交差点における事故低減を目的として、47都道府県の事故多発交差点ワースト5の特徴や注意点等をまとめた「全国交通事故多発交差点マップ」を毎年損保協会ホームページで公開し、ドライバーや歩行者、自転車利用者など、交差点を通行するすべての方への啓発を行っています。

#### ②自転車事故防止活動

自転車事故の実態やルール・マナーの解説とともに、自転車事故による高額賠償事例や自転車事故に備える保険などを紹介した冊子と事故防止の啓発チラシを作成し、講演会や交通安全教室・イベントなどを通じて自転車事故の防止を呼びかけています。



#### ③高齢者の交通事故防止活動

高齢者が運転時や歩行時に当事者となる交通事故が多く発生していることから、反射材つき啓発チラシの提供や映像コンテンツの公開等を通じて事故防止を呼びかけています。

#### ④飲酒運転防止活動

企業や自治体における飲酒運転防止の教育・研修で使用する手引きとして「飲酒運転防止マニュアル」を作成し、飲酒運転による事故のない社会の実現に向けて啓発活動を行っています。

#### ⑤後部座席シートベルト着用推進

シートベルト着用の有効性を解説するとともに、着用率を上げるために後部座席シートベルト着用推進チラシを作成し、損保協会ホームページで公開しています。

### ☒ 防災・自然災害対策



#### (1)地域の安全意識の啓発

##### ①幼児向けの防災教育カードゲーム「ぼうさいダック」の作成・普及

遊びながら災害から身を守るポーズが学べる防災教育カードゲーム「ぼうさいダック」を作成しています。

##### ②小学生向け安全教育プログラム「ぼうさい探検隊」の普及

子どもたちが楽しみながら、まちを探検し、まちにある防災、防犯、交通安全に関する施設・設備を発見してマップにまとめる「ぼうさい探検隊」の取組みを通じ、安全教育の推進を図っています。

##### ③中学生・高校生向けの防災教育教材の提供

自然災害によるリスクやその備えを学んでもらうため、教育現場で幅広く活用いただく際の手引きとして「防災教育副教材」を作成し、防災教育の推進を図っています。

#### (2)地域の防災力・消防力強化への取組み

##### ①軽消防自動車の寄贈

地域の防災力強化を目的として、小型動力ポンプ付軽消防自動車を全国の自治体や離島に寄贈しています。

##### ②防火ポスターの制作

総務省消防庁の協力を得て、全国統一防火標語を掲載した防火ポスター(総務省消防庁後援・約20万枚)を作成しています。同ポスターは、全国の消防署をはじめとする公共機関等に掲示されるほか、各種の防火意識啓発・PR等に使用されます。

##### ③ハザードマップ等を活用した自然災害リスクの啓発

自治体等が作成しているハザードマップの活用にあたり、自然災害に対する日頃からの備えや対策を多くの方に促すことを目的として、副読書「ハザードマップと一緒に読む本」やeラーニングコンテンツ「動画で学

ぼう!ハザードマップ」のほか、チラシ「水災害への備え、本当に大丈夫ですか?」を損保協会ホームページに公開し、啓発活動を進めています。



#### ④「そんぽ防災Web」での情報・ツール提供

「そんぽ防災Web」を通じて、防災に役立つ情報やツールを提供しています。本サイトでは、「災害時の損害保険等の手続き・減免措置」や「被災したときに受けられる保険金以外のお金に関連する制度」を紹介しています。

## 犯罪防止対策



### (1)自動車盗難の防止

「自動車盗難等の防止に関する官民合同プロジェクトチーム」に2001年の発足当初から参画し、自動車盗難防止対策に取り組んでいます。

### (2)住宅修理業者に関するトラブルへの注意喚起

住宅修理(リフォーム)に関し、「保険が使える」等と勧誘する業者と保険契約者とのトラブルが急増しているため、消費者庁・金融庁・警察庁・独立行政法人国民生活センターおよび一般社団法人日本損害保険代理業協会の協力を得て、注意喚起チラシを作成しています。



また、動画も作成し、損保協会ホームページで公開しているほか、インターネット検索サイトに広告を出稿し、消費者の皆様へ住宅修理サービストラブルへの注意を呼びかけています。

業者とのトラブル等でお困りの方からのご相談を受け付ける「保険金に関する災害便乗商法 相談ダイヤル」を設置し、被害防止に取り組んでいます。

### (3)ロードサービス業者に関するトラブルへの注意喚起

自動車の故障時に、インターネット広告に表示されたロードサービス業者に対処を依頼したところ、事前に説明のなかった高額な費用を請求されるといった消費者トラブルが急

増しています。このようなトラブルに巻き込まれないために、事故だけでなく自動車の故障の場合でも、自動車保険を契約している損害保険会社または保険代理店に連絡いただくよう、消費者へ注意を呼びかけています。



#### (4)啓発活動

地域で子どもが犯罪や交通事故等の不慮の事故に巻き込まれないよう、大人と子どもと一緒に学べる事前学習型の教材を作成し、子どもたちの安全教育の推進に取り組んでいます。

## 環境問題への取組み



### (1)気候変動対応の推進

2021年7月に「気候変動対応方針」を策定しています。また、「気候変動ガイドブック」および「気候変動特設ページ」を公開するとともに、ニュースレター配信や勉強会を実施し、脱炭素社会の実現を推進しています。

### (2)環境問題に関する目標の設定

CO<sub>2</sub>排出量の削減および廃棄物排出量の削減等について、損害保険業界としての目標を設定し、その実現に向けて取り組んでいます。

### (3)環境取組みに関する行動計画

「経団連 カーボンニュートラル行動計画」および「経団連循環型社会形成自主行動計画」の目標等を含めた内容を、新たな計画(「環境取組みに関する行動計画」)として、環境問題に取り組んでいます。

### (4)自動車リサイクル部品活用の推進

廃棄物の削減やCO<sub>2</sub>の排出量を抑制するため、自動車の修理時にリサイクル部品の活用推進に取り組んでいます。



## サステナビリティの考え方

### (5) エコ安全ドライブの推進

環境にやさしく、安全運転にも効果がある「エコ安全ドライブ」の取組みを推進するため、普及啓発に取り組んでいます。

### ■ 保険金不正請求防止に向けた取組み



#### (1) 保険金不正請求ホットラインの運営

「保険金不正請求ホットライン」を開設して、保険金不正請求に関する情報を収集し、損害保険各社における対策に役立てています。



#### (2) 保険金詐欺防止ポスターの作成・掲出

保険金詐欺防止ポスターを作成し、保険金詐欺が重罪であることを周知するとともに、保険金詐欺をたくらむ人物への牽制を図っています。

#### (3) 保険金不正請求防止啓発動画の作成・公開

保険金の不正請求防止に関する理解を深めていただくため、啓発動画を作成し、損保協会ホームページやYouTubeに公開しています。

#### (4) 保険金不正請求の検知を目的としたシステムの運営

2018年10月から保険金不正請求疑義事案の検知を目的としたシステムを運用しています。保険金請求歴や不正請求防止に関する情報を各社間で共有することで、不正請求対策に役立てています。

## 商品・サービス について

保険の仕組み	62
個人向け保険商品	66
企業向け保険商品	68
事故時のサービス	70
個人向けサービス	72
企業向けサービス	73
新商品の開発および約款・料率の改定	74

# 保険の仕組み

## 保険の仕組み

### ❖ 保険制度

保険制度とは、偶然の事故による損害を補償するために、多数の人々が統計学に基づくリスクに応じた保険料を支払うことによって、事故発生により損害を被った際に保険金を受け取ることができる仕組みです。このように保険には、「大数の法則」に基づいて相互にリスクを分散し、経済的補償を行うことにより、個人生活と企業経営の安定を支える社会的機能があります。

### ❖ 損害保険契約の性格

損害保険契約とは、保険会社が一定の偶然な事故によって生ずることのある損害を補償することを約束し、保険契約者がそれに対して保険料を支払うことを約束する契約(有償・双務契約)です。なお、損害保険は無形の商品ですので、保険約款でその内容を定めています。保険約款には、当社と契約者・被保険者(保険の補償を受けられる方)の権利・義務が具体的に記されています。また、当事者の合意のみで成立する諾成契約という性格を有していますが、通常、契約引受の正確を期すために保険契約申込書を作成し、契約の証として保険証券等を発行します。保険契約申込書や保険約款に記載された事項が保険契約者と保険会社の双方を拘束するものになります。

### ❖ 保険料率

お支払いいただく保険料の算出根拠となる保険料率は、当社が金融庁から認可を取得した、または金融庁への届出を行ったものを適用しています。保険料は、純保険料(保険金のお支払いに充てられる部分)と付加保険料(保険会社の運営に必要な経費や代理店手数料等に充てられる部分)から成り立っています。

なお、自動車保険、火災保険、傷害保険等については純保険料率(保険料率のうち保険金のお支払いに充てられる部分)を参考純率として、また、自動車損害賠償責任保険、地震保険については営業保険料率を基準料率として損害保険料率算出機構が算出し、会員保険会社に提供しています。

## 契約手続きの流れ

### ❖ 保険の募集

損害保険の募集は、保険会社の社員または保険会社が保険契約を結ぶ権限を付与している代理店が行っています。

### ❖ 商品内容の提案と説明

お客さまのご相談を通じて、お客さまの抱えるリスクやご意向などを把握し、適切な保険商品・プランを提案・説明します。また、「パンフレット」「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報等)」「ご契約のしおり」等を用いて、商品内容をわかりやすく説明します。

### ❖ 適切な保険金額の設定

損害保険契約は、事故や災害による損害に対して、適正な保険金で補うことが目的です。適切な保険金額で契約されてこそ、万一のときにお役に立ちます。

たとえば火災保険をご契約いただく場合、保険の目的となる建物等の評価額に応じた保険金額を設定いただきます。保険金額が評価額を超過している契約の場合は、一定の条件のもとで、保険契約者はその超過分を取り消すことができます。また、評価額を下回る契約の場合は、一部保険となり、十分な補償を受けられないことがあります。

### ❖ 契約内容のご確認と保険契約の申し込み

ご契約の引き受けや保険料の決定に必要な情報として、代理店や保険会社が保険契約申込書等で質問する事項(告知事項)について、ありのままにご回答いただきます。

万一告知いただいた内容が事実と異なる場合や告知いただかない場合には、保険契約を解除の上、保険金をお支払いできないことがあります。

お申し込みいただく商品やプランがお客さまのご意向に沿った内容であることや、保険契約申込書に表示・記載された内容に誤りがないことをご確認いただき、保険契約申込書にご署名または記名・捺印をいただきます。



## ■ 保険料のお支払い

保険料のお支払いにあたりましては、保険の種類により、金融機関での口座振替、クレジットカード、コンビニエンスストア・郵便局等での払込取扱票等、便利な方法をご利用いただけます。

保険料を現金でお支払いいただく場合には、契約と同時に保険料をお支払いいただくことになります。その際に、当社は所定の保険料領収証を発行します。

保険のお申し込みをいただいても、それぞれの払込方法ごとに定められた期日までに保険料のお支払いがないと、保険金をお支払いできません。

なお、保険契約が失効した場合や、解除された場合には、保険約款の規定にしたがって保険料をお返します。(ただし、お返しできない場合もあります。)

## ■ 保険証券等の内容の確認

通常、保険契約後、契約の証として保険証券等を作成の上、発送します。保険契約者は、お申し込み内容どおりとなっているかどうかをご確認いただくこととなります。

## ■ 契約後にご注意いただきたいこと

### 1. 契約内容に変更が生じた場合には、ご連絡ください

契約後に保険証券等に記載されている内容に変更が生じた場合には、保険契約者から当社代理店または当社にご連絡いただく必要があります。

ご連絡をいただけない場合には、変更が生じた時からご連絡いただくまでの期間の事故による損害について、保険金をお支払いできないことがあります。

### 2. 保険証券等を適宜ご確認ください

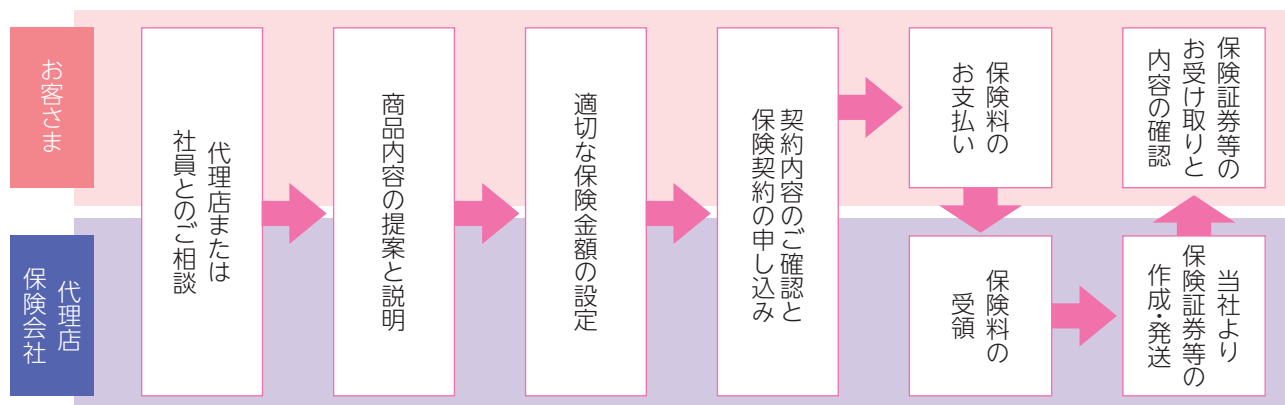
事故が起きたとき、すでに保険期間が終了していたり、契約内容の変更のご連絡を忘れていたりすることのないように、保険証券等を定期的にご覧いただき、保険期間や契約内容をご確認いただくことが重要です。

## ■ クーリング・オフについて

保険期間が1年を超える個人向け契約(金銭消費貸借契約その他の契約の債務の履行を担保するための保険契約や営業または事業のための保険契約等を除きます。)について、クーリング・オフ制度が適用されています。

お客さまが契約をお申し込みいただいた日またはクーリング・オフに関する説明事項記載書面の受領日のいずれか遅い日からその日を含めて8日以内であれば、違約金等を負担することなくお申し込みの撤回または解約を行うことができます。

## ■ 契約手続きの流れ(例)



# 保険の仕組み

## 事故発生から保険金お受け取りまでの流れ

お客さまが万一事故に遭われた場合、お客さまの立場に立って、丁寧な事故対応のアドバイスを行い、速やかに保険金をお支払いすることが保険会社の使命です。

当社は、損害サービス業務支援システムを導入し、損害サービス業務の細部にわたる工程管理を行っています。

### 1. 事故の発生

事故が発生した場合、まず負傷者の救護等の緊急措置や車両の移動等二次災害の防止を行うとともに、警察署や消防署等へ通報してください。また、お相手のかたがいる場合、住所・氏名・連絡先・加入保険会社等をできるだけその場で確認してください。

### 2. 日新火災または日新火災代理店へのご連絡

緊急措置後は、速やかに当社または当社代理店までご連絡ください。お名前(契約者名)・証券番号・保険種目と事故の日時・場所・状況、損害の概略、届出警察署・消防署名等を伺います。

当社では、フリーダイヤル(無料)で夜間・休日を問わず、24時間体制で事故のご連絡・ご相談を受け付けています。

### 日新火災事故受付センター

〈自動車の事故のご連絡〉 **0120-25-7474**

〈自動車以外の事故のご連絡〉 **0120-232-233**

### 3. 損害状況の確認

当社のサービス支店等で、お客さまよりご連絡を受けた事故について、保険種目・証券番号をもとに補償条件・特約等の契約内容を確認します。

その後、当社の専門スタッフ、一般社団法人日本損害保険協会に登録された鑑定人等が、事故物件・罹災現場の確認や、被害者・修理業者・病院との打ち合わせ等を行います。また、お客さまには進捗状況を節目節目にご連絡します。

### 4. 保険金請求書類のご提出

事故の内容、お支払いする保険金の種類に応じて、必要な書類を当社へご提出いただきます。

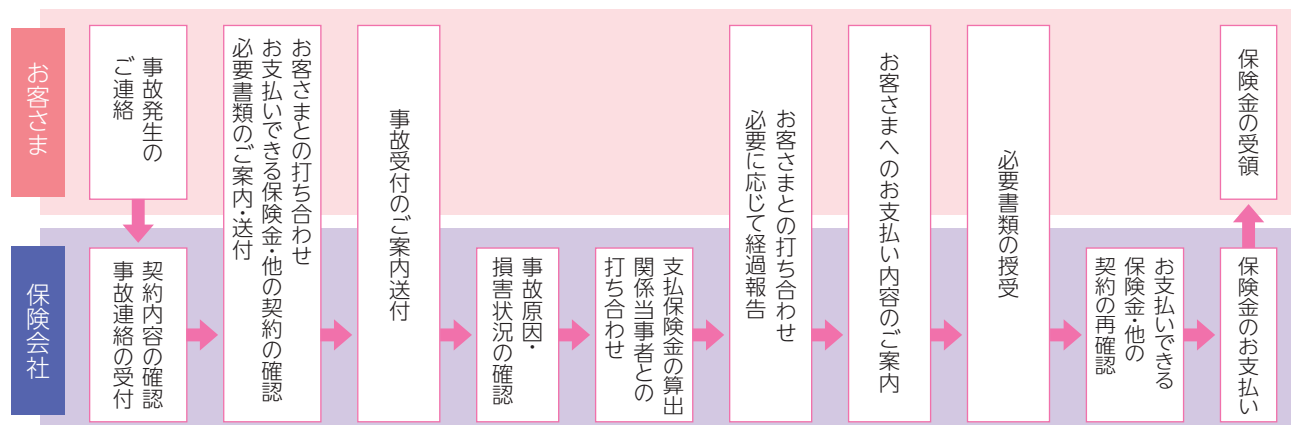
### 5. 保険金お支払額の決定

契約者・被害者・修理業者・病院等の関係者と打ち合わせし、修理費見積書、診療報酬明細書、領収証等の資料を確認の上、お支払いする保険金の額を決定します。

### 6. 保険金のお受け取り

保険金のお受け取りは、銀行等の金融機関への口座振込をご指定いただきます。

## ■ 事故発生から保険金お受け取りまでの流れ



## 再保険

### 1. 再保険とは

台風や洪水などの自然災害や、工場での大規模な火災といった巨額の保険金支払に備えるため、保険会社は保険金の一部をほかの保険会社に移転することでリスク分散を行っています。

このような保険会社間の保険取引を「再保険」といい、ほかの保険会社に保険金支払責任を転嫁することを「出再」、引き受けることを「受再」といいます。また、再保険手配後に自ら保険金支払責任を負担することを「保有」といいます。

再保険取引を行う目的は以下のとおりです。

- ・ 保有するリスク量を適正にコントロールすることにより、経営の健全性を確保することができます。
- ・ 損害額を軽減し、保険成績の安定性を確保することができます。
- ・ 引き受けるリスクについては、それに対する自己資本の準備が必要ですが、リスクを分散させることで、保険引受に必要な自己資本を効率的に活用できます。

### 2. 保有・出再方針

当社では保有・出再方針を、当社が引き受けるリスクの内容や特性、収支状況、再保険市場の動向等をふまえ、事業成績が単年度で大きく変動することがないように定めています。

### 3. グループ再保険の活用

当社は、グループ会社である東京海上日動社への出再を行っており、東京海上日動社は、グループ会社から集約したリスクに対して、再保険の一括手配を行っています。これにより、出再先との交渉力の強化や、グループ会社全体としての資本効率の向上を行っています。

# 個人向け保険商品

当社は、お客さまのニーズにあったさまざまな商品をご用意しています。

## 商品ラインナップ(主要商品一覧)

### くるまの保険

自動車保険の確かな実績と全国に張り巡らせたサービス網で、カーライフに安心をお届けします。

#### ●ユーサイド(新総合自動車保険)

ご自身や相手の方のケガやお車への補償等、自動車保険に必要な基本補償でお客さまをお守りします。さらに充実した特約で、より安心なカーライフを提供します。



#### ●ドライビングサポート24プラス

ユーサイド(新総合自動車保険)に「ドライブレコーダーによる事故発生の通知等に関する特約」をセットいただいたお客さまに、通信機能付きドライブレコーダーをお貸しし、お客さまの安全、安心に資するサービスを提供します。具体的には、安全運転支援や事故時の事故受付センターへの通話、事故映像の当社へのデータ連携などを行います。



#### ●自賠責保険(自動車損害賠償責任保険)

### 住宅・家財の保険

事故や災害からお客さまの財産を守り、暮らしの安心をお約束します。

#### ●住宅安心保険

火災、風災、水災、盗難・水ぬれ等による建物や家財の損害を幅広く補償するほか、すまいや暮らしにまつわるさまざまなサービスを提供します。



#### ●お家ドクター火災保険(すまいの保険)

全国の優良工務店とタッグを組み、「高品質な修理」と「保険金のお支払」をワンセットで提供する商品です。建物が損害を受けたとき、当社より信頼できる修理業者(指定工務店)をご案内しますので、お客さまが修理業者を探す必要がありません。インターネットでお申込みいただくことも可能です。



#### ●お部屋を借りるときの保険(賃貸家財総合保険)

インターネット申込専用の賃貸入居者向け家財保険です。火災、盗難等による家財の損害のほか、家主やその他の第三者に対して賠償責任を負った場合の補償をセットしています。また、予期せぬ被害事故に遭った場合の弁護士への相談費用等も補償し、賃貸住宅での暮らしをサポートします。



#### ●マンションドクター火災保険(マンション管理組合特約付すまいの保険)

#### ●地震保険

## からだの保険

お客さまご自身やご家族等の予測できない事故によるケガに対して、確かな補償をお届けします。  
お客さまのニーズにあわせて、充実の補償をお選びいただけます。

### ●日常生活傷害補償保険

日常生活で偶然に起きた事故によるケガ・熱中症を補償します。



### ●日常生活傷害補償保険 (キズいえ〜)

死亡補償が不要な方向けの傷害保険です。

### ●働けないときの保険 (所得補償保険)

病気やケガで働けなくなったときの所得の減少を補償する保険です。インターネットでのお申込みも可能です。



### ●ジョイエ傷害保険

個人のお客さま向けの積立保険 (貯蓄型保険) です。  
日常生活で偶然に起きた事故によるケガ・熱中症や第三者に対する賠償責任を補償します。契約の満期時には、満期返れい金をお支払いします。



## 旅行・レジャーの保険

旅行やレジャーを楽しまれる方へ安心をお届けします。

### ●海外旅行保険

旅先でのケガや病気による治療費・入院費や第三者に対する賠償責任、身の回り品の損害、救援を要した場合の費用等、海外旅行中のさまざまなリスクを補償します。



### ●国内旅行傷害保険

旅先でのケガや第三者に対する賠償責任等、国内旅行中のさまざまなリスクを補償します。



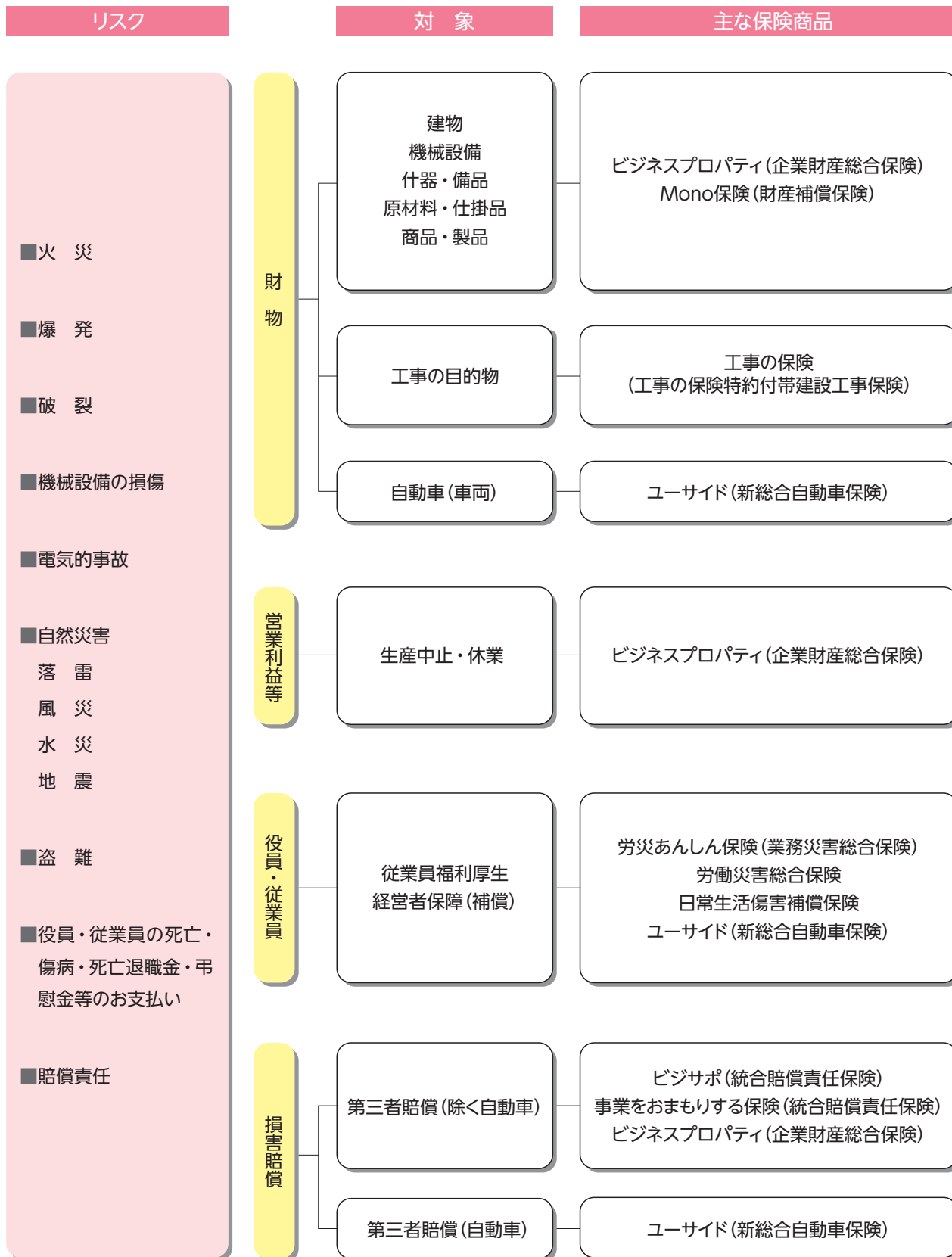
### ●ゴルファー保険

プレー中のケガや第三者に対する賠償責任、ゴルフ用品の破損等、ゴルフ中のさまざまなリスクを補償します。



# 企業向け保険商品

当社は、企業を取り巻くさまざまなリスクに対応した商品をご用意しています。



## 商品ラインナップ(事業経営に関する主要商品一覧)

### 自動車事故リスクをカバーする保険

#### ●ユーサイド(新総合自動車保険)

お客様のニーズに合わせた契約条件をご提案し、企業の自動車リスクを補償します。



### 労働災害リスクをカバーする保険

#### ●労災あんしん保険(業務災害総合保険)

従業員の業務上のケガのほか、うつ病・過労による脳・心疾患を補償します。



### 財産喪失リスクをカバーする保険

#### ●ビジネスプロパティ(企業財産総合保険)

火災や自然災害等による財産損害・休業損失・家賃損失など、事業活動を取り巻くさまざまなリスクを補償します。

選べる補償により、お客様の事業に合わせた最適な保険を設計することが可能です。



### 賠償責任リスクをカバーする保険

#### ●ビジサポ(統合賠償責任保険)

事業活動における賠償リスクやそれに伴う費用支出のリスクをまとめて補償します。お客様のニーズにあわせて、必要な補償を組み合わせでご契約いただけます。



#### ●Mono保険(財産補償保険)

火災や自然災害等によるさまざまなリスクから、お客様の大切な財産をおまもりします。保管中はもちろん、使用中・輸送中の事故も補償します。



#### ●事業をおまもりする保険(統合賠償責任保険)

インターネットでお申込みいただく事業活動に関わる賠償リスクを補償する保険です。(年間売上高1億円以下の事業者限定)  
損害賠償請求や顧客トラブル等のリスクから、事業と従業員をおまもりします。



### 工事遂行中のリスクをカバーする保険

#### ●工事の保険(工事の保険特約付帯建設工事保険)

工事の際に発生した事故による建築資材等の損害を補償します。資材等の運送中から完成引き渡しまで、火災・盗難・風災・水災・作業ミスなど幅広く補償します。



# 事故時のサービス

## 事故時のサービス

万一の事故の際、お客さまに安心と満足を実感いただける損害サービスを提供することは、保険会社のもっとも重要な責務の一つです。

当社は、全国のサービス支店・サービスグループ・サービスセンターで専門スタッフがお客さまに寄り添い、不安を取り除き、要望・期待に応えるためきめ細やかな損害サービスの提供をしています。また、「日新火災事故受付センター」をはじめ、次のとおり多様なサービスで、お客さまに“あんしん”をお届けします。

### 日新火災事故受付センター

24時間・365日、お客さまからの事故のご連絡の受付および事故相談等、さまざまなサービスを提供しています。

〈自動車の事故のご連絡〉

**フリーダイヤル 0120-25-7474**

〈自動車以外の事故のご連絡〉

**フリーダイヤル 0120-232-233**



### 初期対応センター

夜間・休日等、当社の営業時間外にご連絡をいただいた自動車事故について、事故に遭われたお客さまや被害者の方へのご連絡をはじめ、事故後のアドバイスやお支払いの対象となる補償内容のご案内、修理工場や病院との打ち合わせ、代車の手配等を行います。



### 各種サポート24

24時間・365日、以下のサポートサービスを提供しています。

**フリーダイヤル 0120-097-365**

#### ■ ドライビングサポート24

自動車保険をご契約のお客さまを対象として、ロードサービス(レッカー急行、けん引、バッテリー上がり時のジャンピングサービス、高速・有料道路または一般道路上でのガス欠時給油、道路上のスタックからの脱出等)を提供しています。



ロードサービスの対象契約・車両は下記のとおりです。

※ 2019年1月1日以降の保険始期契約

- ・自動車保険に「ロードサービス費用補償特約」がセットされた契約車両

※ 2018年12月31日以前の保険始期契約

- ・人身傷害補償保険(実損払)がセットされた契約車両
- ・「アサnte」の契約車両
- ・フリートの契約車両
- ・二輪盗難危険補償特約がセットされた契約車両

#### ■ すまいのサポート24

住宅安心保険・すまいの保険\*(ペットネームが住自在またはお家ドクター火災保険)・お部屋を借りるときの保険をご契約のお客さまを対象として、トイレ・台所等の給排水管の詰まりによる応急処置や、鍵の破損・紛失等による建物の鍵開けサービスを実施しています。



※すまいの保険は2015年10月1日以降の保険始期契約が対象です。



## その他のサービス

### ■ ご安心4コール

お客さまにご安心いただき、何でもご相談いただけるよう、事故の発生から解決に至るまでの節目節目に、お電話による経過等のご連絡を行っています。

#### ①ご安心コール

事故受付後、直ちにお客さま(契約者・当事者)とご連絡をとり、事故状況を確認し、当面の対応から解決までの流れをご説明します。お客さまに担当者の連絡先をご案内し、事故対応に関する不明な部分をご説明することによってお客さまの不安を取り除きます。

#### ②リターンコール

ご安心コール後の、相手の方・修理業者・病院等との打ち合わせ内容をご報告します。

#### ③経過コール

進捗状況を節目節目にご報告します。

#### ④解決コール

事故が解決したことを、いち早くお客さまにご報告します。

### ■ 事故受付通知・途中経過報告サービス

訪問・電話・はがき・メール等により、お客さまおよび関係者の方に事故解決までの進捗状況を随時お知らせしています。

### ■ 安心工場紹介サービス

事故によりお車の修理が必要なお客さまが、修理工場の紹介を希望された際、当社が提携している修理工場を紹介いたします。

#### 〈主なサービス〉

- ・お車の引取・納車無料サービス
- ・お車をお預りしている期間の代車無料サービス

### ■ 早期災害復旧支援サービス

ビジネスプロパティ(企業財産総合保険)・Mono保険(財産補償保険)\*をご契約のお客さまを対象として、提携する災害復旧専門会社により、火災等で罹災した機械、設備または装置の煙・スス等による汚染の調査、汚染除去を行います。従来は新品交換する以外に方法がなかった機械、設備または装置を罹災前の機能・状態に修復し、事業の早期復旧を支援します。

\*Mono保険は被保険者が事業者(個人事業主を含みます)の契約が対象です。

# 個人向けサービス

## 医療のサポート24

医療に関するさまざまなご質問について、専門スタッフがご相談に応じ、お客さまのおからだに関わる「もしも」の時のサポートします。

- ・ 緊急医療相談サービス
- ・ 一般健康相談サービス
- ・ 予約制専門医相談サービス
- ・ 転送・患者移送サービス
- ・ 医療機関案内サービス
- ・ 介護相談サービス
- ・ お薬相談サービス
- ・ 育児・栄養相談サービス

※サービスの対象は、以下の商品をご契約のお客さまとそ  
のご家族の皆さまです。

- ・ ジョイエ医療保険
- ・ ジョイエ傷害保険(スポーツ向けプラン)
- ・ ジョイエ傷害保険(NEW キッズプラン)
- ・ ジョイエ傷害保険(キッズプラン)(保険始期が2019年  
10月1日以降の契約に限ります。)
- ・ 介護費用保険
- ・ 積立介護費用保険
- ・ 日常生活傷害補償保険
- ・ 学生・生徒総合補償保険
- ・ 働けないときの保険(所得補償保険)
- ・ 住宅安心保険(保険始期が2023年1月1日以降の契約  
に限ります。)

## いじめ・嫌がらせ・痴漢等の 被害に関する相談サービス

いじめや嫌がらせ、痴漢等の被害に遭われた場合の対応方法(加害者への損害賠償請求等)について弁護士に電話で相談できます。

※日常生活傷害補償保険の弁護士費用・法律相談費用補償特約が付帯されている契約のみ対象です。

## 海外旅行サポートサービス

海外旅行保険をご契約のお客さまが、海外で病気やケガ等のトラブルに見舞われたときのために、日本語受付の日新火災海外総合サポートデスクを設置し、24時間体制でアシスタンスサービスを提供しています。

### ■ 病院紹介サービス

病気やケガをされた場合に、お客さまのご希望・状態に応じて最寄りの適切な病院をご紹介します。

### ■ キャッシュレス医療サービス

病気やケガをされ、当社提携病院で治療を受けられる場合、その費用をお客さまに代わり当社提携病院へお支払いします。

### ■ 保険金請求に関する相談サービス

ご加入いただいている保険の契約内容や保険金の請求方法に関するご相談に、日本語で対応します。

### ■ その他のアシスタンスサービス

- ・ 医療通訳の手配
- ・ 弁護士の手配
- ・ 緊急帰国のための航空券の手配 等

## その他のサービス

### ■ My日新(お客さまマイページ)

My日新は、個人のお客さまを対象としたインターネットサービスです。契約内容の確認や住所等の変更等、便利な機能を提供しています。

# 企業向けサービス

企業を取りまくさまざまなリスクに対し、リスクの特性やお客さま固有のリスクを見極めた上で、適切な対策をご提案します。

**リスクコンサルティング** グループ会社のユニバーサルリスクソリューション株式会社と連携し提供しています。

## 自動車事故防止支援サービス

### ■ 運転適性診断サービス

診断機器を搭載した安全サービスカーがお客さまの指定場所までお伺いします。その場で受診された方に診断結果をお伝えします。また、管理者向けに「適性診断結果報告書」をお届けします。



安全サービスカー以外にも、室内設置用の運転適性診断機器もご用意しています。

### ■ 安全運転講習会への講師派遣

お客さまの事故の特徴を分析した上で、事故防止のポイント、事故事例に基づいた危険予知訓練等の講習会を行っています。



## リスクマネジメント情報の提供

### ■ 「Safety Information」の発行

社会環境の変化や情報ネットワークの高度化さらに法改正や税制改正により、企業を取り巻くリスクは多種多様化しています。リスクマネジメントジャーナル「Safety Information」は、そのリスクから企業を守るために、ヒントとなる最新情報をお届けします。



## 建築物の防火対策支援

### ■ 防火管理者受託型コンサルティングサービス

安心・安全な建物の環境づくりをお手伝いするため、消防法に定められた防火管理業務を受託し、定期巡回点検や防災訓練を行うほか、防火管理者の成り手不足の問題を解決しています。

## 建物・機械等調査サービス

### ■ 火災保険物件調査サービス

ビル・工場および商業施設の建物・機械等を調査・評価し、火災保険の適切な保険価額を算定しています。

神社や寺院の建築物は、「特別な技術が多用されている」「建築後の年数がかなり経過している」等の理由により、適切な評価額の算出が困難なケースがあり、経験豊富な鑑定人によるサービスも提供しています。



## その他のサービス

## FP・士業相談サービス

事業をおまもりする保険（統合賠償責任保険）をご契約のお客さまを対象として、企業経営に関するさまざまなお

悩みについて、ファイナンシャルプランナー（FP）、弁護士、税理士または社労士等の士業がご相談に応じます。

# 新商品の開発および約款・料率の改定

2019年	1月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・統合賠償責任保険「ビジサポ」の改定(補償範囲の拡大等)</li> <li>・新総合自動車保険「ユーサイド」の改定(「ロードサービス費用補償特約」「レンタカー費用補償特約(15日限度)」等)</li> <li>・新総合自動車保険「ユーサイド」の料率改定等</li> <li>・企業財産総合保険「ビジネスプロパティ」の改定(補償範囲の拡大等)</li> <li>・地震保険の改定(料率改定等)</li> </ul>	
	10月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日常生活傷害補償保険「キズいえ〜る」プラン発売</li> <li>・火災保険の改定(料率改定・補償範囲の拡大・インターネットによる販売開始等)</li> <li>・普通傷害保険、家族傷害保険等の改定(日常生活傷害補償保険に統合)</li> </ul>	
2020年	1月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新総合自動車保険「ユーサイド」の改定(型式別料率クラス制度の改定、対人・対物賠償の補償拡大、日常生活賠償責任補償特約の補償拡大等)</li> <li>・統合賠償責任保険(ビジサポ)「セキュリティトラブル対応費用補償特約」の発売</li> </ul>	
	7月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・統合賠償責任保険「ビジサポ」の改定(料率改定、「サイバー・情報漏えい事故補償特約」の新設等)</li> </ul>	
	10月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・統合賠償責任保険(ビジサポ)「特定感染症等事業者費用補償特約」の発売</li> </ul>	
2021年	1月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新総合自動車保険「ユーサイド」の改定(料率改定、「ドライブレコーダーによる事故発生の通知等に関する特約」の新設(ドライビングサポート24プラスの運用開始)、対物超過修理費用の補償拡大等)</li> <li>・企業財産総合保険「ビジネスプロパティ」の改定(料率改定、特約新設等)</li> <li>・地震保険の改定(料率改定等)</li> <li>・火災保険の改定(料率改定、すまいのサポート24のサービス拡充等)</li> <li>・マンション共用部分用火災保険「マンションドクター火災保険」の改定(料率改定等)</li> </ul>	
	3月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・統合賠償責任保険(ビジサポ)「フレーム等対応費用補償特約」の発売</li> </ul>	
	10月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・マンション共用部分用火災保険「マンションドクター火災保険」の改定(「管理組合役員・行事参加者の傷害一時金補償特約」の新設)</li> </ul>	
2022年	1月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工事の保険特約付帯建設工事保険「工事の保険」の改定(料率改定等)</li> </ul>	
	4月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新総合自動車保険「ユーサイド」の料率改定等</li> </ul>	
	10月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地震保険の改定(料率改定等)</li> <li>・火災保険の改定(最長保険期間の短縮)</li> <li>・統合賠償責任保険「ビジサポ」の改定(「サイバー・情報漏えい事故」単独補償の新設等)</li> <li>・「分譲マンション大規模修繕工事向け履行保証保険」の発売</li> </ul>	
2023年	1月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・Web完結で申込みができる所得補償保険「働けないときの保険」発売</li> <li>・「住自在」をリニューアルし、「お家ドクター火災保険」を発売</li> <li>・火災保険の改定(料率改定、「指定工務店特約」の新設、付帯サービスの新設等)</li> <li>・企業財産総合保険「ビジネスプロパティ」の改定(料率改定、特約新設等)</li> <li>・マンション共用部分用火災保険「マンションドクター火災保険」の改定(料率改定、特約新設等)</li> <li>・新総合自動車保険「ユーサイド」の改定(被害者救済費用等補償特約の新設、レンタカー費用特約の改定等)</li> </ul>	
	10月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・傷害保険の改定(「弁護士費用・法律相談費用補償特約」の改定等)</li> </ul>	
2024年	1月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・Web完結で申込みができる統合賠償責任保険「事業をおまもりする保険」発売</li> <li>・空き家所有者向け統合賠償責任保険「空き家専用保険」発売</li> <li>・統合賠償責任保険「ビジサポ」の改定(約款改定等)</li> <li>・新総合自動車保険「ユーサイド」の改定(料率改定)</li> </ul>	

## 業績データ

事業の状況	76
経理の状況	88

# 事業の状況

## 主要な経営指標等の推移

(単位:百万円)

項目	年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
正味収入保険料 (対前期増減(△)率)		148,850 ( 3.51%)	147,750 ( △0.74%)	145,444 ( △1.56%)	145,031 ( △0.28%)	<b>147,897</b> ( <b>1.98%</b> )
経常収益 (対前期増減(△)率)		161,323 ( 0.08%)	169,020 ( 4.77%)	163,053 ( △3.53%)	161,281 ( △1.09%)	<b>163,064</b> ( <b>1.11%</b> )
保険引受利益 (対前期増減(△)率)		2,789 ( 84.81%)	6,811 ( 144.17%)	15,647 ( 129.72%)	6,793 ( △56.58%)	<b>6,724</b> ( <b>△1.02%</b> )
経常利益 (対前期増減(△)率)		5,785 ( 14.14%)	23,557 ( 307.14%)	20,467 ( △13.12%)	8,447 ( △58.73%)	<b>8,271</b> ( <b>△2.09%</b> )
当期純利益 (対前期増減(△)率)		3,757 ( △14.66%)	17,077 ( 354.48%)	12,532 ( △26.62%)	7,092 ( △43.41%)	<b>5,507</b> ( <b>△22.35%</b> )
正味損害率		64.82%	57.90%	59.88%	63.76%	<b>63.49%</b>
正味事業費率		33.41%	33.15%	33.56%	34.97%	<b>35.09%</b>
利息及び配当金収入 (対前期増減(△)率)		4,701 ( 5.26%)	4,075 ( △13.31%)	4,052 ( △0.57%)	4,542 ( 12.08%)	<b>6,757</b> ( <b>48.77%</b> )
運用資産利回り (インカム利回り)		1.57%	1.32%	1.29%	1.57%	<b>2.58%</b>
資産運用利回り (実現利回り)		1.89%	6.17%	2.26%	1.26%	<b>1.35%</b>
時価総合利回り		△2.81%	3.20%	△0.35%	△2.05%	<b>1.41%</b>
資本金の額 (発行済株式総数)		20,389 (210,320千株)	20,389 (210,320千株)	20,389 (187,410千株)	20,389 (172,960千株)	<b>10,194</b> ( <b>131,660千株</b> )
純資産額		74,362	85,514	80,916	63,870	<b>49,562</b>
総資産額		381,758	403,135	392,556	366,535	<b>349,672</b>
積立勘定として経理された資産額		9,208	6,770	3,854	2,496	<b>2,395</b>
責任準備金残高		238,541	242,408	233,604	224,594	<b>218,542</b>
貸付金残高		179	155	116	99	<b>68</b>
有価証券残高		248,914	220,636	216,208	206,595	<b>218,460</b>
単体ソルベンシー・マージン比率		1,115.3%	1,279.4%	1,245.2%	1,187.6%	<b>1,059.5%</b>
連結ソルベンシー・マージン比率		1,102.5%	1,293.7%	1,254.8%	1,199.4%	<b>1,077.2%</b>
自己資本比率		19.48%	21.21%	20.61%	17.43%	<b>14.17%</b>
配当性向		—	—	82.11%	—	—
従業員数		2,215名	2,180名	2,162名	2,092名	<b>2,033名</b>

(注) 1. 正味損害率 = (正味支払保険金 + 損害調査費) ÷ 正味収入保険料

2. 正味事業費率 = (諸手数料及び集金費 + 保険引受に係る営業費及び一般管理費) ÷ 正味収入保険料

3. 単体ソルベンシー・マージン比率および連結ソルベンシー・マージン比率の算出方法については、P.86「単体ソルベンシー・マージン比率」およびP.87「連結ソルベンシー・マージン比率」をご参照ください。

## 保険事業の状況

### 元受正味保険料(含む収入積立保険料)及び従業員1人当たり保険料

(単位:百万円)

種目	2021年度			2022年度			2023年度		
	金額	構成比	増収率	金額	構成比	増収率	金額	構成比	増収率
火災	33,474	21.0%	△1.8%	39,562	24.1%	18.2%	43,453	25.9%	9.8%
海上	—	—	—	—	—	—	—	—	—
傷害	7,017	4.4	△3.3	7,003	4.3	△0.2	6,884	4.1	△1.7
自動車	88,160	55.4	△0.5	86,085	52.4	△2.4	85,883	51.2	△0.2
自動車損害賠償責任	12,385	7.8	△11.6	12,129	7.4	△2.1	10,566	6.3	△12.9
その他	17,993	11.3	7.2	19,416	11.8	7.9	20,943	12.5	7.9
(うち賠償責任)	(9,030)	(5.7)	(6.2)	(9,611)	(5.9)	(6.4)	(10,469)	(6.2)	(8.9)
合計	159,031	100.0	△1.0	164,196	100.0	3.2	167,732	100.0	2.2
従業員1人当たり 元受正味保険料(含む収入積立保険料)	73		△0.2	78		6.7	82		5.1

(注) 1. 元受正味保険料(含む収入積立保険料)とは、元受保険料から元受解約返戻金および元受その他返戻金を控除したものをいいます。

2. 従業員1人当たり元受正味保険料(含む収入積立保険料) = 元受正味保険料(含む収入積立保険料) ÷ 従業員数

3. 海上保険は2009年度より販売を行っていません。

### 正味収入保険料

(単位:百万円)

種目	2021年度			2022年度			2023年度		
	金額	構成比	増収率	金額	構成比	増収率	金額	構成比	増収率
火災	21,940	15.1%	△5.7%	23,715	16.4%	8.1%	26,530	17.9%	11.9%
海上	0	0.0	△1,523.8	0	0.0	—	0	0.0	△502.0
傷害	5,701	3.9	△1.2	5,775	4.0	1.3	5,752	3.9	△0.4
自動車	87,837	60.4	△0.5	85,546	59.0	△2.6	85,326	57.7	△0.3
自動車損害賠償責任	12,574	8.6	△11.3	11,756	8.1	△6.5	10,573	7.1	△10.1
その他	17,390	12.0	6.8	18,236	12.6	4.9	19,713	13.3	8.1
(うち賠償責任)	(8,953)	(6.2)	(6.2)	(9,533)	(6.6)	(6.5)	(10,388)	(7.0)	(9.0)
合計	145,444	100.0	△1.6	145,031	100.0	△0.3	147,897	100.0	2.0

(注) 正味収入保険料とは、元受および受再契約の収入保険料から出再契約の再保険料を控除したものをいいます。

### 受再正味保険料及び支払再保険料

(単位:百万円)

種目	2021年度		2022年度		2023年度	
	受再正味保険料	支払再保険料	受再正味保険料	支払再保険料	受再正味保険料	支払再保険料
火災	28	11,562	17	15,863	16	16,939
海上	0	0	0	0	0	0
傷害	—	57	—	58	—	58
自動車	3	326	2	542	2	559
自動車損害賠償責任	8,033	7,844	7,316	7,688	6,191	6,183
その他	113	714	173	1,357	195	1,424
(うち賠償責任)	(0)	(77)	(0)	(78)	(0)	(81)
合計	8,177	20,503	7,510	25,510	6,406	25,166

(注) 1. 受再正味保険料とは、受再契約に係る収入保険料から受再解約返戻金および受再その他返戻金を控除したものをいいます。

2. 支払再保険料とは、出再契約に係る支払保険料から出再保険返戻金およびその他の再保険収入を控除したものをいいます。

## 事業の状況

## 解約返戻金

(単位:百万円)

種目	年度	2021年度	2022年度	2023年度
	火災		972	1,651
海上		0	0	0
傷害		232	202	190
自動車		1,257	1,177	1,198
自動車損害賠償責任		538	454	460
その他		182	187	192
(うち賠償責任)		( 50)	( 43)	( 41)
合計		3,183	3,672	3,023

(注)解約返戻金とは、元受解約返戻金、受再解約返戻金および積立解約返戻金の合計額をいいます。

## 保険引受利益

(単位:百万円)

種目	年度	2021年度	2022年度	2023年度
	火災		1,097	△9,168
海上		0	0	0
傷害		204	△367	△243
自動車		14,138	19,170	6,312
自動車損害賠償責任		—	—	—
その他		207	△2,840	15
(うち賠償責任)		( 417)	( 427)	( △13)
合計		15,647	6,793	6,724

(注)上記の金額は、平成10年大蔵省告示第232号第3条に基づく異常危険準備金の取崩しおよび繰入れの影響を含んでいます。

## 元受正味保険金

(単位:百万円)

種目	2021年度		2022年度		2023年度	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
火災	24,776	28.6 %	31,168	33.0 %	22,047	24.9 %
海上	0	0.0	—	—	—	—
傷害	2,378	2.7	2,703	2.9	2,673	3.0
自動車	39,631	45.8	42,164	44.6	45,002	50.8
自動車損害賠償責任	11,115	12.9	9,421	10.0	9,792	11.0
その他	8,593	9.9	9,115	9.6	9,108	10.3
(うち賠償責任)	( 4,307)	( 5.0)	( 4,475)	( 4.7)	( 4,514)	( 5.1)
合計	86,495	100.0	94,573	100.0	88,625	100.0

(注)元受正味保険金とは、元受契約に係る支払保険金から元受契約に係る求償等による回収金を控除したものをいいます。



## 正味支払保険金

(単位:百万円)

種目	年度	2021年度			2022年度			2023年度		
		構成比	正味損害率	構成比	正味損害率	構成比	正味損害率			
火災	17,312	22.3%	82.1%	20,309	24.7%	89.2%	18,291	22.0%	72.0%	
海上	0	0.0	—	0	0.0	2,189.6	0	0.0	—	
傷害	2,375	3.1	46.7	2,700	3.3	52.5	2,671	3.2	52.2	
自動車	39,633	51.1	52.6	41,488	50.5	56.7	44,644	53.6	60.9	
自動車損害賠償責任	9,646	12.4	84.2	8,590	10.4	80.8	8,558	10.3	89.2	
その他 (うち賠償責任)	8,596 (4,307)	11.1 (5.6)	55.6 (54.9)	9,119 (4,475)	11.1 (5.4)	56.6 (54.0)	9,131 (4,514)	11.0 (5.4)	52.9 (50.4)	
合計	77,564	100.0	59.9	82,208	100.0	63.8	83,297	100.0	63.5	

(注) 1. 正味支払保険金とは、元受および受再契約の支払保険金から出再契約に係る回収再保険金を控除したものをいいます。  
2. 正味損害率=(正味支払保険金+損害調査費)÷正味収入保険料

## 受再正味保険金及び回収再保険金

(単位:百万円)

種目	年度	2021年度		2022年度		2023年度	
		受再正味保険金	回収再保険金	受再正味保険金	回収再保険金	受再正味保険金	回収再保険金
火災	293	7,757	201	11,059	0	3,755	
海上	0	0	0	0	0	0	
傷害	—	2	—	2	—	1	
自動車	3	1	0	676	0	359	
自動車損害賠償責任	9,646	11,115	8,590	9,421	8,558	9,792	
その他 (うち賠償責任)	40 (—)	38 (—)	31 (—)	26 (—)	71 (—)	48 (—)	
合計	9,984	18,916	8,822	21,187	8,630	13,958	

(注) 1. 受再正味保険金とは、受再契約に係る支払保険金から受再契約に係る求償等による回収金を控除したものをいいます。  
2. 回収再保険金とは、出再契約に係る回収保険金から出再契約に係る返還金を控除したものをいいます。

## 正味損害率、正味事業費率及びその合算率

(単位:%)

種目	年度	2021年度			2022年度			2023年度		
		正味損害率	正味事業費率	合算率	正味損害率	正味事業費率	合算率	正味損害率	正味事業費率	合算率
火災	82.1	38.9	120.9	89.2	42.6	131.8	72.0	40.8	112.8	
海上	—	—	—	2,189.6	△0.5	2,189.1	—	—	—	
傷害	46.7	46.8	93.6	52.5	46.5	99.0	52.2	46.4	98.6	
自動車	52.6	30.9	83.4	56.7	31.4	88.1	60.9	31.6	92.4	
自動車損害賠償責任	84.2	29.9	114.2	80.8	32.2	113.0	89.2	34.5	123.7	
その他 (うち賠償責任)	55.6 (54.9)	38.6 (37.8)	94.2 (92.7)	56.6 (54.0)	39.8 (38.3)	96.3 (92.2)	52.9 (50.4)	39.7 (37.5)	92.5 (87.8)	
合計	59.9	33.6	93.4	63.8	35.0	98.7	63.5	35.1	98.6	

(注) 1. 正味損害率=(正味支払保険金+損害調査費)÷正味収入保険料  
2. 正味事業費率=(諸手数料及び集金費+保険引受に係る営業費及び一般管理費)÷正味収入保険料  
3. 合算率=正味損害率+正味事業費率

## 事業の状況

## 出再控除前の発生損害率、事業費率及びその合算率

(単位:%)

種目	2021年度			2022年度			2023年度		
	発生損害率	事業費率	合算率	発生損害率	事業費率	合算率	発生損害率	事業費率	合算率
火災	64.1	28.9	93.0	80.1	31.9	112.0	55.7	31.2	86.9
海上	7.8	0.0	7.8	438.8	0.0	438.8	58.1	0.0	58.1
傷害	46.5	45.9	92.4	55.8	46.4	102.2	54.2	45.7	99.9
(医療)	(29.0)			(40.8)			(31.8)		
(がん)	(73.8)			(67.1)			(52.6)		
自動車	51.1	30.5	81.6	59.0	31.0	90.0	61.8	31.4	93.2
その他	57.1	37.7	94.8	58.1	37.9	96.0	56.2	37.6	93.8
(うち賠償責任)	(54.5)	(37.9)	(92.4)	(53.8)	(38.8)	(92.6)	(57.6)	(38.0)	(95.6)
合計	54.3	31.7	86.0	63.4	32.7	96.1	59.3	32.8	92.1

- (注) 1. 地震保険および自動車損害賠償責任保険に係る金額を除いて記載しています。  
 2. 発生損害率 = (出再控除前の発生損害額 + 損害調査費) ÷ 出再控除前の既経過保険料  
 3. 事業費率 = (支払諸手数料及び集金費 + 保険引受に係る営業費及び一般管理費) ÷ 出再控除前の既経過保険料  
 4. 合算率 = 発生損害率 + 事業費率  
 5. 出再控除前の発生損害額 = 支払保険金 + 出再控除前の支払備金積増額  
 6. 出再控除前の既経過保険料 = 収入保険料 - 出再控除前の未経過保険料積増額  
 7. 傷害保険のうち介護保険は取り扱いがないため記載を省略しています。  
 8. 介護費用保険は新規の販売を行っていないため「その他」に含めています。

## 国内契約・海外契約別の収入保険料の割合

(単位:%)

区分	2021年度	2022年度	2023年度
国内契約	100.0	100.0	100.0
海外契約	—	—	—

(注) 収入保険料(元受正味保険料(除く収入積立保険料)と受再正味保険料の合計)について国内契約および海外契約の割合を記載しています。

## 出再先保険会社数と出再保険料上位5社の割合

	出再先保険会社の数	出再保険料のうち上位5社の出再先に集中している割合
2022年度	3 ( — )	99.96% ( — )
2023年度	3 ( — )	99.96% ( — )

- (注) 1. 出再先保険会社の数は、特約再保険を1,000万円以上出再している再保険者(プール出再を含む)を対象にしています。  
 2. ( )内は、第三分野保険に関する数値を表しています。(ただし、保険業法施行規則第71条に基づいて、保険料積立金を積み立てないとした保険契約に限ります。)

## 出再保険料の格付区分別構成割合

格付区分	A-以上	BBB+~BBB-	その他 (BB+以下・格付無)	合計
2022年度	100.0% ( — % )	0.0% ( — % )	0.0% ( — % )	100.0% ( — % )
2023年度	100.0% ( — % )	0.0% ( — % )	0.0% ( — % )	100.0% ( — % )

- (注) 1. 特約再保険を出再している再保険者を対象としています。ただし、再保険プールを含んでいません。  
 格付区分は、スタンダード・アンド・プアーズ社の格付を使用しています。  
 2. ( )内は、第三分野保険に関する数値を表しています。(ただし、保険業法施行規則第71条に基づいて、保険料積立金を積み立てないとした保険契約に限ります。)

## 未収再保険金の推移

(単位:百万円)

区分		年度	2021年度	2022年度	2023年度
1	年度開始時の未収再保険金		854 ( — )	313 ( — )	676 ( — )
2	当該年度に回収できる事由が発生した額		1,523 ( — )	2,622 ( — )	1,133 ( — )
3	当該年度回収等		2,064 ( — )	2,259 ( — )	1,652 ( — )
4	1+2-3=年度末の未収再保険金		313 ( — )	676 ( — )	157 ( — )

(注) 1. 地震保険および自動車損害賠償責任保険に係る金額を除いて記載しています。

2. ( )内は、第三分野保険に関する数値を表しています。(ただし、保険業法施行規則第71条に基づいて、保険料積立金を積み立てないとした保険契約に限ります。)

## 契約者配当金

積立保険(貯蓄型保険)では、満期を迎えた契約者に対し、契約時に定めた満期返戻金をお支払いするとともに、保険期間中の運用利回りが予定の利回りを上回った場合には、毎月の満期契約ごとに契約者配当金を計算してお支払いしています。(運用利回りが予定の利回りを下回った場合には0円となります。)

したがって、契約者配当金は毎月変動しますが、昨年6月および本年6月に満期を迎えた契約の契約者配当金は以下のとおりです。

\* 2023年6月および2024年6月に満期を迎えた契約の契約者配当金の例

(積立普通傷害保険、満期返戻金100万円、一時払の場合)

	保険期間	契約者配当金の額	予定の利回り
2023年 6月満期	3年	0円	0.1%
2024年 6月満期	3年	0円	0.1%

## 事業の状況

## 資産運用等の状況

## 運用資産の推移

(単位:百万円)

区分	年度	2021年度末			2022年度末			2023年度末		
		構成比	増減率	構成比	増減率	構成比	増減率			
総資産		392,556	100.0%	△2.6%	366,535	100.0%	△6.6%	349,672	100.0%	△4.6%
運用資産		333,560	85.0%	△3.3%	301,666	82.3%	△9.6%	282,336	80.7%	△6.4%
運用資産内訳	預貯金	89,654	22.8%	△7.0%	69,130	18.9%	△22.9%	39,567	11.3%	△42.8%
	有価証券	216,208	55.1%	△2.0%	206,595	56.4%	△4.4%	218,460	62.5%	5.7%
	(うち株式)	( 12,032)	( 3.1)	( △30.8)	( 10,273)	( 2.8)	( △14.6)	( 11,164)	( 3.2)	( 8.7)
	貸付金	116	0.0%	△25.1%	99	0.0%	△14.4%	68	0.0%	△31.1%
	土地・建物	27,581	7.0%	0.0%	25,840	7.1%	△6.3%	24,239	6.9%	△6.2%

## 利息及び配当金収入・運用資産利回り(インカム利回り)

(単位:百万円)

区分	年度	2021年度		2022年度		2023年度	
		利回り	利回り	利回り	利回り		
預貯金		0	0.00%	0	0.00%	0	0.00%
有価証券		3,796	1.95%	4,334	2.23%	6,597	3.45%
(公社債)		( 1,835)	( 1.39)	( 1,700)	( 1.37)	( 1,551)	( 1.38)
(株式)		( 374)	( 4.39)	( 264)	( 3.56)	( 371)	( 5.42)
(外国証券)		( 1,585)	( 2.89)	( 2,369)	( 3.76)	( 4,674)	( 6.52)
貸付金		5	4.20%	4	4.01%	3	3.89%
土地・建物		249	0.90%	203	0.75%	157	0.63%
小計		4,051	1.29%	4,542	1.57%	6,757	2.58%
その他		1		0		0	
合計		4,052		4,542		6,757	

(注) 運用資産利回り(インカム利回り)は、運用資産に係る成果を、インカム収入(利息及び配当金収入)の観点から示す指標です。分子は運用資産に係る利息及び配当金収入、分母は取得原価または償却原価による平均残高をベースとした利回りです。

運用資産利回り(インカム利回り)のみでは、運用の実態を必ずしも適切に反映できないため、以下二つの利回りを開示しています。

## 資産運用利回り(実現利回り)

(単位:百万円)

区分	2021年度			2022年度			2023年度		
	資産運用損益 (実現ベース)	平均運用額 (取得原価ベース)	利回り	資産運用損益 (実現ベース)	平均運用額 (取得原価ベース)	利回り	資産運用損益 (実現ベース)	平均運用額 (取得原価ベース)	利回り
預貯金	0	90,716	0.00%	0	67,098	0.00%	0	45,983	0.00%
有価証券 (公社債)	6,976	195,127	3.58	5,313	194,613	2.73	7,647	191,268	4.00
(株式)	( 2,044)	(131,779)	( 1.55)	( 2,138)	(124,138)	( 1.72)	( 1,924)	(112,703)	( 1.71)
(外国証券)	( 3,358)	( 8,545)	( 39.30)	( 747)	( 7,435)	( 10.05)	( 838)	( 6,851)	( 12.23)
貸付金	( 1,573)	( 54,802)	( 2.87)	( 2,426)	( 63,039)	( 3.85)	( 4,885)	( 71,714)	( 6.81)
土地・建物	5	124	4.20	4	103	4.01	3	83	3.89
金融派生商品	249	27,579	0.90	203	27,147	0.75	157	24,986	0.63
その他	△155	—	—	△1,881	—	—	△4,254	—	—
	△4	—	—	△6	—	—	△5	—	—
合計	7,071	313,546	2.26	3,633	288,963	1.26	3,548	262,321	1.35

(注)資産運用利回り(実現利回り)は、資産運用に係る成果を、当期の期間損益への寄与の観点から示す指標です。

・資産運用損益(実現ベース)=資産運用収益+積立保険料等運用益-資産運用費用

・平均運用額(取得原価ベース)=取得原価または償却原価による平均残高(原則として各月末残高の平均に基づいて算出しています。)

## (参考)時価総合利回り

(単位:百万円)

区分	2021年度			2022年度			2023年度		
	資産運用損益等 (時価ベース)	平均運用額 (時価ベース)	利回り	資産運用損益等 (時価ベース)	平均運用額 (時価ベース)	利回り	資産運用損益等 (時価ベース)	平均運用額 (時価ベース)	利回り
預貯金	0	90,716	0.00%	0	67,098	0.00%	0	45,983	0.00%
有価証券 (公社債)	△1,254	217,651	△0.58	△4,524	208,906	△2.17	7,870	195,723	4.02
(株式)	( △818)	(145,764)	( △0.56)	( △1,152)	(135,260)	( △0.85)	( △1,119)	(120,533)	( △0.93)
(外国証券)	( 528)	( 15,335)	( 3.45)	( △62)	( 11,395)	( △0.55)	( 2,230)	( 10,001)	( 22.30)
貸付金	( △964)	( 56,551)	( △1.70)	( △3,309)	( 62,250)	( △5.32)	( 6,759)	( 65,189)	( 10.37)
土地・建物	5	124	4.20	4	103	4.01	3	83	3.89
金融派生商品	249	27,579	0.90	203	27,147	0.75	157	24,986	0.63
その他	△155	—	—	△1,881	—	—	△4,254	—	—
	△4	—	—	△6	—	—	△5	—	—
合計	△1,160	336,070	△0.35	△6,204	303,255	△2.05	3,770	266,776	1.41

(注)時価総合利回りは、時価ベースでの運用効率を示す指標です。分子は実現損益に加えて時価評価差額の増減を反映させ、分母は時価をベースとした利回りです。

・資産運用損益等(時価ベース)=(資産運用収益+積立保険料等運用益-資産運用費用)+(当期末評価差額\*)-前期末評価差額\*)+繰延ヘッジ損益増減\*)

・平均運用額(時価ベース)=取得原価または償却原価による平均残高+その他有価証券に係る前期末評価差額\*)+売買目的有価証券に係る前期末評価損益

(\*)税効果控除前の金額によります。

## 事業の状況

## 海外投融資

(単位:百万円)

区分		2021年度末		2022年度末		2023年度末	
			構成比		構成比		構成比
外 貨 建	外国公社債	11,052	17.7 %	6,643	9.6 %	1,621	1.7 %
	その他	50,268	80.4	61,369	88.7	91,712	97.1
	計	61,321	98.1	68,013	98.3	93,333	98.8
円 貨 建	外国公社債	1,200	1.9	1,176	1.7	1,151	1.2
	その他	—	—	—	—	—	—
	計	1,200	1.9	1,176	1.7	1,151	1.2
合計		62,522	100.0	69,190	100.0	94,485	100.0
インカム利回り		2.89%		3.76%		6.52%	
実現利回り		2.87%		3.85%		6.81%	
(参考)時価総合利回り		△1.70%		△5.32%		10.37%	

(注) 1. 外貨建および円貨建の「その他」には外国投資信託を含みます。

2. 「インカム利回り」は、海外投融資に係る利息及び配当金収入を当該資産の平均運用額(取得原価ベース)で除した比率です。

3. 「実現利回り」は、海外投融資に係る資産についてP.83「資産運用利回り(実現利回り)」と同様の方法により算出したものです。

4. 「(参考)時価総合利回り」は、海外投融資に係る資産についてP.83「(参考)時価総合利回り」と同様の方法により算出したものです。

## 公共関係投融資の推移(新規引受ベース)

(単位:百万円)

区分		2021年度末		2022年度末		2023年度末	
			構成比		構成比		構成比
公 社 債	国債	—	— %	—	— %	—	— %
	地方債	—	—	—	—	—	—
	公社・公団債	0	100.0	0	100.0	0	100.0
	計	0	100.0	0	100.0	0	100.0
貸 付	公共団体	—	—	—	—	—	—
	公社・公団	—	—	—	—	—	—
	計	—	—	—	—	—	—
合計		0	100.0	0	100.0	0	100.0

東京海上グループについて

日新火災の経営について

商品・サービスについて

業績データ

コーポレートデータ

## 事業の状況

## 単体ソルベンシー・マージン比率

(単位：百万円)

区分	年度	2022年度 (2023年3月31日現在)	2023年度 (2024年3月31日現在)
(A)単体ソルベンシー・マージン総額		133,868	121,134
資本金等		60,574	46,071
価格変動準備金		5,048	5,648
危険準備金		—	27
異常危険準備金		53,926	51,518
一般貸倒引当金		20	12
その他有価証券評価差額金・繰延ヘッジ損益 (税効果控除前)		4,009	4,209
土地の含み損益		2,461	3,526
払戻積立金超過額		—	—
負債性資本調達手段等		—	—
払戻積立金超過額及び負債性資本調達手段等のうち、 マージンに算入されない額		—	—
控除項目		—	—
その他		7,826	10,119
(B)単体リスクの合計額 $\sqrt{(R_1+R_2)^2+(R_3+R_4)^2+R_5+R_6}$		22,542	22,865
一般保険リスク( $R_1$ )		14,448	14,483
第三分野保険の保険リスク( $R_2$ )		—	—
予定利率リスク( $R_3$ )		639	569
資産運用リスク( $R_4$ )		5,972	5,966
経営管理リスク( $R_5$ )		543	548
巨大災害リスク( $R_6$ )		6,110	6,426
(C)単体ソルベンシー・マージン比率 $[(A)/(B) \times 1/2] \times 100$		1,187.6%	1,059.5%

(注) 上記の金額および数値は、保険業法施行規則第86条および第87条ならびに平成8年大蔵省告示第50号の規定に基づいて算出しています。

### 〈単体ソルベンシー・マージン比率〉

- 損害保険会社は、保険事故発生の際の保険金支払や積立保険の満期返戻金支払等に備えて準備金を積み立てていますが、巨大災害の発生や、損害保険会社が保有する資産の大幅な価格下落等、「通常の予測を超える危険」が発生した場合でも、十分な支払能力を保持しておく必要があります。
- こうした「通常の予測を超える危険」を示す「単体リスクの合計額」(上表の(B))に対する「損害保険会社が保有している資本金・準備金等の支払余力」(すなわち単体ソルベンシー・マージン総額:上表の(A))の割合を示す指標として、保険業法等に基づき計算されたものが、「単体ソルベンシー・マージン比率」(上表の(C))です。
- 「通常の予測を超える危険」とは、次に示す各種の危険の総額をいいます。
  - ①保険引受上の危険(一般保険リスク・第三分野保険の保険リスク):  
保険事故の発生率等が通常の予測を超えることにより発生し得る危険(巨大災害に係る危険を除く)
  - ②予定利率上の危険(予定利率リスク):  
実際の運用利回りが保険料算出時に予定した利回りを下回ることにより発生し得る危険
  - ③資産運用上の危険(資産運用リスク):  
保有する有価証券等の資産の価格が通常の予測を超えて変動することにより発生し得る危険等
  - ④経営管理上の危険(経営管理リスク):  
業務の運営上通常の予測を超えて発生し得る危険で上記①～③および⑤以外のもの
  - ⑤巨大災害に係る危険(巨大災害リスク):  
通常の予測を超える巨大災害(関東大震災や伊勢湾台風相当)により発生し得る危険
- 「損害保険会社が保有している資本金・準備金等の支払余力」(単体ソルベンシー・マージン総額)とは、損害保険会社の純資産(社外流出予定額等を除く)、諸準備金(価格変動準備金・危険準備金・異常危険準備金等)、土地の含み損益の一部等の総額です。
- 単体ソルベンシー・マージン比率は、行政当局が保険会社を監督する際に活用する客観的な判断指標のひとつですが、その数値が200%以上であれば「保険金等の支払能力の充実の状況が適当である」とされています。



## 連結ソルベンシー・マージン比率

(単位：百万円)

区分	年度	2022年度 (2023年3月31日現在)	2023年度 (2024年3月31日現在)
(A)連結ソルベンシー・マージン総額		135,194	123,164
資本金等		61,043	46,557
価格変動準備金		5,048	5,648
危険準備金		—	27
異常危険準備金		53,926	51,518
一般貸倒引当金		20	12
その他有価証券評価差額金・繰延ヘッジ損益 (税効果控除前)		4,009	4,209
土地の含み損益		2,461	3,526
未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の 合計額(税効果控除前)		857	1,544
保険料積立金等余剰部分		—	—
負債性資本調達手段等		—	—
保険料積立金等余剰部分及び負債性資本調達手段等の うち、マージンに算入されない額		—	—
在外子会社等に係る保険契約準備金評価差額金		—	—
少額短期保険業者に係るマージン総額		—	—
控除項目		—	—
その他		7,826	10,119
(B)連結リスクの合計額		22,542	22,865
$\sqrt{(\sqrt{R_1^2+R_2^2}+R_3+R_4)^2+(R_5+R_6+R_7)^2+R_8+R_9}$			
損害保険契約の一般保険リスク(R <sub>1</sub> )		14,448	14,483
生命保険契約の保険リスク(R <sub>2</sub> )		—	—
第三分野保険の保険リスク(R <sub>3</sub> )		—	—
少額短期保険業者の保険リスク(R <sub>4</sub> )		—	—
予定利率リスク(R <sub>5</sub> )		639	569
生命保険契約の最低保証リスク(R <sub>6</sub> )		—	—
資産運用リスク(R <sub>7</sub> )		5,971	5,965
経営管理リスク(R <sub>8</sub> )		543	548
損害保険契約の巨大災害リスク(R <sub>9</sub> )		6,110	6,426
(C)連結ソルベンシー・マージン比率 [(A)/(B)×1/2]×100		1,199.4%	1,077.2%

(注)「連結ソルベンシー・マージン比率」とは、保険業法施行規則第86条の2および第88条ならびに平成23年金融庁告示第23号の規定に基づいて算出された比率です。

### 〈連結ソルベンシー・マージン比率〉

- 当社は損害保険事業を営むとともに、子会社において保険代理業等を営んでいます。
- 損害保険会社グループは、保険事故発生の際の保険金支払や積立保険の満期返戻金支払等に備えて準備金を積み立てていますが、巨大災害の発生や、保有する資産の大幅な価格下落等、通常の予測を超える危険が発生した場合でも、十分な支払能力を保持しておく必要があります。
- こうした「通常の予測を超える危険」を示す「連結リスクの合計額」(上表の(B))に対する「損害保険会社グループが保有している資本金・準備金等の支払余力」(すなわち連結ソルベンシー・マージン総額:上表の(A))の割合を示す指標として、保険業法等に基づき計算されたものが、「連結ソルベンシー・マージン比率」(上表の(C))です。
- 「通常の予測を超える危険」とは、次に示す各種の危険の総額をいいます。
  - ①保険引受上の危険(損害保険契約の一般保険リスク・生命保険契約の保険リスク・第三分野保険の保険リスク・少額短期保険業者の保険リスク): 保険事故の発生率等が通常の予測を超えることにより発生し得る危険(巨大災害に係る危険を除く)
  - ②予定利率上の危険(予定利率リスク): 実際の運用利回りが保険料算出時に予定した利回りを下回ることにより発生し得る危険
  - ③最低保証上の危険(生命保険契約の最低保証リスク): 変額保険、変額年金保険の保険金等の最低保証に関する危険
  - ④資産運用上の危険(資産運用リスク): 保有する有価証券等の資産の価格が通常の予測を超えて変動することにより発生し得る危険等
  - ⑤経営管理上の危険(経営管理リスク): 業務の運営上通常の予測を超えて発生し得る危険で上記①～④および⑥以外のもの
  - ⑥巨大災害に係る危険(損害保険契約の巨大災害リスク): 通常の予測を超える損害保険契約の巨大災害(関東大震災、伊勢湾台風相当や外国で発生する巨大災害)により発生し得る危険
- 連結ソルベンシー・マージン比率の計算対象となる範囲は、保険業法上の子会社(議決権が50%超の子会社)について計算対象に含めています。
- 「損害保険会社グループが保有している資本金・準備金等の支払余力」(連結ソルベンシー・マージン総額)とは、当社およびその子会社等の純資産(社外流出予定額等を除く)、諸準備金(価格変動準備金・危険準備金・異常危険準備金等)、土地の含み益の一部等の総額です。
- 連結ソルベンシー・マージン比率は、行政当局が保険会社グループを監督する際に活用する客観的な判断指標のひとつですが、その数値が200%以上であれば「保険金等の支払能力の充実の状況が適当である」とされています。

# 経理の状況

当社は、保険業法第111条第1項の規定により公衆の縦覧に供する書類のうち、貸借対照表、損益計算書および株主資本等変動計算書等について、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、PwC Japan有限責任監査法人による監査を受け、監査報告書を受領しています。

## 計算書類

### 貸借対照表

(単位:百万円)

科目	年度	2022年度 (2023年3月31日現在)	2023年度 (2024年3月31日現在)
		金額	金額
<b>(資産の部)</b>			
<b>現金及び預貯金</b>		<b>69,130</b>	<b>39,567</b>
預貯金		69,130	39,567
<b>有価証券</b>		<b>206,595</b>	<b>218,460</b>
国債		84,866	77,997
地方債		1,903	1,842
社債		40,362	32,971
株式		10,273	11,164
外国証券		69,190	94,485
<b>貸付金</b>		<b>99</b>	<b>68</b>
保険約款貸付		99	68
<b>有形固定資産</b>		<b>27,211</b>	<b>25,907</b>
土地		17,006	15,914
建物		8,834	8,324
その他の有形固定資産		1,370	1,667
<b>無形固定資産</b>		<b>5,327</b>	<b>6,638</b>
ソフトウェア		5,235	6,546
その他の無形固定資産		91	91
<b>その他資産</b>		<b>33,335</b>	<b>34,875</b>
未収保険料		91	104
代理店貸		15,837	16,625
共同保険貸		205	194
再保険貸		4,204	5,312
外国再保険貸		17	2
未収金		6,563	5,907
未収収益		303	225
預託金		849	957
地震保険預託金		274	251
仮払金		4,724	5,243
金融派生商品		263	51
<b>前払年金費用</b>		<b>2,120</b>	<b>2,349</b>
<b>繰延税金資産</b>		<b>22,916</b>	<b>21,997</b>
<b>貸倒引当金</b>		<b>△200</b>	<b>△192</b>
<b>資産の部合計</b>		<b>366,535</b>	<b>349,672</b>

(単位：百万円)

科目	年度	2022年度 (2023年3月31日現在)	2023年度 (2024年3月31日現在)
		金額	金額
<b>(負債の部)</b>			
<b>保険契約準備金</b>		<b>277,442</b>	<b>272,444</b>
支払備金		52,848	53,902
責任準備金		224,594	218,542
<b>その他負債</b>		<b>15,153</b>	<b>16,947</b>
共同保険借		347	361
再保険借		3,546	3,267
外国再保険借		2	0
未払法人税等		423	1,454
預り金		1,132	218
前受収益		2	2
未払金		2,184	2,473
仮受金		6,986	6,916
金融派生商品		515	2,228
資産除去債務		8	21
その他の負債		2	2
<b>退職給付引当金</b>		<b>4,523</b>	<b>4,575</b>
<b>賞与引当金</b>		<b>496</b>	<b>494</b>
<b>特別法上の準備金</b>		<b>5,048</b>	<b>5,648</b>
価格変動準備金		5,048	5,648
<b>負債の部合計</b>		<b>302,665</b>	<b>300,110</b>
<b>(純資産の部)</b>			
<b>資本金</b>		<b>20,389</b>	<b>10,194</b>
<b>資本剰余金</b>		<b>12,620</b>	<b>6,310</b>
資本準備金		12,620	6,310
<b>利益剰余金</b>		<b>27,564</b>	<b>29,566</b>
利益準備金		7,769	3,884
その他利益剰余金		19,794	25,682
不動産圧縮積立金		1,644	1,638
繰越利益剰余金		18,150	24,043
<b>株主資本合計</b>		<b>60,574</b>	<b>46,071</b>
<b>その他有価証券評価差額金</b>		<b>3,295</b>	<b>3,490</b>
<b>評価・換算差額等合計</b>		<b>3,295</b>	<b>3,490</b>
<b>純資産の部合計</b>		<b>63,870</b>	<b>49,562</b>
<b>負債及び純資産の部合計</b>		<b>366,535</b>	<b>349,672</b>

東京海上グループについて

日新火災の経営について

商品・サービスについて

業績データ

コーポレートデータ

## 経理の状況

### 〈2023年度の注記事項〉

1. 保険料、支払備金及び責任準備金等の保険契約に関する会計処理については、保険業法等の法令等の定めによっています。
2. 有価証券の評価基準及び評価方法は次のとおりとしています。
  - (1) 満期保有目的の債券の評価は、移動平均法に基づく償却原価法(定額法)によっています。
  - (2) 子会社株式の評価は、移動平均法に基づく原価法によっています。
  - (3) その他有価証券のうち市場価格のない株式等以外のものの評価は、時価法によっています。  
なお、評価差額は全部純資産直入法により処理し、また、売却原価の算定は移動平均法に基づいています。
  - (4) その他有価証券のうち市場価格のない株式等の評価は、移動平均法に基づく原価法によっています。
3. デリバティブ取引の評価は、時価法によっています。
4. 固定資産の減価償却方法は次のとおりとしています。
  - (1) 有形固定資産の減価償却は、定額法により行っています。
  - (2) 無形固定資産の減価償却は、定額法により行っています。  
なお、自社利用のソフトウェアの減価償却は、利用可能期間に基づく定額法により行っています。
5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算は外貨建取引等会計処理基準に基づき行っています。
6. 貸倒引当金は、債権の貸倒れによる損失に備えるため、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に基づき、次のとおり計上しています。  
破産、特別清算、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している債務者に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額等を控除し、その残額を計上しています。  
今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。  
上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乗じた額を計上しています。  
また、すべての債権は資産の自己査定基準に基づき、各資産の主管部及び審査所管部が資産査定を実施し、当該部署から独立した内部監査部が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の計上を行っています。
7. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に充てるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当期末に発生していると認められる額を計上しています。  
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっています。  
過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(12年)による定額法により費用処理しています。  
数理計算上の差異については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(12年)による定額法により、発生の翌期から費用処理しています。
8. 賞与引当金は、従業員賞与に充てるため、支給見込額を基準に計上しています。
9. 価格変動準備金は、株式等の価格変動による損失に備えるため、保険業法第115条の規定に基づき計上しています。
10. 外貨建債券等に係る将来の為替相場の変動リスクを軽減する目的で実施している為替予約取引については、時価ヘッジを適用しています。  
なお、ヘッジ手段とヘッジ対象の重要な条件が同一であり、ヘッジに高い有効性があるため、ヘッジ有効性の評価を省略しています。
11. 消費税等の会計処理は税抜方式によっています。ただし、損害調査費、営業費及び一般管理費等の費用は税込方式によっています。  
なお、資産に係る控除対象外消費税等は仮払金に計上し、5年間で均等償却を行っています。
12. 当社の財政状態または経営成績に対して重大な影響を与え得る会計上の見積りを含む項目は、支払備金です。支払備金の当期の計算書類に計上した金額及び会計上の見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報は、次のとおりです。
  - (1) 当期の計算書類に計上した金額  
支払備金 53,902百万円
  - (2) 会計上の見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報
    - ① 算出方法  
保険契約に基づいて支払義務が発生したと認められる保険金、返戻金その他の給付金(以下「保険金等」という。)のうち、未だ支払っていない金額を見積り、支払備金として計上しています。
    - ② 算出に用いた主要な仮定  
支払備金の計上にあたっては、主として過去の支払実績等から算出した仮定を用いて見積った最終的に支払う保険金等の見込額を使用しています。
    - ③ 翌期の計算書類に与える影響  
法令等の改正や裁判等の結果などにより、最終的に支払う保険金等の額が当初の見積りから変動し、支払備金の計上額が増減する可能性があります。

13. 金融商品の状況に関する事項、金融商品の時価等に関する事項及び金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項については次のとおりです。

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社の資産運用は、安全性、収益性及び保険金等のお支払いに備えた流動性のみならず、社会・公共性に資するような資産運用を行っています。

そのため、資産・負債総合管理(ALM: Asset Liability Management)を軸として、保険商品の特性を踏まえた適切なリスクコントロールのもとで、長期・安定的な収益確保及び効率的な流動性管理を目指した取り組みを行っています。

お客さまに保険金をお支払いする商品の運用については、保険負債対応資産として、保険商品の持つ負債特性や、将来の保険金を確実にお支払いするための収益性・流動性などを踏まえ、中長期的に目指すポートフォリオを軸とした運用を行っています。具体的には、高格付債券を中心とした金利資産を保有することで、保険負債が抱える金利リスクを適切にコントロールしつつ、一定の信用リスクをとる運用を行っています。また、外国証券投資等も活用しながら、国内外でのリスク分散と運用手法の多様化を図ることで、中長期的な収益確保を目指しています。

満期返戻金という形でお客さまにお支払いする商品については、その積立資産を積立勘定資産として他の資産と区分し、厳格なALM運用により金利リスクを円金利資産で適切にコントロールし、安定的な剰余の価値(運用資産価値－保険負債価値)の拡大を目指しています。

その他の資産の運用については、運用収益を安定的に拡大し、財務基盤の健全性確保を図りつつ、総合的に当社の企業価値の向上に資することを旨としています。特に、取引関係の強化を図る目的で保有している政策株式会社については、保険取引面も含めた経済合理性及びグループ資本への影響などを踏まえ、総量削減に努めています。

(2) 金融商品の時価等に関する事項及び金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

2024年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額、レベルごとの時価については、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等及び組合出資金等は、次表には含めていません(注2)参照)。

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しています。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しています。

①時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債 (単位:百万円)

区分	貸借対照表計上額			合計
	レベル1	レベル2	レベル3	
有価証券				
その他有価証券	82,893	131,615	—	214,508
デリバティブ取引	—	51	—	51
資産計	82,893	131,666	—	214,559
デリバティブ取引	—	2,228	—	2,228
負債計	—	2,228	—	2,228

②時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

現金及び預貯金は、主に短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、記載を省略しています。 (単位:百万円)

区分	時価				貸借対照表計上額	差額
	レベル1	レベル2	レベル3	合計		
有価証券						
満期保有目的の債券	993	181	—	1,174	1,208	△33
貸付金	—	—	68	68	68	—
資産計	993	181	68	1,243	1,277	△33

(注1)時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

有価証券

活発な市場における相場価格を使用できるものはレベル1の時価に分類しています。公表された相場価格を入手できたとしても市場が活発でない場合にはレベル2の時価に分類しています。

相場価格が入手できない場合には、割引現在価値法等のモデルで算定された価格を時価としています。これらの評価技法には、イールドカーブ、クレジットスプレッド等のインプットを使用しています。当該時価は、その算定にあたり観察できないインプットを使用していないまたはその影響が重要でないため、レベル2の時価に分類しています。なお、市場における相場価額が入手できない投資信託のうち主なものは、解約等に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がないため基準価額等を時価とし、レベル2の時価に分類しています。

貸付金

割引現在価値法等のモデルで算定された価格を時価としています。これらの評価技法には、イールドカーブ、クレジットスプレッド等のインプットを使用しています。当該時価は、観察できないインプットを使用しているため、レベル3の時価に分類しています。

なお、当社が保有する貸付金はすべて保険約款貸付であり、上記のモデルで算出した額が帳簿価額と近似しているため、当該事業年度は帳簿価額を時価としています。

デリバティブ取引

当社が保有するデリバティブ取引はすべて為替予約であり、フォワードレートと予約レートの差分に外貨契約額を乗じて算定された価格を時価としています。当該時価は、その算定にあたり観察できないインプットを使用していないため、レベル2の時価に分類しています。

## 経理の状況

(注2) 市場価格のない株式等及び組合出資金等の貸借対照表計上額

(単位:百万円)

	当期
市場価格のない株式等(*1)	2,717
組合出資金等(*2)	26
合計	2,743

(\*1) 市場価格のない株式等には非上場株式等が含まれ、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号2020年3月31日)第5項にしたがい、時価開示の対象としていません。

(\*2) 組合出資金等は、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号2021年6月17日)第24-16項にしたがい、時価開示の対象としていません。

14. 保険業法に基づく債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸付条件緩和債権はありません。
- (1) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始または再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
- (2) 危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約にしたがった債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しない債権です。
- (3) 三月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸付金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものです。
- (4) 貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものです。
15. 有形固定資産の減価償却累計額は21,007百万円、圧縮記帳額は3,274百万円です。
16. 関係会社に対する金銭債権総額は0百万円、金銭債務総額は369百万円です。
17. 繰延税金資産の総額は26,442百万円、繰延税金負債の総額は3,960百万円です。また、評価性引当額として繰延税金資産から控除した額は483百万円です。  
繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳は、責任準備金20,427百万円、退職給付引当金2,514百万円及び価格変動準備金1,581百万円です。繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、完全支配関係がある法人間の株式譲渡損益の調整2,136百万円及びその他有価証券に係る評価差額金1,187百万円です。  
なお、当社は、グループ通算制度を適用しているため、法人税及び地方法人税の会計処理またはこれらに関する税効果会計の会計処理及び開示については、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)を適用しています。
18. 関係会社株式の額は41百万円です。
19. 支払備金の内訳は次のとおりです。
- |                              |           |
|------------------------------|-----------|
| 支払備金(出再支払備金控除前、(ロ)に掲げる保険を除く) | 53,216百万円 |
| 同上に係る出再支払備金                  | 2,722百万円  |
| 差引(イ)                        | 50,493百万円 |
| 地震保険及び自動車損害賠償責任保険に係る支払備金(ロ)  | 3,408百万円  |
| 計(イ+ロ)                       | 53,902百万円 |
20. 責任準備金の内訳は次のとおりです。
- |                     |            |
|---------------------|------------|
| 普通責任準備金(出再責任準備金控除前) | 120,252百万円 |
| 同上に係る出再責任準備金        | 1,641百万円   |
| 差引(イ)               | 118,610百万円 |
| その他の責任準備金(ロ)        | 99,931百万円  |
| 計(イ+ロ)              | 218,542百万円 |
21. 1株当たりの純資産額は376円44銭です。  
算定上の基礎である純資産額は49,562百万円、このうち普通株主に帰属しないものはありません。また、普通株式の当期末発行済株式数は131,660千株です。

22. 退職給付に関する事項は次のとおりです。

(1) 退職給付債務及びその内訳

イ.退職給付債務	△17,113百万円
ロ.年金資産	11,447百万円
ハ.退職給付信託	4,985百万円
ニ.未積立退職給付債務(イ+ロ+ハ)	△681百万円
ホ.未認識数理計算上の差異	△1,544百万円
ヘ.未認識過去勤務費用	—
ト.貸借対照表計上額の純額(ニ+ホ+ヘ)	△2,225百万円
チ.前払年金費用	2,349百万円
リ.退職給付引当金(ト+チ)	△4,575百万円

(2) 退職給付債務等の計算基礎

退職給付見込額の期間配分方法	給付算定式基準
割引率	0.7%
長期期待運用収益率	1.4%
過去勤務費用の額の処理年数	12年
数理計算上の差異の処理年数	12年

(3) 退職一時金制度、確定給付企業年金制度及び自社年金制度に基づく退職給付引当金の当期末残高(年金資産のうち、退職給付信託に係る退職給付引当金に相当する金額を含む。)の内訳は、次のとおりです。

	退職一時金 百万円	確定給付企業年金 百万円	自社年金 百万円	合計 百万円
退職給付引当金(年金資産控除前)	△3,179	2,349	△5,665	△6,495
退職給付信託の年金資産	△127	—	4,397	4,269
退職給付引当金(純額)	△3,306	—	△1,268	△4,575
前払年金費用(純額)	—	2,349	—	2,349

23. 上記における子会社及び関係会社の定義は、会社計算規則第2条に基づいています。

24. 重要な後発事象は生じていません。

25. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しています。

## 経理の状況

## 損益計算書

(単位:百万円)

科目	年度	2022年度 (2022年4月1日から 2023年3月31日まで)	2023年度 (2023年4月1日から 2024年3月31日まで)
		金額	金額
<b>経常収益</b>		<b>161,281</b>	<b>163,064</b>
<b>保険引受収益</b>		<b>156,788</b>	<b>156,683</b>
正味収入保険料		145,031	147,897
収入積立保険料		1,165	1,074
積立保険料等運用益		1,537	1,647
責任準備金戻入額		9,009	6,052
為替差益		5	1
その他保険引受収益		39	8
<b>資産運用収益</b>		<b>4,300</b>	<b>6,173</b>
利息及び配当金収入		4,542	6,757
有価証券売却益		1,295	1,043
為替差益		—	18
その他運用収益		0	1
積立保険料等運用益振替		△1,537	△1,647
<b>その他経常収益</b>		<b>192</b>	<b>207</b>
<b>経常費用</b>		<b>152,833</b>	<b>154,792</b>
<b>保険引受費用</b>		<b>126,600</b>	<b>126,174</b>
正味支払保険金		82,208	83,297
損害調査費		10,267	10,606
諸手数料及び集金費		27,128	27,960
満期返戻金		3,444	3,119
契約者配当金		0	0
支払備金繰入額		3,406	1,054
その他保険引受費用		147	136
<b>資産運用費用</b>		<b>2,205</b>	<b>4,275</b>
有価証券売却損		294	14
有価証券評価損		—	1
金融派生商品費用		1,881	4,254
為替差損		21	—
その他運用費用		7	5
<b>営業費及び一般管理費</b>		<b>23,837</b>	<b>24,180</b>
<b>その他経常費用</b>		<b>190</b>	<b>161</b>
貸倒引当金繰入額		—	—
貸倒損失		—	0
株式報酬制度移行費用		—	—
その他の経常費用		190	160
<b>経常利益</b>		<b>8,447</b>	<b>8,271</b>
<b>特別利益</b>		<b>2,047</b>	<b>1,125</b>
固定資産処分益		2,047	1,125
<b>特別損失</b>		<b>884</b>	<b>1,712</b>
固定資産処分損		120	242
減損損失		612	870
特別法上の準備金繰入額		151	600
価格変動準備金		151	600
<b>税引前当期純利益</b>		<b>9,610</b>	<b>7,684</b>
<b>法人税及び住民税</b>		<b>378</b>	<b>1,286</b>
<b>過年度法人税等</b>		<b>185</b>	<b>—</b>
<b>法人税等調整額</b>		<b>1,955</b>	<b>890</b>
<b>法人税等合計</b>		<b>2,518</b>	<b>2,177</b>
<b>当期純利益</b>		<b>7,092</b>	<b>5,507</b>



## (2023年度の注記事項)

1. 関係会社との取引による収益総額は134百万円、費用総額は3,363百万円です。

2. (1) 正味収入保険料の内訳は次のとおりです。

収入保険料	173,063百万円
支払再保険料	25,166百万円
差引	147,897百万円

(2) 正味支払保険料の内訳は次のとおりです。

支払保険金	97,255百万円
回収再保険金	13,958百万円
差引	83,297百万円

(3) 諸手数料及び集金費の内訳は次のとおりです。

支払諸手数料及び集金費	29,370百万円
出再保険手数料	1,409百万円
差引	27,960百万円

(4) 支払備金繰入額(△は支払備金戻入額)の内訳は次のとおりです。

支払備金繰入額(出再支払備金控除前、(□)に掲げる保険を除く)	1,540百万円
同上に係る出再支払備金繰入額	213百万円
差引(イ)	1,327百万円
地震保険および自動車損害賠償責任保険に係る支払備金繰入額(□)	△273百万円
計(イ+□)	1,054百万円

(5) 責任準備金繰入額(△は責任準備金戻入額)の内訳は次のとおりです。

普通責任準備金繰入額(出再責任準備金控除前)	△1,192百万円
同上に係る出再責任準備金繰入額	△120百万円
差引(イ)	△1,071百万円
その他の責任準備金繰入額(□)	△4,981百万円
計(イ+□)	△6,052百万円

(6) 利息及び配当金収入の内訳は次のとおりです。

預貯金利息	0百万円
有価証券利息・配当金	6,597百万円
貸付金利息	3百万円
不動産賃貸料	157百万円
その他利息・配当金	0百万円
計	6,757百万円

3. 金融派生商品費用中の評価損益は6,243百万円の益です。

4. 1株当たりの当期純利益金額は39円14銭です。算定上の基礎である当期純利益は5,507百万円、このうち普通株主に帰属しないものはありません。また、普通株式の期中平均株式数は140,687千株です。

潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。

5. 損害調査費、営業費及び一般管理費に計上した退職給付費用は633百万円であり、その内訳は次のとおりです。

勤務費用	735百万円
利息費用	71百万円
期待運用収益	△155百万円
数理計算上の差異の費用処理額	11百万円
過去勤務費用の費用処理額	—
計	663百万円

6. 当期における法定実効税率は28.0%、税効果会計適用後の法人税等の負担率は28.3%であり、この差異の主要な内訳は、住民税均等割1.3%、受取配当等の益金不算入等△0.8%です。

7. 関連当事者との取引については次のとおりです。

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)の割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
親会社	東京海上ホールディングス株式会社	被所有直接100%	株主	自己株式の取得	20,009	自己株式	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注)上記取引は、第三者機関の算定結果に照らし妥当な水準であることを確認しています。

## 経理の状況

8. 当期において、以下の資産について減損損失を計上しています。

(単位:百万円)

用途	種類	場所等	減損損失		
			土地	建物	合計
売却不動産	土地及び建物	栃木県宇都宮市に保有するビル	105	17	123
売却不動産	土地及び建物	茨城県水戸市に保有するビル	64	28	92
売却不動産	土地及び建物	群馬県太田市に保有するビル	15	13	28
売却不動産	土地及び建物	鹿児島県鹿児島市に保有するビル	63	19	82
売却不動産	土地及び建物	長崎県佐世保市に保有するビル	1	37	38
売却不動産	土地及び建物	大阪府高槻市に保有する社宅	451	52	504
合計			701	169	870

保険事業等の用に供している不動産については、保険事業等全体で1つの資産グループとし、賃貸用不動産等、遊休不動産等及び売却予定不動産等については主たる用途に基づき個別の物件ごとにグルーピングしています。

売却不動産について、売却方針の決定に伴い、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しています。なお、当該資産の回収可能価額は正味売却価額とし、売却価額から処分費用見込額を減じた額として算定しています。

9. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しています。

## キャッシュ・フロー計算書

(単位:百万円)

科目	年度	2022年度 (2022年4月1日から 2023年3月31日まで)	2023年度 (2023年4月1日から 2024年3月31日まで)
		金額	金額
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>			
税引前当期純利益		9,610	7,684
減価償却費		1,473	1,845
減損損失		612	870
支払備金の増減額(△は減少)		3,406	1,054
責任準備金の増減額(△は減少)		△9,009	△6,052
貸倒引当金の増減額(△は減少)		△71	△8
退職給付引当金の増減額(△は減少)		135	51
賞与引当金の増減額(△は減少)		△95	△2
価格変動準備金の増減額(△は減少)		151	600
利息及び配当金収入		△4,542	△6,757
有価証券関係損益(△は益)		△1,040	△1,028
為替差損益(△は益)		21	△18
有形固定資産関係損益(△は益)		△1,927	△882
その他資産(除く投資活動関連、財務活動関連)の増減額(△は増加)		△465	△3,012
その他負債(除く投資活動関連、財務活動関連)の増減額(△は減少)		△6,841	△7,397
その他		2	3
小計		△8,579	△13,052
利息及び配当金の受取額		4,496	6,173
法人税等の支払額		△4,672	1,883
営業活動によるキャッシュ・フロー		△8,755	△4,995
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>			
預貯金の純増減額(△は増加)		1,660	100
有価証券の取得による支出		△16,243	△28,599
有価証券の売却・償還による収入		22,032	25,961
貸付けによる支出		△73	△66
貸付金の回収による収入		90	97
資産運用活動計		7,466	△2,506
営業活動及び資産運用活動計		△1,289	△7,501
有形固定資産の取得による支出		△869	△1,138
有形固定資産の売却による収入		2,832	1,632
その他		△2,509	△2,444
投資活動によるキャッシュ・フロー		6,918	△4,457
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>			
自己株式の取得による支出		△7,000	△20,009
配当金の支払額		△10,026	—
財務活動によるキャッシュ・フロー		△17,027	△20,009
<b>現金及び現金同等物の増減額(△は減少)</b>		<b>△18,864</b>	<b>△29,462</b>
<b>現金及び現金同等物期首残高</b>		<b>86,439</b>	<b>67,575</b>
<b>現金及び現金同等物期末残高</b>		<b>67,575</b>	<b>38,112</b>

### 〈2023年度の注記事項〉

- キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲  
キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)は、手許現金、要求払預金および取得日から満期日または償還日までの期間が3か月以内の定期預金等の短期投資から構成されています。
- 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係  
(2024年3月31日現在)  
現金及び預貯金 39,567百万円  
預入期間が3か月を超える定期預金 △1,455百万円  
現金及び現金同等物 38,112百万円
- 投資活動によるキャッシュ・フローには、保険事業に係る資産運用業務から生じるキャッシュ・フローを含んでいます。

# 経理の状況

## 株主資本等変動計算書

2022年度(2022年4月1日から2023年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本							株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			自己株式	
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	利益 準備金	その他利益剰余金			
					不動産 圧縮 積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	20,389	12,620	—	7,769	1,657	28,073	—	70,509
当期変動額								
不動産圧縮積立金の取崩					△12	12		—
剰余金の配当						△10,026		△10,026
当期純利益						7,092		7,092
自己株式の取得							△7,000	△7,000
自己株式の消却							△7,000	—
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)								
当期変動額合計	—	—	—	—	△12	△9,922	—	△9,935
当期末残高	20,389	12,620	—	7,769	1,644	18,150	—	60,574

(単位：百万円)

	評価・ 換算 差額等	純資産 合計
	その他 有価証券 評価 差額金	
当期首残高	10,406	80,916
当期変動額		
不動産圧縮積立金の取崩		—
剰余金の配当		△10,026
当期純利益		7,092
自己株式の取得		△7,000
自己株式の消却		—
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△7,110	△7,110
当期変動額合計	△7,110	△17,045
当期末残高	3,295	63,870

## 2023年度(2023年4月1日から2024年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本							株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式		
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	利益 準備金	その他利益剰余金			
					不動産 圧縮 積立金		繰越利益 剰余金	
当期首残高	20,389	12,620	—	7,769	1,644	18,150	—	60,574
当期変動額								
減資	△10,194	△6,310	16,504	△3,884		3,884		—
不動産圧縮積立金の取崩					△5	5		—
剰余金の配当								—
当期純利益						5,507		5,507
自己株式の取得							△20,009	△20,009
自己株式の消却			△16,504			△3,504	20,009	—
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)								—
当期変動額合計	△10,194	△6,310	—	△3,884	△5	5,892	—	△14,502
当期末残高	10,194	6,310	—	3,884	1,638	24,043	—	46,071

(単位：百万円)

	評価・ 換算 差額等	純資産 合計
	その他 有価証券 評価 差額金	
当期首残高	3,295	63,870
当期変動額		
減資		—
不動産圧縮積立金の取崩		—
剰余金の配当		—
当期純利益		5,507
自己株式の取得		△20,009
自己株式の消却		—
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	194	194
当期変動額合計	194	△14,307
当期末残高	3,490	49,562

## 経理の状況

〈2023年度の注記事項〉

### 1. 発行済株式の種類および総数ならびに自己株式の種類および株式数に関する事項

	当期首 株式数(千株)	当期 増加株式数(千株)	当期 減少株式数(千株)	当度末 株式数(千株)	摘要
発行済株式					
普通株式	172,960	—	41,300	131,660	注1
合計	172,960	—	41,300	131,660	
自己株式					
普通株式	—	41,300	41,300	—	注2
合計	—	41,300	41,300	—	

注1: 普通株式の発行済株式総数の減少41,300千株は、自己株式の消却による減少となります。

注2: 普通株式の自己株式の増加41,300千株は、取締役会決議に基づく取得による増加となります。

普通株式の自己株式の減少41,300千株は、消却による減少となります。

### 2. 新株予約権および自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

### 3. 配当に関する事項

#### (1) 配当金支払額

該当事項はありません。

#### (2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

該当事項はありません。

### 4. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しています。

## 貸借対照表(主要項目)の推移

(単位：百万円)

科目	年度	2021年度	2022年度	2023年度
<b>(資産の部)</b>				
現金及び預貯金		89,654	69,130	39,567
有価証券		216,208	206,595	218,460
貸付金		116	99	68
有形固定資産		28,709	27,211	25,907
無形固定資産		3,624	5,327	6,638
その他資産		30,500	33,335	34,875
前払年金費用		1,870	2,120	2,349
繰延税金資産		22,144	22,916	21,997
貸倒引当金		△271	△200	△192
<b>資産の部合計</b>		<b>392,556</b>	<b>366,535</b>	<b>349,672</b>
<b>(負債の部)</b>				
保険契約準備金		283,046	277,442	272,444
その他負債		18,717	15,153	16,947
退職給付引当金		4,388	4,523	4,575
賞与引当金		592	496	494
特別法上の準備金		4,896	5,048	5,648
価格変動準備金		( 4,896 )	( 5,048 )	( 5,648 )
<b>負債の部合計</b>		<b>311,640</b>	<b>302,665</b>	<b>300,110</b>
<b>(純資産の部)</b>				
資本金		20,389	20,389	10,194
資本剰余金		12,620	12,620	6,310
利益剰余金		37,499	27,564	29,566
株主資本合計		70,509	60,574	46,071
その他有価証券評価差額金		10,406	3,295	3,490
評価・換算差額等合計		10,406	3,295	3,490
<b>純資産の部合計</b>		<b>80,916</b>	<b>63,870</b>	<b>49,562</b>
<b>負債及び純資産の部合計</b>		<b>392,556</b>	<b>366,535</b>	<b>349,672</b>

## 経理の状況

## 損益計算書(主要項目)の推移

(単位：百万円)

科目	年度 (2021年4月1日から 2022年3月31日まで)	2022年度 (2022年4月1日から 2023年3月31日まで)	2023年度 (2023年4月1日から 2024年3月31日まで)
<b>経常収益</b>	<b>163,053</b>	<b>161,281</b>	<b>163,064</b>
<b>保険引受収益</b>	<b>157,123</b>	<b>156,788</b>	<b>156,683</b>
正味収入保険料	145,444	145,031	147,897
収入積立保険料	1,260	1,165	1,074
積立保険料等運用益	1,487	1,537	1,647
責任準備金戻入額	8,804	9,009	6,052
その他の保険引受収益	127	44	10
<b>資産運用収益</b>	<b>5,824</b>	<b>4,300</b>	<b>6,173</b>
利息及び配当金収入	4,052	4,542	6,757
有価証券売却益等	3,258	1,295	1,043
その他の運用収益	1	0	19
積立保険料等運用益振替	△1,487	△1,537	△1,647
<b>その他経常収益</b>	<b>104</b>	<b>192</b>	<b>207</b>
<b>経常費用</b>	<b>142,585</b>	<b>152,833</b>	<b>154,792</b>
<b>保険引受費用</b>	<b>119,197</b>	<b>126,600</b>	<b>126,174</b>
正味支払保険金	77,564	82,208	83,297
損害調査費	9,528	10,267	10,606
諸手数料及び集金費	26,172	27,128	27,960
満期返戻金	4,242	3,444	3,119
契約者配当金	0	0	0
支払備金繰入額	1,532	3,406	1,054
その他の保険引受費用	157	147	136
<b>資産運用費用</b>	<b>241</b>	<b>2,205</b>	<b>4,275</b>
有価証券売却損等	190	2,176	4,269
有価証券評価損	31	—	1
その他の運用費用	19	28	5
<b>営業費及び一般管理費</b>	<b>22,899</b>	<b>23,837</b>	<b>24,180</b>
<b>その他経常費用</b>	<b>247</b>	<b>190</b>	<b>161</b>
<b>経常利益</b>	<b>20,467</b>	<b>8,447</b>	<b>8,271</b>
<b>特別利益</b>	<b>7</b>	<b>2,047</b>	<b>1,125</b>
固定資産処分益	7	2,047	1,125
<b>特別損失</b>	<b>3,219</b>	<b>884</b>	<b>1,712</b>
固定資産処分損	4	120	242
減損損失	241	612	870
特別法上の準備金繰入額	2,972	151	600
価格変動準備金	( 2,972)	( 151)	( 600)
<b>税引前当期純利益</b>	<b>17,255</b>	<b>9,610</b>	<b>7,684</b>
<b>法人税及び住民税</b>	<b>5,027</b>	<b>563</b>	<b>1,286</b>
<b>法人税等調整額</b>	<b>△304</b>	<b>1,955</b>	<b>890</b>
<b>法人税等合計</b>	<b>4,723</b>	<b>2,518</b>	<b>2,177</b>
<b>当期純利益</b>	<b>12,532</b>	<b>7,092</b>	<b>5,507</b>



## 1株当たり配当等の推移

項目	年度	2021年度	2022年度	2023年度
1株当たり配当額		53円50銭	—	—
1株当たり当期純利益金額		65円16銭	37円96銭	<b>39円14銭</b>
配当性向		82.11%	—	—
1株当たり純資産額		431円75銭	369円27銭	<b>376円44銭</b>
従業員1人当たり総資産		181百万円	175百万円	<b>171百万円</b>

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式がないため記載していません。

2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりです。

項目	年度	2021年度	2022年度	2023年度
当期純利益(百万円)		12,532	7,092	<b>5,507</b>
普通株主に帰属しない金額(百万円)		—	—	—
普通株式に係る当期純利益(百万円)		12,532	7,092	<b>5,507</b>
普通株式の期中平均株式(千株)		192,305	186,816	<b>140,687</b>

## 経理の状況

### 資産・負債の明細

#### 現金及び預貯金

(単位：百万円)

区分	年度	2021年度末	2022年度末	2023年度末
現金		—	—	—
預貯金		89,654	69,130	39,567
(郵便振替・郵便貯金)		( 728)	( 776)	( 944)
(当座預金)		( 5)	( 11)	( 6)
(普通預金)		( 85,704)	( 66,786)	( 37,160)
(通知預金)		( —)	( —)	( —)
(定期預金)		( 3,215)	( 1,555)	( 1,455)
合計		89,654	69,130	39,567

#### 商品有価証券・同平均残高・同売買高

該当ありません。

#### 保有有価証券の内訳と推移

(単位：百万円)

区分	年度	2021年度末		2022年度末		2023年度末	
			構成比 <sup>%</sup>		構成比 <sup>%</sup>		構成比 <sup>%</sup>
国債		93,791	43.4	84,866	41.1	77,997	35.7
地方債		1,969	0.9	1,903	0.9	1,842	0.8
社債		45,892	21.2	40,362	19.5	32,971	15.1
株式		12,032	5.6	10,273	5.0	11,164	5.1
外国証券		62,522	28.9	69,190	33.5	94,485	43.3
合計		216,208	100.0	206,595	100.0	218,460	100.0

## 有価証券残存期間別残高

(単位:百万円)

区分		残存期間						合計
		1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超 (期間の定めのないものを含む)	
2022年度末	国債	9,400	16,150	10,900	10,600	13,000	17,200	77,250
	地方債	—	—	200	1,000	—	500	1,700
	社債	5,684	13,100	6,700	3,300	5,900	4,500	39,184
	株式	—	—	—	—	—	10,273	10,273
	外国証券	5,327	1,396	600	—	728	61,316	69,369
	合計	20,411	30,646	18,400	14,900	19,628	93,790	197,777
2023年度末	国債	6,700	13,350	20,500	1,500	12,200	18,900	73,150
	地方債	—	200	1,000	—	—	500	1,700
	社債	7,900	9,200	2,900	6,800	900	4,500	32,200
	株式	—	—	—	—	—	11,164	11,164
	外国証券	26	2,086	—	—	816	91,686	94,614
	合計	14,626	24,836	24,400	8,300	13,916	126,750	212,829

(注)「元本額(額面金額)」を表示しています。

# 経理の状況

## 業種別保有株式

(単位:千株、百万円)

区分	2021年度末			2022年度末			2023年度末		
	株数	金額	構成比	株数	金額	構成比	株数	金額	構成比
金融保険業	8,926	5,168	43.0%	8,033	4,858	47.3%	7,981	6,379	57.1%
その他製品	591	2,004	16.7	433	1,604	15.6	282	1,118	10.0
機械	659	1,573	13.1	351	1,177	11.5	342	1,054	9.4
商業	1,052	612	5.1	966	557	5.4	713	623	5.6
サービス業	247	437	3.6	254	534	5.2	136	376	3.4
電気機器	672	385	3.2	672	280	2.7	672	291	2.6
不動産業	436	252	2.1	431	268	2.6	443	275	2.5
輸送用機器	350	207	1.7	350	182	1.8	350	270	2.4
電気ガス業	61	217	1.8	61	217	2.1	61	217	2.0
繊維製品	226	137	1.1	226	137	1.3	226	137	1.2
その他	1,796	1,033	8.6	1,202	455	4.4	1,105	419	3.8
合計	15,022	12,032	100.0	12,955	10,273	100.0	12,316	11,164	100.0

(注)1. 業種区分は証券取引所の業種分類に準じています。

2. 銀行業、保険業およびその他金融業は金融保険業として、卸売業および小売業は商業として記載しています。

## 貸付金の残存期間別残高

### 2022年度末

(単位:百万円)

区分		1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超 (期間の定めのないものを含む)	合計
国内企業向け	固定金利	—	—	—	—	—	—	—
	変動金利	—	—	—	—	—	—	—
	計	—	—	—	—	—	—	—
その他	固定金利	—	—	—	—	—	—	—
	変動金利	—	—	—	—	—	—	—
	計	—	—	—	—	—	—	—
合計	固定金利	—	—	—	—	—	—	—
	変動金利	—	—	—	—	—	—	—
	計	—	—	—	—	—	—	—

(注) 約款貸付は、含みません。

### 2023年度末

(単位:百万円)

区分		1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超 (期間の定めのないものを含む)	合計
国内企業向け	固定金利	—	—	—	—	—	—	—
	変動金利	—	—	—	—	—	—	—
	計	—	—	—	—	—	—	—
その他	固定金利	—	—	—	—	—	—	—
	変動金利	—	—	—	—	—	—	—
	計	—	—	—	—	—	—	—
合計	固定金利	—	—	—	—	—	—	—
	変動金利	—	—	—	—	—	—	—
	計	—	—	—	—	—	—	—

(注) 約款貸付は、含みません。

## 貸付金担保別内訳

(単位:百万円)

区分	年度	2021年度末		2022年度末		2023年度末	
			構成比		構成比		構成比
担保貸付		—	— %	—	— %	—	— %
保証貸付		—	—	—	—	—	—
信用貸付		—	—	—	—	—	—
その他		—	—	—	—	—	—
一般貸付計		—	—	—	—	—	—
約款貸付		116	100.0	99	100.0	68	100.0
合計		116	100.0	99	100.0	68	100.0
(うち劣後特約貸付)		( —)	( —)	( —)	( —)	( —)	( —)

## 貸付金使途別内訳

(単位:百万円)

区分	年度	2021年度末		2022年度末		2023年度末	
			構成比		構成比		構成比
設備資金		—	— %	—	— %	—	— %
運転資金		116	100.0	99	100.0	68	100.0
合計		116	100.0	99	100.0	68	100.0

## 貸付金の業種別内訳と推移

(単位:百万円)

区分	年度	2021年度末		2022年度末		2023年度末	
			構成比		構成比		構成比
農林・水産業		—	— %	—	— %	—	— %
鉱業・採石業・砂利採取業		—	—	—	—	—	—
建設業		—	—	—	—	—	—
製造業		—	—	—	—	—	—
卸売業・小売業		—	—	—	—	—	—
金融業・保険業		—	—	—	—	—	—
不動産業・物品賃貸業		—	—	—	—	—	—
情報通信業		—	—	—	—	—	—
運輸業・郵便業		—	—	—	—	—	—
電気・ガス・熱供給・水道業		—	—	—	—	—	—
サービス業等		—	—	—	—	—	—
その他		—	—	—	—	—	—
(うち個人住宅・消費者ローン)		( —)	( —)	( —)	( —)	( —)	( —)
計		—	—	—	—	—	—
公共団体		—	—	—	—	—	—
公社・公団		—	—	—	—	—	—
約款貸付		116	100.0	99	100.0	68	100.0
合計		116	100.0	99	100.0	68	100.0

(注) 業種別区分は、日本標準産業分類の大分類に準じています。

## 経理の状況

### 貸付金企業規模別内訳

(単位:百万円)

区分	年度	2021年度末		2022年度末		2023年度末	
			構成比		構成比		構成比
大企業		—	— %	—	— %	—	— %
中堅企業		—	—	—	—	—	—
中小企業		—	—	—	—	—	—
その他		—	—	—	—	—	—
一般貸付計		—	—	—	—	—	—

- (注) 1.大企業とは資本金10億円以上の企業をいいます。  
 2.中堅企業とは(注)1の「大企業」および(注)3の「中小企業」以外の企業をいいます。  
 3.中小企業とは資本金3億円以下の企業をいいます。(ただし、卸売業は資本金1億円以下、小売業、飲食業、サービス業は資本金5千万円以下の企業をいいます。)  
 4.その他とは個人ローン等です。

### 貸付金地域別内訳

(単位:百万円)

区分	年度	2021年度末		2022年度末		2023年度末	
			構成比		構成比		構成比
国内	首都圏	—	— %	—	— %	—	— %
	その他の地域	—	—	—	—	—	—
	国内計	—	—	—	—	—	—
海外計		—	—	—	—	—	—
合計		—	—	—	—	—	—

- (注) 1.個人ローン・約款貸付等を含みません。  
 2.国内の区分は、当社取扱部店所在地による分類です。

### 有形固定資産及び有形固定資産合計の残高

(単位:百万円)

区分	年度	2021年度末	2022年度末	2023年度末
土地		18,098	17,006	15,914
営業用		17,176	16,531	15,449
賃貸用		922	474	465
建物		9,482	8,834	8,324
営業用		8,505	8,176	7,681
賃貸用		976	658	643
土地・建物合計		27,581	25,840	24,239
営業用		25,682	24,708	23,130
賃貸用		1,898	1,132	1,109
建設仮勘定		—	—	—
営業用		—	—	—
賃貸用		—	—	—
合計		27,581	25,840	24,239
営業用		25,682	24,708	23,130
賃貸用		1,898	1,132	1,109
リース資産		—	—	—
その他の有形固定資産		1,128	1,370	1,667
有形固定資産合計		28,709	27,211	25,907

## 支払承諾の残高内訳

該当ありません。

## 支払承諾見返の担保別内訳

該当ありません。

## 長期性資産

(単位:百万円)

区分 \ 年度	2021年度末	2022年度末	2023年度末
長期性資産	17,330	15,569	13,952

(注)長期性資産は、積立保険の払戻積立金・契約者配当準備金の合計額を表示しています。

## 住宅関連融資

(単位:百万円)

区分 \ 年度	2021年度末		2022年度末		2023年度末	
		構成比 %		構成比 %		構成比 %
個人向けローン	—	—	—	—	—	—
住宅金融会社貸付	—	—	—	—	—	—
地方住宅供給公社貸付	—	—	—	—	—	—
合計	( — )	—	( — )	—	( — )	—
総貸付残高	116		99		68	

(注)合計欄の( )内は総貸付残高に対する比率です。

## 経理の状況

### 保険業法に基づく債権

(単位：百万円)

区分	年度	2022年度	2023年度
破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	(A)	—	—
危険債権額	(B)	—	—
三月以上延滞債権額	(C)	—	—
貸付条件緩和債権額	(D)	—	—
小計	(E) = (A) + (B) + (C) + (D)	—	—
正常債権額	(F)	101	69
保険業法に基づく債権合計	(G) = (E) + (F)	101	69

(注) 各債権の意義は以下のとおりです。

## (1) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始または再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

## (2) 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態および経営成績が悪化し、契約にしたがった債権の元本の回収および利息の受取りができない可能性の高い債権で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものです。

## (3) 三月以上延滞債権

三月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸付金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権および危険債権に該当しないものです。

## (4) 貸付条件緩和債権

貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権および三月以上延滞債権に該当しないものです。

## (5) 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態および経営成績に特に問題がないものとして、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権および貸付条件緩和債権以外に区分される債権です。

### 元本補填契約のある信託に係る債権の状況

該当ありません。



## 自己査定結果

## 2022年度

(単位：百万円)

区 分	I分類資産	II分類資産	III分類資産	IV分類資産	合 計
貸付金	99	—	—	—	99
有価証券	206,401	194	—	—	206,595
有形固定資産	27,169	41	—	—	27,211
その他	132,620	28	180	0	132,829
合計	366,291	263	180	0	366,736

## 2023年度

(単位：百万円)

区 分	I分類資産	II分類資産	III分類資産	IV分類資産	合 計
貸付金	68	—	—	—	68
有価証券	218,455	5	—	1	218,462
有形固定資産	25,904	3	—	—	25,907
その他	105,220	27	179	1	105,429
合計	349,649	35	179	2	349,867

(注) その他とは、預貯金、保険料債権等です。

資産査定における分類区分

IV分類…査定基準日において、「回収不可能または無価値と判定される資産」を指します。

III分類…査定基準日において、「最終の回収または価値について重大な懸念が存し、したがって損失の発生の可能性が高いが、その損失額について合理的な推計が困難な資産」を指します。

II分類…査定基準日において、「債権確保上の諸条件が満身に充たされないため、あるいは、信用上疑義が存するなどの理由により、その回収について通常の度合を超える危険を含むと認められる債権等の資産」を指します。

I分類…査定基準日において、「II分類、III分類及びIV分類としない資産」で、回収の危険性または価値の毀損の可能性について問題のない資産」を指します。

なお、上記の金額は自己査定による評価損計上前のものであり、合計は貸借対照表計上額よりも大きくなっています。

## 経理の状況

### 支払備金

(単位：百万円)

種目	年度	2021年度末	2022年度末	2023年度末
火災		9,655	10,455	9,851
海上		0	0	0
傷害		1,929	2,131	2,290
自動車		26,394	28,132	29,052
自動車損害賠償責任		3,825	3,681	3,408
その他		7,636	8,446	9,298
(うち賠償責任)		( 3,156)	( 3,075)	( 3,738)
合計		49,442	52,848	53,902

### 期首時点支払備金(見積り額)の当期末状況(ラン・オフ・リザルト)

(単位：百万円)

会計年度	期首支払備金	前期以前発生事故に係る 当期支払保険金	前期以前発生事故に係る 当期末支払備金	当期把握 見積り差額
2019年度	53,494	30,208	21,045	2,240
2020年度	47,472	28,707	22,699	△ 3,933
2021年度	46,688	27,165	19,090	433
2022年度	46,132	27,451	20,776	△ 2,095
<b>2023年度</b>	<b>51,484</b>	<b>27,372</b>	<b>24,550</b>	<b>△ 438</b>

(注)1. 国内元受契約に係る出再控除前の金額です。

2. 地震保険および自動車損害賠償責任保険に係る金額を除いて記載しています。

3. 当期把握見積り差額=期首支払備金-(前期以前発生事故に係る当期支払保険金+前期以前発生事故に係る当期末支払備金)

## 事故発生からの期間経過に伴う最終損害見積り額の推移表

## 自動車保険

(単位:百万円)

事故発生年度	2019年度			2020年度			2021年度			2022年度			2023年度			
	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動	
累計保険金+支払備金	事故発生年度末	42,603			37,707			38,965			43,895			45,408		
	1年後	42,124	0.989	△479	37,794	1.002	87	39,245	1.007	280	44,256	1.008	361			
	2年後	42,177	1.001	53	37,701	0.998	△93	38,803	0.989	△442						
	3年後	42,122	0.999	△55	38,100	1.011	399									
	4年後	41,990	0.997	△132												
最終損害見積り額		41,990			38,100			38,803			44,256			45,408		
累計保険金		40,681			35,676			36,050			38,214			30,961		
支払備金		1,309			2,424			2,753			6,042			14,447		

## 傷害保険

(単位:百万円)

事故発生年度	2019年度			2020年度			2021年度			2022年度			2023年度			
	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動	
累計保険金+支払備金	事故発生年度末	2,747			2,177			2,239			2,797			2,693		
	1年後	2,837	1.033	90	2,188	1.005	11	2,289	1.022	50	2,814	1.006	17			
	2年後	2,872	1.012	35	2,191	1.001	3	2,332	1.019	43						
	3年後	2,901	1.010	29	2,193	1.001	2									
	4年後	2,903	1.001	2												
最終損害見積り額		2,903			2,193			2,332			2,814			2,693		
累計保険金		2,832			2,123			2,193			2,425			1,244		
支払備金		71			70			139			389			1,449		

## 賠償責任保険

(単位:百万円)

事故発生年度	2019年度			2020年度			2021年度			2022年度			2023年度			
	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動	
累計保険金+支払備金	事故発生年度末	3,699			4,334			4,563			4,675			4,662		
	1年後	3,913	1.058	214	4,136	0.954	△198	4,370	0.958	△193	4,940	1.057	265			
	2年後	3,854	0.985	△59	4,055	0.980	△81	4,618	1.057	248						
	3年後	3,821	0.991	△33	4,051	0.999	△4									
	4年後	3,828	1.002	7												
最終損害見積り額		3,828			4,051			4,618			4,940			4,662		
累計保険金		3,782			3,870			4,136			4,189			2,562		
支払備金		46			181			482			751			2,100		

(注) 1. 国内元受契約に係る出再控除前の金額です。

2. 「比率」欄には、前年度末における累計保険金と支払備金の合計額が、当該年度1年間で変動した倍率を記載しています。

3. 「変動」欄には、前年度末における累計保険金と支払備金の合計額が、当該年度1年間で変動した額を記載しています。

## 経理の状況

## 責任準備金

(単位:百万円)

種目	年度	2021年度末	2022年度末	2023年度末
火災		96,117	96,950	93,509
海上		0	0	0
傷害		25,106	23,796	22,428
自動車		49,887	39,156	38,379
自動車損害賠償責任		35,648	35,368	34,385
その他 (うち賠償責任)		26,843 ( 8,300)	29,322 ( 8,695)	29,839 ( 9,310)
合計		233,604	224,594	218,542

## 責任準備金積立水準

区分	年度	2022年度末	2023年度末
積立方式	標準責任準備金対象契約	標準責任準備金	標準責任準備金
	標準責任準備金対象外契約	平準純保険料式又は全期チルメル式	平準純保険料式又は全期チルメル式
積立率		100.0%	100.0%

- (注) 1. 積立方式および積立率は、保険業法第3条第5項第1号に掲げる保険に係る保険契約および保険業法第3条第5項第1号に掲げる保険を主たる保険としている保険契約を除いています。
2. 保険料積立金および積立保険に係る払戻積立金以外について積立方式という概念がないため、積立方式は保険料積立金および積立保険に係る払戻積立金について記載しています。
3. 積立率=(実際に積み立てている普通責任準備金+払戻積立金)÷(下記(1)~(3)の合計額)
- (1) 標準責任準備金対象契約に係る、平成8年大蔵省告示第48号に定める方式により計算した保険料積立金および払戻積立金(保険業法施行規則第68条第2項に定める保険契約に限る)
- (2) 標準責任準備金対象外契約に係る、平準純保険料式により計算した2001年7月1日以降に保険期間が開始する保険契約に係る保険料積立金、保険業法施行規則第68条第2項に定める保険契約以外の保険契約で2001年7月1日以降に保険期間が開始する保険契約に係る払戻積立金ならびに2001年7月1日前に保険期間が開始する保険契約に係る普通責任準備金および払戻積立金
- (3) 2001年7月1日以降に保険期間が開始する保険契約に係る未経過保険料

## 責任準備金の残高内訳

(単位:百万円)

区分	普通責任準備金	異常危険準備金	危険準備金	払戻積立金	契約者配当準備金	合計	
2022年度末	火災	77,309	19,641	—	—	96,950	
	海上	0	0	—	—	0	
	傷害	2,270	6,297	—	15,102	23,796	
	自動車	26,156	13,000	—	—	39,156	
	自動車損害賠償責任	35,368	—	—	—	35,368	
	その他 (うち賠償責任)	14,265 ( 2,711)	14,668 ( 5,984)	— ( —)	385 ( —)	3 ( —)	29,322 ( 8,695)
	合計	155,370	53,607	—	15,487	129	224,594
	2023年度末	火災	77,783	15,707	18	—	93,509
海上		0	—	—	—	0	
傷害		2,245	6,480	5	13,567	22,428	
自動車		24,013	14,365	0	—	38,379	
自動車損害賠償責任		34,385	—	—	—	34,385	
その他 (うち賠償責任)		14,866 ( 3,118)	14,666 ( 6,192)	3 ( —)	299 ( —)	2 ( —)	29,839 ( 9,310)
合計		153,294	51,219	27	13,866	132	218,542

(注)地震保険と自動車損害賠償責任保険の責任準備金については、普通責任準備金として記載しています。

## 引当金明細表

### 2022年度

(単位：百万円)

区分	2021年度末 残高	2022年度 増加額	2022年度減少額		2022年度末 残高	摘要	
			目的使用	その他			
貸倒引当金	一般貸倒引当金	42	20	—	42*	20	※洗替による取崩額
	個別貸倒引当金	229	—	45	2*	180	※回収等による取崩額
	計	271	20	45	45	200	
賞与引当金	592	496	592	—	—	496	
価格変動準備金	4,896	151	—	—	—	5,048	

### 2023年度

(単位：百万円)

区分	2022年度末 残高	2023年度 増加額	2023年度減少額		2023年度末 残高	摘要	
			目的使用	その他			
貸倒引当金	一般貸倒引当金	20	12	—	20*	12	※洗替による取崩額
	個別貸倒引当金	180	—	—	0*	180	※回収等による取崩額
	計	200	12	—	20	192	
賞与引当金	496	494	496	—	—	494	
価格変動準備金	5,048	600	—	—	—	5,648	

(注)退職給付引当金に関する事項はP.93に記載しています。

## 貸付金償却の額

該当ありません。

## 資本金等明細表

純資産の変動については、P.98、99「株主資本等変動計算書」をご参照ください。

## 特別勘定資産・同残高・同運用収支

該当ありません。

## 経理の状況

### 損益の明細

#### 有価証券売却損益および評価損明細表

(単位：百万円)

区分	2021年度			2022年度			2023年度		
	売却益	売却損	評価損	売却益	売却損	評価損	売却益	売却損	評価損
国債等	208	0	—	438	0	—	374	2	—
株式	3,049	34	31	626	143	—	476	12	1
外国証券	—	—	—	230	151	—	192	—	—
合計	3,258	34	31	1,295	294	—	1,043	14	1

(注)国債等には、国内公社債を含みます。

#### 固定資産処分損益明細表

(単位：百万円)

区分	2021年度		2022年度		2023年度	
	処分益	処分損	処分益	処分損	処分益	処分損
土地・建物	2	0	2,041	96	1,109	219
その他の有形固定資産	4	4	5	23	15	22
小計	7	4	2,047	120	1,125	242
無形固定資産	—	0	—	—	—	—
合計	7	4	2,047	120	1,125	242

#### 事業費(含む損害調査費)

(単位：百万円)

区分	2021年度	2022年度	2023年度
人件費	17,577	17,712	17,577
物件費	13,393	14,949	15,698
税金	1,455	1,441	1,509
拠出金	1	0	0
負担金	—	—	—
諸手数料及び集金費	26,172	27,128	27,960
合計	58,600	61,232	62,747

(注)1.金額は、損益計算書における損害調査費、営業費及び一般管理費ならびに諸手数料及び集金費の合計額です。

2.拠出金は、火災予防拠出金および交通事故予防拠出金です。

3.負担金は、保険業法第265条の33の規定に基づく保険契約者保護機構負担金です。

## 減価償却費及び賃貸用不動産等減価償却明細表

2022年度

(単位：百万円)

資産の種類	取得原価	2022年度償却額	償却累計額	2022年度末残高	償却累計率
建物	27,063	471	18,228	8,834	67.36%
営業用	24,875	434	16,699	8,176	67.13%
賃貸用	2,188	37	1,529	658	69.91%
リース資産	—	—	—	—	—%
その他の有形固定資産	5,269	379	3,899	1,370	74.00%
無形固定資産	4,159	624	880	5,235	21.16%
合計	36,493	1,475	23,008	15,440	

2023年度

(単位：百万円)

資産の種類	取得原価	2023年度償却額	償却累計額	2023年度末残高	償却累計率
建物	25,502	456	17,178	8,324	67.36%
営業用	23,323	419	15,642	7,681	67.07%
賃貸用	2,179	36	1,535	643	70.47%
リース資産	—	—	—	—	—%
その他の有形固定資産	5,496	380	3,828	1,667	69.66%
無形固定資産	6,301	1,012	1,890	6,546	30.01%
合計	37,300	1,848	22,897	16,539	

(注)1.取得原価は、減損評価損控除後としています。

2.社宅用・厚生用の建物は、営業用を含めて表示しています。

3.賃貸割合に応じて営業用・賃貸用に区分し表示しています。

4.無形固定資産は、ソフトウェアです。償却累計率は、ソフトウェアに含まれるソフトウェア仮勘定を除いて算出しています。

## 売買目的有価証券運用損益明細表

該当ありません。

## リース取引

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：百万円)

	2021年度	2022年度	2023年度
(借手側)			
1年内	18	35	32
1年超	73	106	63
合計	91	141	95
(貸手側)			
1年内	—	—	—
1年超	—	—	—
合計	—	—	—

## 経理の状況

### 損害率感応度

#### 損害率の上昇に対する経常利益又は経常損失の変動

損害率の上昇シナリオ	地震保険と自動車損害賠償責任保険を除く、すべての保険種目について、均等に発生損害率が1%上昇すると仮定します。
計 算 方 法	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 増加する発生損害額=既経過保険料×1%</li> <li>● 増加する発生損害額のうち、正味支払保険金、支払備金積増額の内訳については、当年度発生事故におけるそれぞれの割合により按分しています。</li> <li>● 増加する異常危険準備金取崩額=正味支払保険金の増加を考慮した取崩額-決算時取崩額</li> <li>● 経常利益の減少額=増加する発生損害額-増加する異常危険準備金取崩額-増加する初年度収支残負担取崩額</li> </ul>
経常利益の減少額	2023年度： 350百万円 (注)異常危険準備金残高の取崩額 882百万円 2022年度： 608百万円 (注)異常危険準備金残高の取崩額 168百万円



東京海上グループについて

日新火災の経営について

商品・サービスについて

業績データ

コーポレートデータ

# 経理の状況

## 有価証券関係

### 2022年度

#### ① 売買目的有価証券

該当ありません。

#### ② 満期保有目的の債券

(単位：百万円)

種 類		2022年度末		
		貸借対照表 計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	公 社 債	1,209	1,281	72
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	公 社 債	—	—	—
合 計		1,209	1,281	72

#### ③ 子会社株式及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式(貸借対照表計上額 子会社株式41百万円)は、市場価格がないことから、時価及び時価と貸借対照表計上額との差額を記載しておりません。

#### ④ その他有価証券

(単位：百万円)

種 類		2022年度末		
		取得原価	貸借対照表 計上額	差 額
貸借対照表 計上額が 取得原価を 超えるもの	公 社 債	89,288	97,371	8,083
	株 式	3,813	6,997	3,183
	外国証券	63,117	68,569	5,452
	小 計	156,218	172,938	16,720
貸借対照表 計上額が 取得原価を 超えないもの	公 社 債	28,804	28,551	△253
	株 式	559	525	△33
	外国証券	608	566	△41
	小 計	29,972	29,644	△328
合 計		186,191	202,582	16,391

(注) 市場価格のない株式等および組合出資金等は上表に含めておりません。

#### ⑤ 売却したその他有価証券

(単位：百万円)

種 類	2022年度		
	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
公 社 債	5,537	438	0
株 式	1,569	626	143
外 国 証 券	4,876	230	151
合 計	11,984	1,295	294

#### ⑥ 保有目的の変更

該当ありません。

#### ⑦ 減損処理を行った有価証券

該当ありません。

## 2023年度

## ①売買目的有価証券

該当ありません。

## ②満期保有目的の債券

(単位：百万円)

種 類	2023年度末		
	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	公 社 債	—	—
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	公 社 債	1,208	1,174
合 計		1,208	1,174
			△33

## ③子会社株式及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式(貸借対照表計上額 子会社株式41百万円)は、市場価格がないことから、時価及び時価と貸借対照表計上額との差額を記載しておりません。

## ④その他有価証券

(単位：百万円)

種 類	2023年度末		
	取得原価	貸借対照表計上額	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	公 社 債	77,412	82,623
	株 式	3,758	8,322
	外国証券	78,976	94,459
	小 計	160,147	185,405
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	公 社 債	29,402	28,978
	株 式	146	124
	外国証券	—	—
	小 計	29,549	29,103
合 計	189,697	214,508	24,811

(注) 市場価格のない株式等および組合出資金等は上表に含めておりません。

## ⑤売却したその他有価証券

(単位：百万円)

種 類	2023年度		
	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
公 社 債	5,725	374	2
株 式	964	476	12
外 国 証 券	5,394	192	—
合 計	12,085	1,043	14

## ⑥保有目的の変更

該当ありません。

## ⑦減損処理を行った有価証券

その他有価証券について1百万円の減損処理を行っています。

## 経理の状況

### 金銭の信託関係

該当ありません。

### デリバティブ取引関係

2022年度

#### ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

該当ありません。

#### ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

##### a. 通貨関連

(単位：百万円)

ヘッジ会計 の 方 法	取引の種類	主なヘッジ対象	2022年度末		時 価
			契 約 額 等		
				うち1年超	
時価ヘッジ	為替予約取引	その他有価証券	55,916	—	66
	売 建		859	—	△16
	米ドル		11,154	—	△301
	豪ドル ユーロ				
	合 計		67,930	—	△252

(注) 時価の算定方法  
為替予約取引…先物為替相場によっています。

##### b. 金利関連

該当ありません。

##### c. 株式関連

該当ありません。

##### d. 債券関連

該当ありません。

##### e. その他

該当ありません。

## 2023年度

## ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

該当ありません。

## ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

## a. 通貨関連

(単位：百万円)

ヘッジ会計 の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	2023年度末		時 価
			契 約 額 等		
				うち1年超	
時価ヘッジ	為替予約取引 売 建 米 ド ル 豪 ド ル ユ ー ロ	その他有価証券	69,631	—	△1,965
			934	—	△20
			22,931	—	△190
			93,948	—	△2,176
	合 計				

(注) 時価の算定方法

為替予約取引…先物為替相場によっています。

## b. 金利関連

該当ありません。

## c. 株式関連

該当ありません。

## d. 債券関連

該当ありません。

## e. その他

該当ありません。

## 経理の状況

### 財務諸表の適正性と財務諸表作成に係る内部監査の有効性について

当社取締役社長は、当社の2023年4月1日から2024年3月31日までの事業年度に係る財務諸表等は、不実の記載がないものと2024年5月13日付で認識しています。

不実の記載がないと認識するに至った理由は、当社は、財務諸表等を適正に作成するため内部監査を含む以下の内部管理体制を整備していますが、その体制が機能していることを確認したためです。

1. 業務分掌と所管部署ならびに権限基準が明確にされ、各部署が適正に業務を遂行する体制を整備していること。
2. 経理部門では、財務諸表等の作成に必要な情報を把握し、その内容を財務諸表等に適正に反映していること。
3. 経理部門では、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づき財務諸表等を作成していること。
4. 財務諸表等の作成にあたっては、適宜会計監査人の助言を受け、適正に対応していること。
5. 内部監査部門では、財務諸表作成に係る各部門の業務プロセスが、法令・社内規程等にしがたい、適切に遂行されていることを事業年度ごとに確認していること。

## コーポレート データ

沿革	126
株式の状況	127
会社の組織	129
役員の状況	130
従業員の状況	133
健康経営の取り組み	135
企業集団の状況	136
設備の状況	137

## 沿革

## 日新火災のあゆみ

年 月	事 項
1908年(明治41年) 6月	帝国帆船海上保険株式会社として東京に設立
1910年(明治43年) 8月	社名を東洋海上保険株式会社と改称
1925年(大正14年) 10月	社名を東洋海上火災保険株式会社と改称
1942年(昭和17年) 4月	東明火災海上保険株式会社を合併
1943年(昭和18年) 7月	豊国火災保険株式会社と福寿火災保険株式会社の両社と合併し、現在の日新火災海上保険株式会社と改称
1949年(昭和24年) 5月	東京証券取引所に株式を上場
1957年(昭和32年) 7月	日新実業株式会社(現 日新火災インシュアランスサービス株式会社)を設立
1970年(昭和45年) 4月	株式会社日新査定センター(後の日新火災損害調査株式会社)を設立
1978年(昭和53年) 7月	TALKクラブ(当社専業代理店ならびに代理店会による連合組織)発足
1983年(昭和58年) 2月	トークビルサービス株式会社(現 日新火災総合サービス株式会社)を設立
1988年(昭和63年) 11月	日新情報システム開発株式会社(現 日新火災情報システム株式会社)を設立
1991年(平成 3年) 4月	日新総合サービス株式会社(現 日新火災総合サービス株式会社)を設立
1992年(平成 4年) 2月	東京本社・浦和本社(現 さいたま本社)の2本社体制スタート
1999年(平成11年) 12月	東京本社を千代田区神田駿河台に移転
2000年(平成12年) 4月	ユニバーサルリスクソリューション株式会社を設立
2003年(平成15年) 3月	東京海上火災保険株式会社(現 東京海上日動火災保険株式会社)と業務提携・資本提携
2006年(平成18年) 9月	株式会社ミレアホールディングス(現 東京海上ホールディングス株式会社)との経営統合による完全子会社化(株式上場廃止)
2007年(平成19年) 6月	日新総合サービス株式会社とトークビルサービス株式会社が合併し、日新火災総合サービス株式会社と改称
2011年(平成23年) 4月	日新火災損害調査株式会社を吸収合併



# 株式の状況

## 株主及び株式の状況

2024年3月31日現在、当社の発行可能株式総数は389,957千株、発行済株式総数は131,660千株です。  
なお、当社は、株式交換により2006年9月30日付で東京海上ホールディングス株式会社の完全子会社となっています。また、2024年6月28日に自己株式の消却を実施し、発行済株式総数は119,275千株となっています。

### 基本事項

決算期日	毎年3月31日
定時株主総会	毎年4月1日から4ヵ月以内に開催
期末配当の基準日	毎年3月31日
公告掲載方法	電子公告の方法により行います。ただし、事故その他やむを得ない事由により電子公告をすることができない場合は、東京都において発行する日本経済新聞に掲載します。 (注)公告を掲載する当社ホームページ <a href="https://www.nisshinfire.co.jp/">https://www.nisshinfire.co.jp/</a>
1単元の株式数	1,000株
株主名簿管理人	なし
上場証券取引所	なし

### 臨時株主総会

2024年4月1日付の臨時株主総会の決議事項は以下の通りです。

決議事項	取締役7名選任の件 上記議案は原案どおり承認可決されました。
------	-----------------------------------

### 第117期定時株主総会

第117期定時株主総会の報告事項および決議事項は以下のとおりです。(決議日：2024年6月18日)

報告事項	2023年度(2023年4月1日から2024年3月31日まで) 事業報告、計算書類ならびに会計監査人および監査役会の計算書類監査結果報告の件 上記について報告しました。
決議事項	監査役1名選任の件 上記議案は原案どおり承認可決されました。

## 株式の状況

## 大株主

(2024年3月31日現在)

氏名または名称	所在地	所有株式数	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合
東京海上ホールディングス株式会社	東京都千代田区大手町二丁目6番4号	131,660 <sup>千株</sup>	100.0 <sup>%</sup>
合 計		131,660	100.0

(注)1,000株未満は切り捨てて表示しています。

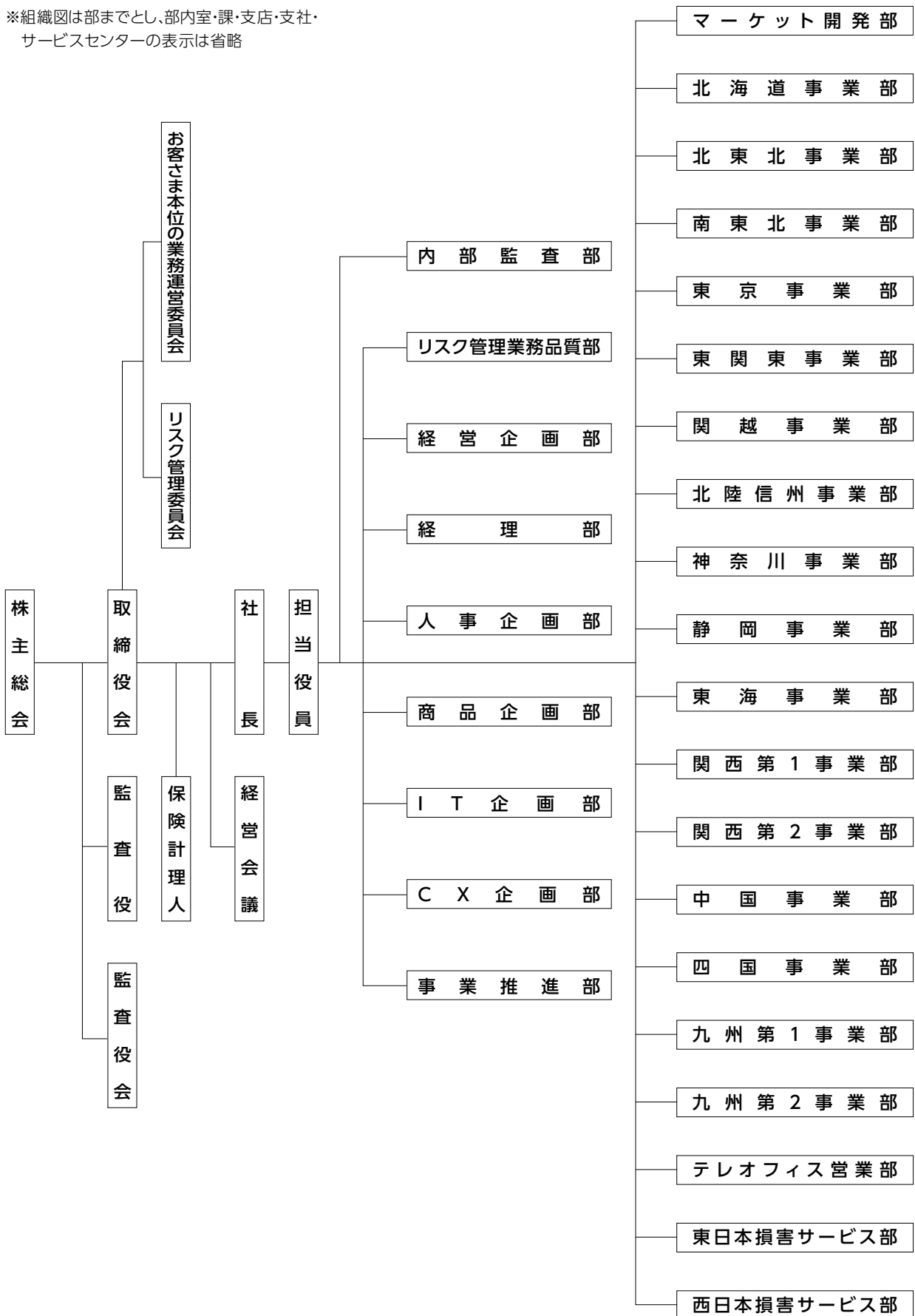
## 発行済株式総数及び資本金の推移

年 月 日	発行済株式総数		資本金		摘 要
	増 減 数	残 高	増 減 数	残 高	
2001年3月31日	△1,942 <sup>千株</sup>	194,805 <sup>千株</sup>	— <sup>千円</sup>	15,634,652 <sup>千円</sup>	利益による株式の消却 (2000年4月1日～2001年3月31日)
2002年3月31日	△5,648	189,157	—	15,634,652	利益による株式の消却 (2001年4月1日～2002年3月31日)
2005年3月31日	2	189,159	499	15,635,152	転換社債の株式への転換 (2004年4月1日～2005年3月31日)
2006年3月31日	23,537	212,696	4,754,488	20,389,640	転換社債の株式への転換 (2005年4月1日～2006年3月31日)
2007年3月31日	△2,376	210,320	—	20,389,640	自己株式の消却 (2006年4月1日～2007年3月31日)
2022年3月31日	△22,910	187,410	—	20,389,640	自己株式の消却 (2021年4月1日～2022年3月31日)
2023年3月31日	△14,450	172,960	—	20,389,640	自己株式の消却 (2022年4月1日～2023年3月31日)
2024年3月31日	△41,300	131,660	△10,194,820	10,194,820	自己株式の消却および減資 (2023年4月1日～2024年3月31日)
2024年6月28日	△12,385	119,275	—	10,194,820	自己株式の消却

# 会社の組織

組織図(2024年7月1日現在)

※組織図は部までとし、部内室・課・支店・支社・サービスセンターの表示は省略



東京海上グループについて

日新火災の経営について

商品・サービスについて

業績データ

レポートデータ

# 役員 の 状 況

## 取 締 役

(2024年7月1日現在)

役 名	氏 名 (生年月日)	略 歴
取締役社長 (代表取締役)	お り や ま し ん 織 山 晋 (1966年1月29日生)	1990年4月 当社入社 以後 経営企画部長を経て、 2017年4月 執行役員経営企画部長 2018年4月 取締役執行役員 2019年4月 取締役常務執行役員 2020年4月 取締役社長(代表取締役)(現職)
取締役	にい つ や す み 新 津 靖 実 (1963年8月30日生)	1986年4月 東京海上火災保険株式会社入社 2017年4月 東京海上日動火災保険株式会社執行役員損害サービス業務部長 2020年4月 同社常務取締役 2022年4月 同社常務執行役員 2023年4月 当社取締役専務執行役員(現職)
取締役 (代表取締役)	まつ お か ま さ と 松 岡 正 人 (1965年4月13日生)	1990年4月 東京海上火災保険株式会社入社 2014年4月 当社商品開発部担当部長(出向) 2015年4月 当社商品開発部長 2017年4月 当社執行役員商品企画部長 2019年4月 当社執行役員経営企画部長 2020年4月 当社転籍 執行役員経営企画部長 2021年4月 取締役常務執行役員経営企画部長 2022年4月 取締役常務執行役員 2024年4月 代表取締役常務執行役員(現職)
取締役	わ だ きよし 和 田 清 (1966年8月10日生)	1990年4月 東京海上火災保険株式会社入社 2020年4月 東京海上日動火災保険株式会社執行役員米田担当部長 2022年4月 東京海上ホールディングス株式会社常務執行役員 東京海上日動火災保険株式会社常務取締役 東京海上日動あんしん生命保険株式会社取締役(現職) 当社取締役(現職) 2022年6月 東京海上ホールディングス株式会社常務取締役 2023年4月 同社常務取締役経営企画部長(現職)
取締役	おか もと けん た ろう 岡 本 憲 太 郎 (1972年5月16日生)	1995年4月 当社入社 以後 経営企画部長を経て、 2024年4月 取締役執行役員(現職)
取締役 (社外取締役)	あし はら いち ろう 芦 原 一 郎 (1967年5月25日生)	1995年4月 森綜合法律事務所(現:森・濱田松本法律事務所)入所 1999年10月 アフラック(アメリカンファミリー生命保険会社)入社 2009年6月 日本GE株式会社入社 2009年12月 みずほ証券株式会社入社 2013年8月 チューリッヒ保険/チューリッヒ生命入社 2018年7月 SevenRich法律事務所入所 2020年3月 弁護士法人キャスト(現:弁護士法人キャストグローバル)パートナー(現職) 2021年6月 当社取締役(現職)
取締役 (社外取締役)	まく いり 菊 入 み ゆ き (1960年6月19日生)	1993年6月 JTBコミュニケーションデザイン内ワーク・モチベーション研究所所長(現職) 2015年4月 明星大学経済学部経済学科特任教授(現職) 2017年3月 筑波大学大学院人間総合科学研究科博士後期課程修了 博士号(生涯発達科学)取得 2017年4月 文京学院大学外国語学部国際ビジネスコース非常勤講師 2019年4月 中央大学理工学部経営システム工学科兼任講師 2020年4月 東京未来大学モチベーション行動科学部非常勤講師 2021年6月 当社取締役(現職) 2024年4月 白百合女子大学人間総合学部発達心理学科非常勤講師(現職)

## 監査役

(2024年7月1日現在)

役名	氏名 (生年月日)	略歴
監査役 (常勤)	坂本 新 (1962年3月3日生)	1985年4月 当社入社 以後 経理部長を経て、 2016年4月 取締役執行役員経理部長 2017年4月 取締役執行役員人事総務部長 2018年4月 取締役常務執行役員 2019年4月 取締役(代表取締役)常務執行役員 2021年4月 顧問 同年6月 監査役(常勤)(現職)
監査役 (社外監査役)	坂本 佳観 (1953年9月5日生)	1977年4月 株式会社静岡銀行入行 2003年6月 同社コンプライアンス・リスク統括部長 2005年6月 同社理事浜松中央支店長 2007年4月 同社執行役員浜松営業部長 2010年4月 同社常務執行役員西部カンパニー長 2013年6月 静岡保険総合サービス株式会社代表取締役副社長 2014年4月 同社代表取締役社長 2017年6月 当社監査役(現職)
監査役 (社外監査役)	中里 克己 (1963年2月7日生)	1985年4月 東京海上火災保険株式会社入社 2015年4月 東京海上日動あんしん生命保険株式会社執行役員営業企画部長 2016年4月 同社常務取締役 2017年4月 同社取締役社長 2017年6月 東京海上ホールディングス株式会社取締役 2022年4月 東京海上日動火災保険株式会社専務執行役員 2024年6月 同社監査役(常勤)(現職) 当社監査役(現職)

# 役員 の 状 況

## 執行役員

(2024年7月1日現在)

役 名	氏 名 (生年月日)	略 歴	担 当
社 長	<b>織 山 晋</b> おり やま しん	「取締役」の欄をご参照ください。	
専務執行役員	<b>新 津 靖 実</b> にい つ やす み	「取締役」の欄をご参照ください。	内部監査部、社長補佐
常務執行役員	<b>松 岡 正 人</b> まつ おか まさ と	「取締役」の欄をご参照ください。	経営企画部、商品企画部、静岡事業部、北陸信州事業部
常務執行役員	<b>佐 伯 猛 雄</b> さ えき たけ お (1967年12月16日生)	1991年4月 東京海上火災保険株式会社入社 2020年4月 東京海上日動火災保険株式会社理事内部監査部長 2023年4月 当社常務執行役員(現職)	リスク管理業務品質部、人事企画部
常務執行役員	<b>国 定 俊 行</b> くに さだ とし ひさ (1967年6月15日生)	1990年4月 当社入社 以後 関西第1事業部長を経て、 2021年4月 執行役員人事企画部長 2023年4月 執行役員 2024年4月 常務執行役員(現職)	関西第1事業部、関西第2事業部、中国事業部、四国事業部、西日本損害サービス部
執行役員	<b>郡 司 源 太 郎</b> ぐん し げん た ろ う (1965年9月26日生)	1989年4月 当社入社 以後 ビジネスプロセス企画部長を経て、 2020年4月 執行役員ビジネスプロセス企画部長 2021年4月 執行役員安心サービス部長 2022年4月 執行役員(現職)	経理部、北海道事業部、北東北事業部、南東北事業部
執行役員	<b>大 友 康 史</b> おお とむ やす し (1967年11月5日生)	1990年4月 当社入社 以後 中国事業部長を経て、 2021年4月 執行役員中国事業部長 2023年4月 執行役員東京第2事業部長 2024年4月 執行役員東京事業部長(現職)	東京事業部、神奈川事業部
執行役員	<b>原 口 美 保</b> はら ぐち み ほ (1969年1月1日生)	1999年5月 当社入社 以後 九州第2事業部長を経て、 2022年4月 執行役員九州第2事業部長 2023年4月 執行役員九州第1事業部長 2024年4月 執行役員テレオフィス営業部長(現職)	テレオフィス営業部、九州第1事業部
執行役員	<b>高 橋 泉</b> たか はし いずみ (1969年8月31日生)	1992年4月 当社入社 以後 IT企画部長を経て、 2022年4月 執行役員(現職)	IT企画部、CX企画部、マーケット開発部、東海事業部
執行役員	<b>岡 本 憲 太 郎</b> おか もと けん た ろ う	「取締役」の欄をご参照ください。	事業推進部、東関東事業部、関越事業部、九州第2事業部、東日本損害サービス部

# 従業員の状況

## 従業員数等

(2024年3月31日現在)

従業員数	2,033名
平均年齢	45.9歳
平均勤務年数	17.1年
平均年間給与	6,209,901円

(注) 1. 従業員数については、就業人員数を記載しています。  
2. 平均年間給与は、賞与および基準外賃金を含んでいます。

## 管理職に占める女性労働者の割合

(2024年3月31日現在)

割合	15.8%
女性	29名
男女計	184名

※管理職とは、担当課長より上位の役職(役員を除く)にある労働者の合計をいいます。

## 男性労働者の育児休業等と育児目的休暇の取得割合

(2024年3月31日現在)

割合	94.7%
育児休業等もしくは育児目的休暇を利用した男性労働者	18名
配偶者が出産した男性労働者	19名

## 男性の賃金に対する女性の賃金の割合

(2024年3月31日現在)

全労働者	63.4%
うち正規雇用労働者	62.4%
うち非正規雇用労働者	62.6%

## 新卒採用者数の推移

(各年度とも4月1日現在)

年度	社員(全国型・広域型)	社員(地域型)	合計
2020年度	33名	16名	49名
2021年度	44名	15名	59名
2022年度	34名	7名	41名
2023年度	47名	12名	59名
2024年度	56名	15名	71名

## 従業員の状況

### 社員の採用と教育

#### 採用方針

お客さまにとって最も身近で信頼されるリテール損害保険会社の実現を目指す当社では、変化をいち早くキャッチし、常に一歩先を行くサービスを実現できる人材を求め、積極的な採用活動を行っています。具体的には、コミュニケーション力と挑戦・成長意欲を基盤に、「人に優しく向上心のある人材」を求めています。

採用にあたっては、基本的人権の尊重および就職の機会均等をすべての応募者に保障し、就職差別のない公平・明白な採用選考を行うという観点から、「公正採用基本方針」を策定し、面接者への教育を実施しています。また、面接を重視し、一人ひとりの適性・能力・意欲を見極めた採用を行っています。

#### 社員育成体制

当社では、全社員が実践する12の基本行動をAction Standardとして策定し、大切にすべき価値観「変わる」「寄り添う」「考動する」を体現できる社員の育成を体系的な教育・研修プログラムに基づき実施しています。

新入社員に対しては、入社後2年以内に損害保険会社の社員として十分な技量を身につけることを目標に、教育・研修を実施しています。

また、階層別・部門別等の集合研修・オンライン研修のほか、OJTや自己啓発等全社員に共通するプログラムを提供し、個々に必要な知識や能力等に応じた教育・研修を実施しています。

さらに、教育や研修だけでなく、採用・配置(人事異動)・評価(昇格)のすべてを人材育成の機会と位置づけ、人材育成の取り組みを推進しています。

### 福利厚生制度

法律で定められている社会保険等の福利厚生制度のほか、以下の諸制度を実施しています。

- ・財形貯蓄制度
- ・持株会制度
- ・共済会
- ・各種保養施設
- ほか

### 人権啓発への取り組み

当社では「人権啓発基本方針」を定め「人権啓発推進委員会」を設置し、全社員を対象とした人権啓発研修を実施することによって、人権を尊重する企業風土の醸成に取り組んでいます。また、セクシュアルハラスメントやパワーハラスメント等のハラスメントを防止するため「ハラスメント防止規程」を定めています。社員からの相談に対応するためにハラスメント等相談窓口を設置し、迅速かつ適切に対応することによって、働きやすい職場環境の確立に取り組んでいます。



# 健康経営の取り組み

当社は、経営理念である「最も身近で信頼されるリテール損害保険会社」を実現するためには、社員とその家族の健康の充実が重要であるとの考えに基づき「日新火災健康宣言」を掲げ、健康経営に取り組んでいます。当社の健康経営の取り組みは「東京海上グループ健康憲章」に則っています。

## 日新火災健康宣言

当社は、経営理念である「最も身近で信頼されるリテール損害保険会社」を実現するためには、「社員が心身ともに健康であり、個々の持てる能力を存分に発揮すること」が不可欠と考えます。

社員とその家族の健康が、社員自身の幸せと同時にお客さまの幸せおよび社会への貢献にも繋がる大事な礎と考え、社員がやりがいを感じいきいきと働き続けることのできる環境づくりを推進します。

## 健康経営推進体制

当社の健康経営は、会社と健康保険組合が一体となって取り組む「コラボヘルス」によって推進しています。社員の健康課題の把握や対策の立案、実施、評価および改善は健康管理推進委員会が中心となってPDCAを実践しています。健康管理推進委員会では主任健康管理者である人事担当役員が委員長となって、人事企画部、労働組合、産業医・保健師、健康保険組合が参加して議案を審議し、各地区の健康経営推進担当者を通じて健康増進に向けた取り組みを実施しています。また、年度計画や取組状況については、定期的に経営会議に報告しています。

具体的には、BMI、血糖、血圧、脂質、肝機能等の検査結果や、喫煙習慣、運動習慣、朝食摂取率、飲酒頻度等の問診結果から生活習慣病リスクを把握し、社員の健康増進に向けた対策を立案、推進しています。特に、メンタル不調者対策、生活習慣病対策、喫煙対策を重点施策として掲げ、「社員および家族の健康管理のための取り組み」「生活習慣病リスクの低減に向けた取り組み」「メンタルヘルスのための取り組み」「社員の健康増進に向けた取り組み」等の取り組みを実施しています。

こうした体制の下で健康経営を推進し、お客さま一人ひとりに寄り添い“あんしん”をお届けしてまいります。



# 企業集団の状況

## 主要な事業の内容および組織の構成

当社グループは、持株会社である東京海上ホールディングス株式会社のもと、当社および子会社4社で構成され、損害保険事業を営んでいます。2024年7月1日現在の事業系統図は以下のとおりです。

(1) 損害保険事業および保険関連事業

損害保険事業を営んでいる会社は、当社です。

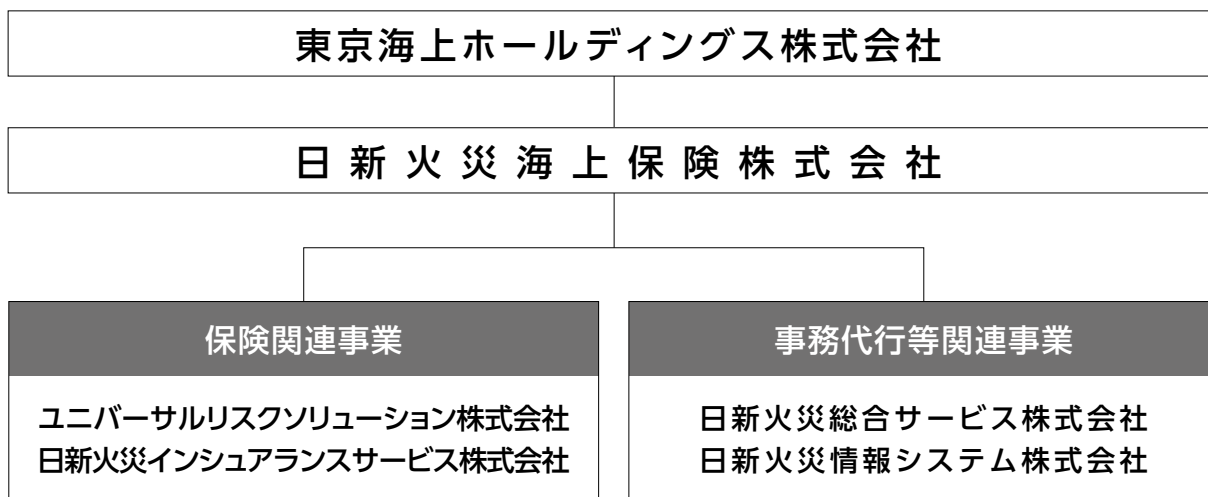
保険関連事業を営んでいる会社は、子会社であるユニバーサルリスクソリューション株式会社および日新火災インシュアランスサービス株式会社であり、それぞれリスクコンサルタント業務、保険募集代理業務等を主要事業としています。

(2) 事務代行等関連事業

事務代行等関連事業を営んでいる会社は、子会社である日新火災総合サービス株式会社および日新火災情報システム株式会社であり、それぞれ物流関係業務、システム開発業務等を主要事業としています。

### [事業系統図]

(2024年7月1日現在)



## 子会社

(2024年7月1日現在)

会社名	設立年月日	資本金	当社の議決権の所有割合	本社所在地	主な事業内容
日新火災総合サービス株式会社	1983. 2. 1	百万円 10	100%	東京都千代田区 神田駿河台2-3	荷造・印刷・製本・集配業務、 付随設備保守管理業務等
日新火災情報システム株式会社	1988. 11. 1	20	100	埼玉県さいたま市 浦和区上木崎2-7-5	プログラム作成、ソフトウェア開発
ユニバーサルリスクソリューション株式会社	2000. 4. 11	10	100	東京都千代田区 神田駿河台2-3	リスクコンサルタント業務
日新火災インシュアランスサービス株式会社	1957. 7. 24	20	100	東京都千代田区 神田駿河台2-3	保険募集代理業

## 連結財務諸表

当社では、連結財務諸表を作成していません。

# 設備の状況

## 設備投資等の概要

当期の設備投資は、主として、営業店舗の建物・設備等の維持改善を目的に実施しました。当期中の投資総額は1,152百万円でした。

## 主要な設備の状況

(2024年3月31日現在)

店名	所属 出先機関	帳簿価額(百万円)				従業員数
		土地(面積 m <sup>2</sup> )	建物	動産	リース資産	
東京本社※1	5 店	10,309( 2,595)	3,229	142	—	523 人
さいたま本社	—	2,847( 8,951)	1,459	663	—	71
東京第1事業部	4	—( —)	—	20	—	69
関東第2事業部	5	—( —)	—	20	—	89
信越事業部	6	30( 457)	39	13	—	77
神奈川事業部	2	0( 211)	193	16	—	60
北海道事業部	6	—( —)	—	23	—	75
北東北事業部 南東北事業部	12	955( 2,127)	570	42	—	185
静岡事業部	4	4( 158)	77	7	—	73
東海第1事業部 東海第2事業部	7	299( 1,465)	865	84	—	181
北陸事業部	3	33( 146)	276	5	—	51
京滋事業部 関西第1事業部 関西第2事業部 中国事業部 四国事業部	19	160( 670)	365	98	—	395
九州第1事業部 九州第2事業部	11	—( —)	—	39	—	184

※1 東京第2事業部、関東第1事業部を含む。

(注)1. 上記「店名」は、本社または事業部ごとの区分によって記載し、「所属出先機関」以下の各計数は、同一の本社または事業部に属する支店、支社および営業所等出先機関の合計を記載しています。

2. 上記はすべて営業用設備です。
3. 上記のほか、主要な賃貸用設備として以下のものがあります。

(単位：百万円)

設備名	帳簿価額	
	土地(面積 m <sup>2</sup> )	建物
名古屋ビル (名古屋市中区)	1 ( 183)	210

4. 前記のほか、主要な社宅用・厚生用設備として以下のものがあります。

(単位：百万円)

設備名	帳簿価額	
	土地(面積 m <sup>2</sup> )	建物
トークハイム日進 (さいたま市北区)	804 ( 3,529)	334

5. 主要な設備のうち、リース契約によるものについては該当ありません。



# 店舗ネットワーク

(2024年7月1日現在)

部※1	21
サービス支店※2	71
支店	13
支社	19
事務所	1
損害サービスセンター	17

<b>北海道</b>	
部	1
サービス支店	2
支店	2
支社	4
損害サービスセンター	2

<b>東北</b>	
部	2
サービス支店	11
支社	3
損害サービスセンター	1

<b>中国・四国</b>	
部	2
サービス支店	8
支社	3

<b>関東・新潟・山梨</b>	
部	8
サービス支店	17
支店	7
支社	2
損害サービスセンター	8

<b>関西</b>	
部	3
サービス支店	9
支店	2
支社	2
損害サービスセンター	3

<b>東海・北陸・長野</b>	
部	3
サービス支店	15
支店	3
支社	3
損害サービスセンター	2

<b>九州・沖縄</b>	
部	2
サービス支店	9
支社	2
事務所	1
損害サービスセンター	1

※1 部には、「事業部、マーケット開発部、CX企画部、テレオフィス営業部、東日本損害サービス部、西日本損害サービス部」の合計部数を表示しています。  
 ※2 当社では、各地のサービス支店において、営業と損害サービスを一体化したサービスをお届けしています。

# 日新火災海上保険株式会社

〒101-8329 東京都千代田区神田駿河台2-3

TEL.03-3292-8000(大代表)

<https://www.nisshinfire.co.jp/>

